官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務五）　二
〔法規的告示〕
○不動産登記法第百十九条の二第三項に規定する法務大臣の指定する登記所を定める件（法務一一）　二
○除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通二四三）　三
〔その他告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学八）　六
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁一）　三
〔人事異動〕
最高裁判所　三
国家試験　三
〔官庁報告〕
令和八年参議院事務局職員採用試験公告（参議院事務局）　三
令和八年参議院法制局職員採用総合職試験公告（参議院法制局）　三
令和八年度国立国会図書館職員採用試験公告（国立国会図書館）　四
二千二十六年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）試験専門委員（人事院）　六
二千二十六年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　三
二千二十六年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　四
二千二十六年度法務省専門職員（人間科学）採用試験試験専門委員（同）　四
二千二十六年度財務専門官採用試験試験専門委員（同）　四
二千二十六年度国税専門官採用試験試験専門委員（同）　四
二千二十六年度食品衛生監視員採用試験試験専門委員（同）　四
二千二十六年度労働基準監督官採用試験試験専門委員（同）　四
二千二十六年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）　四
〔公　告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　四
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
税理士登録抹消、弁理士登録関係　九
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　一〇〇
会社その他
会社決算公告　一一〇

省令

○法務省令第五号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十六条の三第一項並びに第百十九条の二第一項及び第三項、同条第四項において準用する同法第百十九条第四項並びに同法第百二十二条の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

法務大臣　平口　洋

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　［略］ 第一節　登記記録（第三条の二―第九条） ［第二節～第四節　略］ 第三章　［略］ 第四章　［略］ 第一節　登記事項の証明等に関する請求（第百九十三条―第百九十五条の四） ［第二節～第四節　略］ ［第五章・第六章　略］ 附則 （地図等の訂正） **第十六条**　［略］ ［2～4　略］ 5　第一項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲げる情報を提供しなければならない。 ［一・二　略］ 三　表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第百九十五条第四項第一号、第二百二条の四第六項第一号、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二百二条の十四第四項第一号及び第二百二条の十五第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報） ［6～15　略］	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ 第一節　登記記録（第四条―第九条） ［第二節～第四節　同上］ 第三章　［同上］ 第四章　［同上］ 第一節　登記事項の証明等に関する請求（第百九十三条―第百九十五条） ［第二節～第四節　同上］ ［第五章・第六章　同上］ 附則 （地図等の訂正） **第十六条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　第一項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲げる情報を提供しなければならない。 ［一・二　同上］ 三　表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二百二条の四第六項第一号、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二百二条の十四第四項第一号及び第二百二条の十五第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報） ［6～15　同上］

（請求書類つづり込み帳）

第二十七条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

［一・二　略］

二の二　所有不動産記録証明書の交付の請求

［三～九　略］

2　［略］

（相続人申出における相続人申出等添付情報の省略）

第百五十八条の二十　相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもって、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができるときに限る。

2　相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもって、前条第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができるときに限る。

（所有不動産記録証明書の交付の請求情報等）

第百九十五条　所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報を提供しなければならない。

一　請求人の氏名又は名称、住所及び連絡先

二　請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　請求に係る不動産の所有権の登記名義人と請求人との関係

五　請求に係る不動産の登記記録を検索するために必要な所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

六　請求に係る書面の通数

七　送付の方法により所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

（請求書類つづり込み帳）

第二十七条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三～九　同上］

2　［同上］

（相続人申出における相続人申出等添付情報の省略）

第百五十八条の二十　相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるときに限る。

2　相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるときに限る。

第百九十五条　削除

２　次の各号に掲げる者が所有権の登記名義人として記録されている不動産に係る所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合には、前項第五号に定める事項に加え、当該不動産の登記記録を検索するために必要な事項として、当該各号に定める事項を内容とする情報を提供することができる。

一　日本の国籍を有しない者　氏名の表音をローマ字で表示したもの

二　会社法人等番号を有する法人　会社法人等番号

３　第一項各号に掲げる事項及び前項各号に定める事項を内容とする情報は、請求に係る不動産の所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。

４　第一項の請求をする場合には、次に掲げる情報を同項各号に掲げる事項を内容とする情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一　請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する情報

二　請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報

三　代理人によって請求をするとき（支配人等が法人を代理して第一項の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号を提供したときを除く。）は、当該代理人の権限を証する情報

四　請求人が請求に係る不動産の所有権の登記名義人でないときは、請求人が当該不動産の所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であることを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

五　第一項第五号に掲げる情報として提供された氏名又は名称及び住所（第一項第一号に掲げる情報として提供されたものと異なる場合に限る。）が請求人（前号の場合にあっては、請求人の被承継人）の氏名又は名称及び住所であること（氏名又は名称及び住所に変更があった場合にあっては、変更前の氏名又は名称及び住所を含む。）を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

５　前項第一号の規定は、請求人が同号の情報が記載された書面（印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合には、適用しない。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

６　請求人が法人である場合において、当該法人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、第四項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

７　法人である代理人によって第一項の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該代理人の代表者の資格を証する情報を提供することを要しない。

８　法第百十九条の二第二項の規定により請求人が所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合において、請求人が所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であることを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報に関して法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもっ

て、第四項第四号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができるときに限る。

（所有不動産記録証明書の交付の請求の方法等）

第百九十五条の二　所有不動産記録証明書の交付の請求は、前条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項各号に定める事項を内容とする情報を記載した書面並びに同条第四項各号に掲げる情報を記載した書面を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2　所有不動産記録証明書の交付の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項各号に定める事項を内容とする情報並びに同条第四項各号に掲げる情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、所有不動産記録証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨の情報を提供しなければならない。

（添付書面の原本の還付請求）

第百九十五条の三　第五十五条の規定は、前条第一項の規定により第百九十五条第四項各号に掲げる情報が記載された書面を提出した請求人について準用する。

（電子情報処理組織による請求における添付情報の特例）

第百九十五条の四　第百九十五条の二第二項前段の規定により所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合において、請求人が第百九十五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項各号に定める事項を内容とする情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該請求人の第四十三条第一項各号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第百九十五条第四項第一号に掲げる情報の提供に代えることができる。

2　令第十二条第二項及び第十四条の規定は、第百九十五条の二第二項前段の規定により提供する第百九十五条第四項各号に掲げる情報について準用する。

3　第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

（所有不動産記録証明書の作成及び交付）

第百九十九条　法第百十九条の二第一項の登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるものは、不動産所在事項及び不動産番号とする。

2　登記官は、所有不動産記録証明書を作成するときは、請求に係る所有不動産記録証明書である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3　前項の規定により作成する所有不動産記録証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　請求に係る記録があるとき　別記第十二号の二様式

二　請求に係る記録がないとき　別記第十二号の三様式

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第百九十九条　削除

４　所有不動産記録証明書は、不動産の登記記録を検索するために必要な事項として提供された所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所ごとに作成するものとする。

５　第百九十七条第六項の規定は所有不動産記録証明書の交付について、第百九十七条の二の規定は第百九十五条の二第二項前段の規定により所有不動産記録証明書の交付を請求した者が当該所有不動産記録証明書を登記所で受領するときについて、それぞれ準用する。

（手数料の納付方法）

第二百三条　法第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項までの手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

２　［略］

（送付に要する費用の納付方法）

第二百四条　請求書を登記所に提出する方法により第百九十三条第一項の交付の請求又は第百九十五条第一項の請求をする場合において、第百九十七条第六項（第百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

［２・３　略］

（電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法）

第二百五条　［略］

［２・３　略］

４　法第百十九条の二第四項において準用する法第百十九条第四項ただし書の法務省令で定める方法は、第百九十五条の二第二項に規定する方法とする。

５　第二項の規定は、第百九十五条の二第二項前段の規定により所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合における手数料の納付について準用する。

（準用）

第二百四十一条　第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第百二十条第二項及び第百二十一条第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、同条第三項中「法第百二十一条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」とあるのは「法第百四十九条第二項に規定する筆界特定手続記録」と、第二百三条第一項中「法第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで」とあるのは「法第百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第百九十三条第一項の交付の請求又は第百九十五条第一項の請求」とあるのは「第二百三十八条第一項の交付の請求」と、「第百九十七条第六項（第百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（手数料の納付方法）

第二百三条　法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項までの手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

２　［同上］

（送付に要する費用の納付方法）

第二百四条　請求書を登記所に提出する方法により第百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

［２・３　同上］

（電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法）

第二百五条　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（準用）

第二百四十一条　第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第百二十条第二項及び第百二十一条第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、同条第三項中「法第百二十一条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」とあるのは「法第百四十九条第二項に規定する筆界特定手続記録」と、第二百三条第一項中「法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで」とあるのは「法第百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第百九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

別記第十二号の二様式（第百九十九条第三項第一号関係）

所有不動産記録証明書

請求人	
資格	□本人　□相続人その他の一般承継人
氏名又は名称	
住所	

検索条件	
氏名又は名称	
ローマ字氏名	
住所	
会社法人等番号	

検索条件に該当する所有権の登記名義人が記録されている不動産

番号	管轄登記所	種別	不動産所在事項及び不動産番号	登記申請用コード（要専用ソフト）

別記第十二号の三様式（第百九十九条第三項第二号関係）

所有不動産記録証明書

請求人	
資格	□本人　□相続人その他の一般承継人
氏名又は名称	
住所	

検索条件	
氏名又は名称	
ローマ字氏名	
住所	
会社法人等番号	

検索条件＊に該当する所有権の登記名義人が記録されている不動産はない。

別記第十二号の次に次の二様式を加える。

（船舶登記規則の一部改正）

第二条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不動産登記規則の準用） **第四十九条**　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（6）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十条まで、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで、第百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第百八十四条から第百八十六条まで、第百八十七条第二号、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五条第一項、第四項及び第五項を除く。）の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項、第百八十四条、第百八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（不動産登記規則の準用） **第四十九条**　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（6）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十条まで、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで、第百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第百八十四条から第百八十六条まで、第百八十七条第二号、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五条第一項、第四項及び第五項を除く。）の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項、第百八十四条、第百八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	船舶登記令第三十三条第一項及び第一項及び第二項

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	船舶登記令第三十三条第一項及び第一項及び第二項

第二百四条第一項	第百九十三条第一項の交付の請求又は第百九十五条第一項の請求	船舶登記規則第四十五条第一項の交付の請求
	第百九十七条第六項（第百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）	船舶登記規則第四十七条第六項
	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第三条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不動産登記規則の準用） **第四十条**　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、第四十八条第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五条第一項、第四項及び第五項を除く。）の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項、第百八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（不動産登記規則の準用） **第四十条**　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、第四十八条第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五条第一項を除く。）の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項、第百八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百四条第一項	第百九十三条第一項	船舶登記規則第四十五条第一項
	第百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）	船舶登記規則第四十七条第六項
	［同上］	

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	農業用動産抵当登記令第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項及び第二項
第二百四条第一項	第百九十三条第一項の交付の請求又は第百九十五条第一項の請求	農業用動産抵当登記規則第三十六条第一項の交付の請求
	第百九十七条第六項（第百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）	農業用動産抵当登記規則第三十八条第六項
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（建設機械登記規則の一部改正）

第四条　建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前		
（不動産登記規則の準用）		
第三十五条　［同上］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	建設機械登記令第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項
	第百九十三条第一項	農業用動産抵当登記規則第三十六条第一項
第二百四条第一項	第百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）	農業用動産抵当登記規則第三十八条第六項
［同上］		

改正後		
（不動産登記規則の準用）		
第三十五条　［略］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	建設機械登記令第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項
	第百九十三条第一項の交付の請求又は第百九十五条第一項の請求	農業用動産抵当登記規則第三十六条第一項の交付の請求
第二百四条第一項	第百九十七条第六項（第百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）	農業用動産抵当登記規則第三十八条第六項
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年二月二日）から施行する。

法規的告示

○法務省告示第十一号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条の二第三項の規定により、次の登記所を同項の登記所に指定する。

この指定は、令和八年二月二日から効力を生ずる。

令和八年二月二日

法務大臣　平口　洋

登記所

札幌法務局
札幌法務局北出張所
札幌法務局白石出張所
札幌法務局南出張所
札幌法務局西出張所
札幌法務局江別出張所
札幌法務局恵庭出張所
札幌法務局小樽支局
札幌法務局室蘭支局
札幌法務局岩見沢支局
札幌法務局苫小牧支局
札幌法務局滝川支局
札幌法務局倶知安支局
札幌法務局日高支局
函館地方法務局
函館地方法務局江差支局
函館地方法務局八雲支局
旭川地方法務局
旭川地方法務局留萌支局
旭川地方法務局稚内支局
旭川地方法務局紋別支局
旭川地方法務局名寄支局
釧路地方法務局
釧路地方法務局帯広支局
釧路地方法務局北見支局
釧路地方法務局根室支局
釧路地方法務局中標津出張所
仙台法務局
仙台法務局名取出張所
仙台法務局石巻支局
仙台法務局塩竈支局
仙台法務局古川支局
仙台法務局気仙沼支局
仙台法務局大河原支局
仙台法務局登米支局
青森地方法務局
青森地方法務局弘前支局
青森地方法務局八戸支局
青森地方法務局五所川原支局
青森地方法務局十和田支局
青森地方法務局むつ支局
盛岡地方法務局
盛岡地方法務局宮古支局
盛岡地方法務局水沢支局
盛岡地方法務局大船渡出張所
盛岡地方法務局花巻支局
盛岡地方法務局二戸支局
秋田地方法務局
秋田地方法務局能代支局
秋田地方法務局大館支局
秋田地方法務局本荘支局
秋田地方法務局大曲支局
山形地方法務局
山形地方法務局村山出張所
山形地方法務局米沢支局
山形地方法務局鶴岡支局
山形地方法務局酒田支局
山形地方法務局新庄支局
山形地方法務局寒河江支局
福島地方法務局
福島地方法務局二本松出張所
福島地方法務局若松支局
福島地方法務局田島出張所
福島地方法務局郡山支局
福島地方法務局いわき支局
福島地方法務局富岡出張所
福島地方法務局白河支局
福島地方法務局相馬支局
東京法務局
東京法務局港出張所
東京法務局新宿出張所
東京法務局台東出張所
東京法務局墨田出張所
東京法務局品川出張所
東京法務局城南出張所
東京法務局世田谷出張所
東京法務局渋谷出張所
東京法務局中野出張所
東京法務局杉並出張所
東京法務局豊島出張所
東京法務局北出張所
東京法務局板橋出張所
東京法務局練馬出張所
東京法務局城北出張所
東京法務局江戸川出張所
東京法務局八王子支局
東京法務局立川出張所
東京法務局町田出張所
東京法務局府中支局
東京法務局田無出張所
東京法務局西多摩支局
水戸地方法務局
水戸地方法務局日立支局
水戸地方法務局土浦支局
水戸地方法務局つくば出張所
水戸地方法務局龍ケ崎支局
水戸地方法務局取手出張所
水戸地方法務局下妻支局
水戸地方法務局筑西出張所
水戸地方法務局常陸太田支局
水戸地方法務局鹿嶋支局
宇都宮地方法務局
宇都宮地方法務局足利支局
宇都宮地方法務局栃木支局
宇都宮地方法務局小山出張所
宇都宮地方法務局日光支局
宇都宮地方法務局真岡支局
宇都宮地方法務局大田原支局
前橋地方法務局
前橋地方法務局渋川出張所
前橋地方法務局高崎支局
前橋地方法務局桐生支局
前橋地方法務局伊勢崎支局
前橋地方法務局太田支局
前橋地方法務局沼田支局
前橋地方法務局富岡支局
前橋地方法務局中之条支局
さいたま地方法務局
さいたま地方法務局川口出張所
さいたま地方法務局鴻巣出張所
さいたま地方法務局上尾出張所
さいたま地方法務局志木出張所
さいたま地方法務局川越支局
さいたま地方法務局坂戸出張所
さいたま地方法務局熊谷支局
さいたま地方法務局本庄出張所
さいたま地方法務局秩父支局
さいたま地方法務局所沢支局
さいたま地方法務局飯能出張所
さいたま地方法務局東松山支局
さいたま地方法務局越谷支局
さいたま地方法務局春日部出張所
さいたま地方法務局草加出張所
さいたま地方法務局久喜支局
千葉地方法務局
千葉地方法務局東金出張所
千葉地方法務局市原出張所
千葉地方法務局市川支局
千葉地方法務局船橋支局
千葉地方法務局館山支局
千葉地方法務局木更津支局
千葉地方法務局松戸支局
千葉地方法務局香取支局
千葉地方法務局佐倉支局
千葉地方法務局成田出張所
千葉地方法務局柏支局
千葉地方法務局匝瑳支局
千葉地方法務局茂原支局
千葉地方法務局いすみ出張所
横浜地方法務局
横浜地方法務局神奈川出張所
横浜地方法務局金沢出張所
横浜地方法務局港北出張所
横浜地方法務局戸塚出張所
横浜地方法務局旭出張所
横浜地方法務局栄出張所
横浜地方法務局青葉出張所
横浜地方法務局川崎支局
横浜地方法務局麻生出張所
横浜地方法務局横須賀支局
横浜地方法務局湘南支局
横浜地方法務局西湘二宮支局
横浜地方法務局相模原支局
横浜地方法務局厚木支局
横浜地方法務局大和出張所
新潟地方法務局
新潟地方法務局長岡支局
新潟地方法務局三条支局
新潟地方法務局柏崎支局
新潟地方法務局新発田支局
新潟地方法務局新津支局
新潟地方法務局十日町支局
新潟地方法務局村上支局
新潟地方法務局糸魚川支局
新潟地方法務局上越支局

新潟地方法務局佐渡支局
新潟地方法務局南魚沼支局
甲府地方法務局
甲府地方法務局韮崎出張所
甲府地方法務局大月支局
甲府地方法務局吉田出張所
甲府地方法務局鰍沢支局
長野地方法務局
長野地方法務局松本支局
長野地方法務局上田支局
長野地方法務局飯田支局
長野地方法務局諏訪支局
長野地方法務局伊那支局
長野地方法務局大町支局
長野地方法務局飯山支局
長野地方法務局佐久支局
長野地方法務局木曽支局
静岡地方法務局
静岡地方法務局清水出張所
静岡地方法務局浜松支局
静岡地方法務局磐田出張所
静岡地方法務局沼津支局
静岡地方法務局熱海出張所
静岡地方法務局富士支局
静岡地方法務局掛川支局
静岡地方法務局藤枝支局
静岡地方法務局袋井支局
静岡地方法務局下田支局
名古屋法務局
名古屋法務局熱田出張所
名古屋法務局名東出張所
名古屋法務局豊橋支局
名古屋法務局豊川出張所
名古屋法務局岡崎支局
名古屋法務局一宮支局
名古屋法務局半田支局
名古屋法務局春日井支局
名古屋法務局津島支局
名古屋法務局刈谷支局
名古屋法務局豊田支局
名古屋法務局西尾支局
名古屋法務局新城支局
富山地方法務局
富山地方法務局高岡支局
富山地方法務局魚津支局
富山地方法務局砺波支局
金沢地方法務局
金沢地方法務局七尾支局
金沢地方法務局小松支局
金沢地方法務局輪島支局
福井地方法務局
福井地方法務局敦賀支局
福井地方法務局武生支局
福井地方法務局小浜支局
岐阜地方法務局
岐阜地方法務局大垣支局
岐阜地方法務局高山支局
岐阜地方法務局多治見支局
岐阜地方法務局中津川支局
岐阜地方法務局美濃加茂支局
岐阜地方法務局八幡支局
津地方法務局
津地方法務局鈴鹿出張所
津地方法務局四日市支局
津地方法務局伊勢支局
津地方法務局松阪支局
津地方法務局桑名支局
津地方法務局伊賀支局
津地方法務局熊野支局
津地方法務局尾鷲出張所
大阪法務局
大阪法務局天王寺出張所
大阪法務局北出張所
大阪法務局池田出張所
大阪法務局守口出張所
大阪法務局枚方出張所
大阪法務局堺支局
大阪法務局岸和田支局
大阪法務局北大阪支局
大阪法務局富田林支局
大阪法務局東大阪支局
大津地方法務局
大津地方法務局高島出張所
大津地方法務局彦根支局
大津地方法務局東近江出張所
大津地方法務局長浜支局
大津地方法務局甲賀支局
京都地方法務局
京都地方法務局嵯峨出張所
京都地方法務局伏見出張所
京都地方法務局福知山支局
京都地方法務局舞鶴支局
京都地方法務局宇治支局
京都地方法務局木津出張所
京都地方法務局宮津支局
京都地方法務局京丹後支局
京都地方法務局園部支局
神戸地方法務局
神戸地方法務局須磨出張所
神戸地方法務局北出張所
神戸地方法務局東神戸出張所
神戸地方法務局姫路支局
神戸地方法務局尼崎支局
神戸地方法務局明石支局
神戸地方法務局西宮支局
神戸地方法務局洲本支局
神戸地方法務局伊丹支局
神戸地方法務局三田出張所
神戸地方法務局豊岡支局
神戸地方法務局八鹿出張所
神戸地方法務局加古川支局
神戸地方法務局龍野支局
神戸地方法務局社支局
神戸地方法務局柏原支局
奈良地方法務局
奈良地方法務局葛城支局
奈良地方法務局中和支局
奈良地方法務局五條支局
和歌山地方法務局
和歌山地方法務局橋本支局
和歌山地方法務局御坊支局
和歌山地方法務局田辺支局
和歌山地方法務局新宮支局
広島法務局
広島法務局可部出張所
広島法務局呉支局
広島法務局尾道支局
広島法務局福山支局
広島法務局三次支局
広島法務局東広島支局
広島法務局廿日市支局
鳥取地方法務局
鳥取地方法務局米子支局
鳥取地方法務局倉吉支局
松江地方法務局
松江地方法務局浜田支局
松江地方法務局出雲支局
松江地方法務局益田支局
松江地方法務局西郷支局
岡山地方法務局
岡山地方法務局倉敷支局
岡山地方法務局津山支局
岡山地方法務局笠岡支局
岡山地方法務局高梁支局
岡山地方法務局備前支局
山口地方法務局
山口地方法務局下関支局
山口地方法務局宇部支局
山口地方法務局萩支局
山口地方法務局周南支局
山口地方法務局岩国支局
山口地方法務局柳井出張所
高松法務局
高松法務局寒川出張所
高松法務局丸亀支局
高松法務局観音寺支局
徳島地方法務局
徳島地方法務局阿南支局
徳島地方法務局美馬支局
松山地方法務局
松山地方法務局砥部出張所
松山地方法務局今治支局
松山地方法務局宇和島支局
松山地方法務局西条支局
松山地方法務局大洲支局
松山地方法務局四国中央支局
高知地方法務局
高知地方法務局安芸支局
高知地方法務局須崎支局
高知地方法務局四万十支局
高知地方法務局香美支局
福岡法務局
福岡法務局西新出張所
福岡法務局粕屋出張所
福岡法務局福間出張所
福岡法務局北九州支局
福岡法務局八幡出張所
福岡法務局久留米支局
福岡法務局直方支局
福岡法務局飯塚支局
福岡法務局田川支局
福岡法務局柳川支局

福岡法務局朝倉支局
福岡法務局八女支局
福岡法務局行橋支局
福岡法務局筑紫支局
佐賀地方法務局
佐賀地方法務局鳥栖出張所
佐賀地方法務局唐津支局
佐賀地方法務局伊万里支局
佐賀地方法務局武雄支局
長崎地方法務局
長崎地方法務局佐世保支局
長崎地方法務局島原支局
長崎地方法務局諫早支局
長崎地方法務局五島支局
長崎地方法務局平戸支局
長崎地方法務局壱岐支局
長崎地方法務局対馬支局
熊本地方法務局
熊本地方法務局八代支局
熊本地方法務局人吉支局
熊本地方法務局玉名支局
熊本地方法務局天草支局
熊本地方法務局山鹿支局
熊本地方法務局宇土支局
熊本地方法務局阿蘇大津支局
大分地方法務局
大分地方法務局中津支局
大分地方法務局日田支局
大分地方法務局佐伯支局
大分地方法務局竹田支局
大分地方法務局杵築支局
大分地方法務局宇佐支局
宮崎地方法務局
宮崎地方法務局高鍋出張所
宮崎地方法務局都城支局
宮崎地方法務局小林出張所
宮崎地方法務局延岡支局
宮崎地方法務局日南支局
鹿児島地方法務局
鹿児島地方法務局種子島出張所
鹿児島地方法務局川内支局
鹿児島地方法務局出水出張所
鹿児島地方法務局鹿屋支局
鹿児島地方法務局曽於出張所
鹿児島地方法務局奄美支局
鹿児島地方法務局霧島支局
鹿児島地方法務局知覧支局
鹿児島地方法務局南さつま出張所
那覇地方法務局
那覇地方法務局宮古島支局
那覇地方法務局石垣支局
那覇地方法務局名護支局
那覇地方法務局沖縄支局
那覇地方法務局宜野湾出張所

○国土交通省告示第二百四十三号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）及び老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和八年国土交通省令第三号）の施行に伴い、並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百六十三条の五十六第二項各号及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）第七十六条の二十七の規定に基づき、除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月二日

国土交通大臣　金子　恭之

除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する告示

除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和三年国土交通省告示第千五百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示
第一　マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の五十六第二項第一号の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第百六十三条の五十六第二項第一号の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成二十五年国土交通省告示第千六十二号）とする。	第一　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第百二条第二項第一号の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項第一号の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成二十五年国土交通省告示第千六十二号）とする。
第二　マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の五十六第二項第二号の規定に基づき火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準 法第百六十三条の五十六第二項第二号の規定に基づき火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士（同法第二条第二項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者（以下「一級建築基準適合判定資格者」という。）その他国土交通大臣が定める者が、建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、二級建築士（建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、二	第二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項第二号の規定に基づき火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準 法第百二条第二項第二号の規定に基づき火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士（同法第二条第二項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者（以下「一級建築基準適合判定資格者」という。）その他国土交通大臣が定める者が、建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、二級建築士（建

級建築士（建築士法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。以下同じ。）、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者（以下「建築基準適合判定資格者」という。）その他国土交通大臣が定める者が、その他の建築物にあっては一級建築士、二級建築士、木造建築士（建築士法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。以下同じ。）、建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が目視、簡易な計測機器等による測定その他の方法により調査を行った結果、次に掲げる基準に適合することが確かめられることとする。

一～十四　（略）

第三　マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の五十六第二項第三号の規定に基づき外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして定める基準

法第百六十三条の五十六第二項第三号の規定に基づき外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして定める基準は、次に掲げる基準のいずれかに適合することが確かめられることとする。

一　一級建築士、二級建築士その他国土交通大臣が定める者がイで定める調査対象についてロで定める調査部位ごとに、目視その他の方法により調査を行った結果、当該調査部位のいずれかにおいて、ハの表1で定める調査箇所数欄の区分に応じた判定式により算出される値が、判定値欄の値以上となること。

イ・ロ　（略）

ハ　判定式と判定値

表1　調査箇所数に応じた判定式と判定値

調査箇所数	判定式	判定値
（略）	（略）	（略）
（略）		

この表において、劣化グレードについては、調査箇所ごとに発見された劣化事象に応じて表2に定めるところにより決定する。一の調査箇所において複数の劣化事象が発見された場合であって、当該調査箇所において劣化グレードBの事象が発見された場合は、当該調査箇所の劣化グレードを劣化グレードBとする。

表2　劣化グレードと劣化事象

劣化グレード	劣化事象
（略）	（略）
B	コンクリートの浮き又は剝離、鉄筋露出

二　一級建築士、二級建築士その他国土交通大臣が定める者がマンションについて目視その他の方法により調査を行った結果、外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして、特定行政庁が認めるものであること。

級建築士法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。以下同じ。）、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者（以下「建築基準適合判定資格者」という。）その他国土交通大臣が定める者が、その他の建築物にあっては一級建築士、二級建築士、木造建築士（建築士法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。以下同じ。）、建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が目視、簡易な計測機器等による測定その他の方法により調査を行った結果、次に掲げる基準に適合することが確かめられることとする。

一～十四　（略）

第三　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項第三号の規定に基づき外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして定める基準

法第百二条第二項第三号の規定に基づき外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして定める基準は、次に掲げる基準のいずれかに適合することが確かめられることとする。

一　一級建築士、二級建築士その他国土交通大臣が定める者がイで定める調査対象についてロで定める調査部位ごとに、目視その他の方法により調査を行った結果、当該調査部位のいずれかにおいて、ハの表1で定める調査箇所数欄の区分に応じた判定式により算出される値が、判定値欄の値以上となること。

イ・ロ　（略）

ハ　判定式と判定値

表1　調査箇所数に応じた判定式と判定値

調査箇所数	判定式	判定値
（略）	（略）	（略）
（略）		

この表において、劣化グレードについては、調査箇所ごとに発見された劣化事象に応じて表2に定めるところにより決定する。一の調査箇所において複数の劣化事象が発見された場合であって、当該調査箇所において劣化グレードBの事象が発見された場合は、当該調査箇所の劣化グレードを劣化グレードBとする。

表2　劣化グレードと劣化事象

劣化グレード	劣化事象
（略）	（略）
B	コンクリートの浮き又は剝離、鉄筋露出

二　一級建築士、二級建築士その他国土交通大臣が定める者がマンションについて目視その他の方法により調査を行った結果、外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして、特定行政庁が認めるものであること。

第四　マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の五十六第二項第四号の規定に基づき給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして定める基準

法第百六十三条の五十六第二項第四号の規定に基づき給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして定める基準は、一級建築士、二級建築士その他国土交通大臣が定める者がマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「規則」という。）第七十六条の二十七で定める配管設備について目視その他の方法により調査を行った結果、当該配管設備の二以上の箇所で漏水が生じたことが確かめられることとする。ただし、排水立て管に連結された配管設備のうち、一の配管設備のみで二以上の箇所の漏水が生じている場合を除く。

第五　マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の五十六第二項第五号の規定に基づき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして定める基準

法第百六十三条の五十六第二項第五号の規定に基づき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして定める基準は、建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、一級建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が、その他の建築物にあっては一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が目視、簡易な計測機器等による測定その他の方法により調査を行った結果、第一号イからニまでに定める経路（以下「対象経路」という。）のうち、それぞれ一以上のものが、第二号に掲げる基準に適合することが確かめられることとする。

一　（略）

二　基準

イ～ホ　（略）

ヘ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項に基づく条例により付加された事項（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第六条第一号から第五号までに規定する建築物特定施設に関する事項であって、その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものに限る。）に適合していること。

第六　マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第七十六条の二十七の規定に基づき改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして定める配管設備

規則第七十六条の二十七に規定する国土交通大臣が定めるものは、マンションの専有部分又は共用部分の排水に使用する排水管であって、床スラブに埋設された部分から排水立て管までの部分とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

第四　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項第四号の規定に基づき給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして定める基準

法第百二条第二項第四号の規定に基づき給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして定める基準は、一級建築士、二級建築士その他国土交通大臣が定める者がマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十九条の二で定める配管設備について目視その他の方法により調査を行った結果、当該配管設備の二以上の箇所で漏水が生じたことが確かめられることとする。ただし、排水立て管に連結された配管設備のうち、一の配管設備のみで二以上の箇所の漏水が生じている場合を除く。

第五　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項第五号の規定に基づき高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして定める基準

法第百二条第二項第五号の規定に基づき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして定める基準は、建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、一級建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が、その他の建築物にあっては一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築基準適合判定資格者その他国土交通大臣が定める者が目視、簡易な計測機器等による測定その他の方法により調査を行った結果、第一号イからニまでに定める経路（以下「対象経路」という。）のうち、それぞれ一以上のものが、第二号に掲げる基準に適合することが確かめられることとする。

一　（略）

二　基準

イ～ホ　（略）

ヘ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律第十四条第三項に基づく条例により付加された事項（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第六条第一号から第五号までに規定する建築物特定施設に関する事項であって、その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものに限る。）に適合していること。

第六　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第四十九条の二の規定に基づき改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして定める配管設備

規則第四十九条の二に規定する国土交通大臣が定めるものは、マンションの専有部分又は共用部分の排水に使用する排水管であって、床スラブに埋設された部分から排水立て管までの部分とする。

その他告示

○文部科学省告示第八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年二月二日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
鳥の形をした大型パレット	令和七年十二月十二日	令和七年十二月十三日から令和八年十月三十一日	株式会社朝日新聞社 メディア事業本部 文化事業１部長　佐藤　洋子 東京都中央区築地五―三―二 福岡市美術館 館長　岩永　悦子 福岡県福岡市中央区大濠公園一―六 あべのハルカス美術館 館長　浅野　秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三あべのハルカス一六階 長野県立美術館 館長　笠原　美智子 長野県長野市箱清水一―四―四 ブルックリン博物館 会長兼最高執行責任者　ＫＰトゥルーブラッド ２００　Ｅａｓｔｅｒｎ　Ｐｋｗｙ，Ｂｒｏｏｋｌｙｎ，ＮＹ　１１２３８ 東映株式会社 上席執行役員　吉元　央 東京都中央区銀座三―二―一七 日本テレビ放送網株式会社 取締役常務執行役員　澤　桂一 東京都港区東新橋一―六―一 株式会社西日本新聞社 代表取締役社長　田川　大介 福岡県福岡市中央区天神一―四―一 株式会社西日本新聞イベントサービス 代表取締役社長　筒井　卓也 福岡県福岡市中央区天神一―四―一西日本新聞会館一〇階	福岡市美術館 福岡県福岡市中央区大濠公園一―六 令和七年十二月十三日から令和八年三月八日 あべのハルカス美術館 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三あべのハルカス一六階 令和八年三月二十日から同年六月十四日 長野県立美術館 長野県長野市箱清水一―四―四 令和八年六月二十七日から同年九月二十七日

フリント製の腕輪	同右	同右	同右	同右	株式会社福岡放送 代表取締役社長　酒巻　和也 福岡県福岡市中央区清川二―二二―八
動物文の壺	同右	同右	同右	同右	読売テレビ放送株式会社 コンテンツ戦略局イベントビジネスセンター長　佐藤　恭仁子 大阪府大阪市中央区城見一―三―五〇
ニカーラーとその家族の像	同右	同右	同右	同右	株式会社テレビ信州 代表取締役社長　小谷野　俊介 長野県長野市若里一―一―一
歩く男性の小像	同右	同右	同右	同右	信濃毎日新聞株式会社 代表取締役社長　小坂　壮太郎 長野県長野市南県町六五七
貴族の男性のレリーフ	同右	同右	同右	同右	
書記アメンヘテプ（ネブイリの息子）	同右	同右	同右	同右	
ヒエログリフが書かれたレリーフの一部	同右	同右	同右	同右	
書記と高官を務めた人物のレリーフ	同右	同右	同右	同右	
書記のパレットと葦ペン	同右	同右	同右	同右	
アメンエムハト3世の円筒印章	同右	同右	同右	同右	
下絵が描かれたオストラコン	同右	同右	同右	同右	
習書用の蝋板	同右	同右	同右	同右	
沼地の光景のレリーフ	同右	同右	同右	同右	
ナイル河畔の光景のレリーフ	同右	同右	同右	同右	
水鳥を狩る人のレリーフ	同右	同右	同右	同右	
奉納場面を詳細に描いたレリーフ	同右	同右	同右	同右	
〈アメン神の農作業者〉アメンエムハトの儀式用鎌	同右	同右	同右	同右	
王宮の調理場のレリーフ	同右	同右	同右	同右	

穀物を挽く書記セネヌ	同右	同右	同右	同右
被葬者の寝台を整える召使いのレリーフ	同右	同右	同右	同右
木製のローテーブル	同右	同右	同右	同右
守護の神々が彫られている木製の枕	同右	同右	同右	同右
椰子のサンダル	同右	同右	同右	同右
供物卓のレリーフ	同右	同右	同右	同右
縛られたアイベックス形の皿	同右	同右	同右	同右
青色彩文壺	同右	同右	同右	同右
ベス神の顔を象った壺	同右	同右	同右	同右
ファイアンス製のパタイコス神像	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム盤	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム駒１	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム駒２	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム駒３	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム駒４	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム駒５	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム駒６	同右	同右	同右	同右
葬送用のゲーム駒７	同右	同右	同右	同右
上流階級の女性の小像	同右	同右	同右	同右
女性の祖先胸像	同右	同右	同右	同右
女性と供物を描いた墓の壁画	同右	同右	同右	同右
王宮から出土した首飾り	同右	同右	同右	同右
ヤグルマギク形のペンダントが付いた首飾りの一部	同右	同右	同右	同右
髪留め	同右	同右	同右	同右
鏡	同右	同右	同右	同右
化粧箱	同右	同右	同右	同右
カモ形の化粧皿	同右	同右	同右	同右
櫛	同右	同右	同右	同右

人型棺の右目	同右	同右	同右	同右
コホル壺	同右	同右	同右	同右
魚形の皿	同右	同右	同右	同右
授乳をする女性の像	同右	同右	同右	同右
ミルク壺	同右	同右	同右	同右
出産の神タウェレトの護符	同右	同右	同右	同右
カエルの護符	同右	同右	同右	同右
王の頭部	同右	同右	同右	同右
クフ王の名前が彫られた指輪	同右	同右	同右	同右
イムヘテプの小像	同右	同右	同右	同右
把手の付いた石製容器	同右	同右	同右	同右
穀物庫の監督官イルカープタハの座像	同右	同右	同右	同右
高官メチェチィの像	同右	同右	同右	同右
石製の男性神の小像	同右	同右	同右	同右
王像の上半部	同右	同右	同右	同右
ひざまずくペピ1世の小像	同右	同右	同右	同右
新王国時代の神殿の復元模型	同右	同右	同右	同右
アメン神官の像	同右	同右	同右	同右
王子の方形彫像	同右	同右	同右	同右
奉納石碑	同右	同右	同右	同右
オベリスクの模型の一部	同右	同右	同右	同右
鍬の模型（鎮壇具）	同右	同右	同右	同右
石の運搬具の模型（鎮壇具）	同右	同右	同右	同右
ラメセス2世の名前が記されたヒエログリフの模型	同右	同右	同右	同右
シェションク王のスフィンクス	同右	同右	同右	同右
花模様の帯状装飾	同右	同右	同右	同右
青冠を被った王	同右	同右	同右	同右

日輪を戴く聖蛇ウラエウス	同右	同右	同右	同右
オシリス神像の殻竿	同右	同右	同右	同右
指輪に取り付けられたトトメス３世のスカラベ	同右	同右	同右	同右
アメンヘテプ２世の名前が彫られた指輪	同右	同右	同右	同右
ハヤブサの棺	同右	同右	同右	同右
オシリス神像	同右	同右	同右	同右
ホルス神を抱くイシス女神像	同右	同右	同右	同右
ムト女神の立像	同右	同右	同右	同右
シストラム（古代エジプトの楽器）を持ちハトホル女神の前に立つ王	同右	同右	同右	同右
仔ウシの頭部	同右	同右	同右	同右
メンチュヘテプ３世のレリーフ	同右	同右	同右	同右
アメン・ラー神またはアメンヘテプ３世の像	同右	同右	同右	同右
スフィンクスの姿で表されるアクエンアテン王	同右	同右	同右	同右
アテン神に物を捧げるアクエンアテン王とその娘のレリーフ	同右	同右	同右	同右
ネフェレトイティ（ネフェルティティ）王妃のレリーフ	同右	同右	同右	同右
王妃の頭部	同右	同右	同右	同右
戦いの場面を描いたレリーフ	同右	同右	同右	同右
ラメセス２世の石碑	同右	同右	同右	同右
セティ１世の境界碑	同右	同右	同右	同右
プトレマイオス２世フィラデルフォスのレリーフ	同右	同右	同右	同右
ファラオの頭部（おそらくプトレマイオス１２世）	同右	同右	同右	同右
壁龕に配された像	同右	同右	同右	同右
アメンエムハトの石碑	同右	同右	同右	同右
ジャッカルの伏臥像	同右	同右	同右	同右
ヌン〈原初の海〉を表した皿	同右	同右	同右	同右

動物の棺の上に置かれたトガリネズミの像	同右	同右	同右
ネコの座像	同右	同右	同右
サルの像	同右	同右	同右
カバの像	同右	同右	同右
縛られたカモの供物の模型	同右	同右	同右
魚形のガラス容器	同右	同右	同右
把手の付いたガラス製容器	同右	同右	同右
花柄の襟飾りが施された壺	同右	同右	同右
短剣	同右	同右	同右
ハエのペンダント	同右	同右	同右
耳飾り	同右	同右	同右
首飾り1	同右	同右	同右
首飾り2	同右	同右	同右
刻印のないスカラベ付き腕輪	同右	同右	同右
ビーズの襟飾り	同右	同右	同右
ベス神とタウェレト女神のペンダントが付いた首飾り	同右	同右	同右
円筒形の護符	同右	同右	同右
中空の円筒形の護符	同右	同右	同右
アメンエムハトのシャブティ	同右	同右	同右
アメンエムハトのシャブティ・ボックス	同右	同右	同右
帆船の模型	同右	同右	同右
オシリス神の小像	同右	同右	同右
イシス女神の小像	同右	同右	同右
ネフテュス女神像	同右	同右	同右
泣き女のレリーフ	同右	同右	同右
冥界の神々のレリーフ	同右	同右	同右
ペセシュ・ケフ（儀式用ナイフ）	同右	同右	同右

カノプス壺と蓋（ジャッカルを象ったもの）	同右	同右	同右	同右
カノプス壺と蓋（ハヤブサを象ったもの）	同右	同右	同右	同右
カノプス壺と蓋（人間を象ったもの）	同右	同右	同右	同右
カノプス壺と蓋（ヒヒを象ったもの）	同右	同右	同右	同右
カルトナージュ棺のアップリケ	同右	同右	同右	同右
ジェド柱の護符	同右	同右	同右	同右
心臓スカラベの護符	同右	同右	同右	同右
人頭の鳥で表されるバーの護符１	同右	同右	同右	同右
人頭の鳥で表されるバーの護符２	同右	同右	同右	同右
ウジャトの護符	同右	同右	同右	同右
王家の葬祭船を描いたパピルス	同右	同右	同右	同右
ホルス神が描かれたパピルス	同右	同右	同右	同右
ネフェレトイウ（レンペトネフェレトの子）のミイラの包帯	同右	同右	同右	同右
ウェンネフェル（タアメンの子）のミイラの包帯	同右	同右	同右	同右
ミイラの覆い布	同右	同右	同右	同右
ワニを両脇に配した神	同右	同右	同右	同右
ネコの棺とミイラ１	同右	同右	同右	同右
ネコの棺とミイラ２	同右	同右	同右	同右
パディアンプウの石棺の蓋	同右	同右	同右	同右
女性の木棺のパネル	同右	同右	同右	同右
ヘ家の女主人〉ウェレトワハセトの棺と内部のカルトナージュ	同右	同右	同右	同右
トトイルディスの木棺	同右	同右	同右	同右
デメトリオスという名の男性の肖像とミイラ	同右	同右	同右	同右
神官ホル（ホルス）のカルトナージュとミイラ	同右	同右	同右	同右

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○文化庁告示第一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき令和七年十一月十一日に次のとおり裁定をするとともに、当該裁定に係る補償金の額を定めたので、同法第七十条第六項に基づき次のとおり告示する。

令和八年一月一一日

文化庁長官　都倉　俊一

番号	著作物等の題号等	著作者等の氏名	利用者の氏名	利用者の住所	利用方法	著作物の補償金の額（円）	補償金の総額（円）
1	ミズーリ州設立法	清水　博（翻訳）	駿台文庫株式会社	東京都千代田区神田駿河台１丁目７番４号小畑ビル７階	当該著作物を収録した大学入試過去問題集「2026―駿台　大学入試完全対策シリーズ　慶應義塾大学　経済学部」を作成（複製）し、1,030部を定価2,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。	1,100	1,100
2	別表１―１参照	別表１―１参照	株式会社世界思想社教学社	京都府京都市左京区岩倉南桑原町56番地	当該著作物を複製又は翻訳及び複製（英語から日本語又は日本語から英語）し、受験参考書の問題として、実際に出題された形態で掲載し、販売（譲渡）する。	別表１―２参照	37,859
3	原体験としての造形―イメージの形成と遊びとしての表現	福井　凱将	東京書籍株式会社	東京都北区堀船２―17―１	当該著作物を含む学校における授業の過程で使用する問題プリント集『問題データベース　中学校国語』をデータとして作成（複製）し、東京書籍の問題配信用サーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、有償（70,000円（税抜）／年）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。利用者数は105,000人までとし、利用期間は３年とする。	37,400	37,400
4	川崎おどり（歌詞）	守屋　百合子（作詞）	イマジン盆踊り部	神奈川県鎌倉市長谷２―11―15	当該著作物を演奏及び録音（複製）し、当該録音データを収録したＣＤを1,000枚作成（複製）し、定価2,500円（税込）で販売（譲渡）する。	4,688	4,688
5	別表２参照	不明（翻訳）	株式会社スーパーネットワーク	東京都港区赤坂３―21―13キーストーン赤坂ビル４階	当該著作物が使用された番組映像素材を、株式会社シン・プラットプレイアウト所有の放送用サーバに複製し、株式会社スーパーネットワークの運営するＣＳ放送局「スーパー！ドラマＴＶ」にて放送（公衆送信）を行う。使用期間は各話初回放送日から２年間とし、使用回数は各話14回ずつとする。	別表２参照	171,600
6	①カーフォル ②祈りの公爵夫人 ③ジョーンズ氏 ④ホルバインにならって ⑤万霊節 ⑥『ゴースト』序文	薗田　美和子（翻訳）	株式会社作品社	東京都千代田区飯田橋２―７―４	当該著作物を収録した書籍『幽霊　新装版』を1,000部作成（複製）し、定価2,400円（本体価格）で販売（譲渡）する。	177,814	177,814
7	津山事件の犯人都井睦雄の自殺についての精神病理学的考察	中村　一夫	株式会社二見書房	東京都千代田区神田三崎町２―18―11	当該著作物を収録した書籍「津山三十人殺し　最終報告書」を電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト（アマゾンジャパン合同会社など）のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価3,600円（本体価格）でダウンロード形式のネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は500ダウンロードを上限とする。	12,011	12,011
8	別表３―１参照	別表３―１参照	駿台文庫株式会社	東京都千代田区神田駿河台１丁目７番４号小畑ビル７階	当該著作物を収録した大学入試過去問題集「京大入試詳解25年　英語〈第３版〉」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、7,500部を定価3,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表３―２参照	19,078
9	征途の別れ	白谷　登	株式会社青幻舎	東京都千代田区神田錦町３―14―３	当該著作物を収録した、図録兼書籍「戦争と子どもたち」を3,000部作成（複製）し、定価4,000円（本体価格　※最大予価）で販売（譲渡）する。	10,230	10,230
10	歴史の必然性について―私たちは歴史の一部である	北川　東子	株式会社アルク	東京都品川区北品川６―７―29ガーデンシティ品川御殿山３F	当該著作物を収録した書籍『１カ月で攻略！　大学入学共通テスト国語　現代文・古文・漢文』を5,000部作成（複製）し、定価2,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	14,224	14,224
					上記に加えて、電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト（アマゾンジャパン合同会社）のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価2,000円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。なお、総ダウンロード数は3,000ダウンロードを上限とする。	12,802	12,802

11	憧憬	林　ひさお	※	※	当該著作物を収録した書籍「ＡＶＡＬＯＮ20号」を80部作成（複製）し、定価1,091円（本体価格）で販売（譲渡）する。また、当該著作物を収録した書籍「ＡＶＡＬＯＮ20号」を電子書籍として複製し、ピクシブＢＯＯＴＨのサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価1,000円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は40ダウンロードを上限とする。	13,400	13,400
12	原体験としての造形―イメージの形成と遊びとしての表現	福井　凱将	株式会社育伸社	東京都台東区東上野１―13―５	当該著作物が使用された令和７年度北海道公立高校入試の国語の問題を収録した特定の学習塾向けの入試過去問題集を26,500部作成（複製）し、定価550円（本体価格）で当該学習塾へ販売（譲渡）する。	2,968	2,968
					当該著作物を口述、録音及び録画（複製）し、学習塾である株式会社練成会のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、上記の問題集を購入した学習塾及び当該学習塾の生徒のみが利用できるオンライン授業として、オンデマンド形式のインターネット配信（公衆送信）を行う。１年間当たりの利用人数は10,000人以下とし、利用期間は５年間とする。	12,100	12,100
13	ポイントスタディ方式による　第二種電気工事士学科試験受験テキスト　改訂18版	岩重　実	株式会社電気書院	東京都千代田区神田神保町１－３ミヤタビル２Ｆ	当該著作物を6,000部作成（複製）し、定価1,200円（本体価格）で販売（譲渡）する。	130,680	130,680
14	ココロン（ＣＯＣＯＲＯＮ）	株式会社タケル	Limited Run Games, Inc.	1101 Perry Rd., Apex, NC 27502, アメリカ合衆国	当該著作物を家庭用ゲーム互換機用ソフトとして複製し、定価9,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。総販売数は300本を上限とする。	297,000	297,000
					上記に加えて、必要に応じて、100本を追加複製し、定価9,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	99,000	99,000
					当該著作物を家庭用ゲームソフトとして、ソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション４及びプレイステーション５用のゲームソフトのプレイステーションストア」、任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフト及びニンテンドースイッチ２用のニンテンドーオンラインストア」、株式会社マイクロソフトの「ＸＢＯＸオンラインゲームストア」並びにValve社の「Steamオンラインストア」において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、１ダウンロード当たり定価2,000円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は1,000回を上限とする。	44,000	44,000
					上記に加えて、必要に応じて、1,000回を単位として１ダウンロード当たり定価2,000円（本体価格）でダウンロード数の上限を変更する。なお、上限の変更は10回までとする。	44,000	44,000
					当該著作物をソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション４及びプレイステーション５用のゲームソフト」並びに任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフト及びニンテンドースイッチ２用のゲームソフト」のパッケージ版として500部作成（複製）し、定価5,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	55,000	55,000
					上記に加えて、必要に応じて、500部を追加複製し、定価5,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	55,000	55,000
					当該著作物を「プレイステーションストア」及び「ニンテンドーオンラインストア」において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（送信可能化、複製）、１ダウンロード当たり定価1,000円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は1,000回を上限とする。	①11,000 ②11,000	22,000
					上記に加えて、必要に応じて、1,000回を単位として１ダウンロード当たり定価1,000円（本体価格）でダウンロード数の上限を変更する。なお、上限の変更は10回までとする。	①11,000 ②11,000	22,000

15	スノーブラザーズジュニア（Snow Bros jr）	①株式会社ナグザット ②株式会社東亜プラン	Limited Run Games, Ink.	1101 Perry Rd., Apex, NC 27502, アメリカ合衆国	当該著作物を含む３作品を収録した『Snow Bros. Classic Collection』をソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション４及びプレイステーション５用のゲームソフト」並びに任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフト及びニンテンドースイッチ２用ゲームソフト」のパッケージ版として500部作成（複製）し、定価3,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	①5,500 ②5,500	11,000
					上記に加えて、必要に応じて、500部を追加複製し、定価3,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	①5,500 ②5,500	11,000
					当該著作物を含む３作品を収録した『Snow Bros. Classic Collection』を家庭用互換機ゲームソフトとして500部作成（複製）し、定価3,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	①27,500 ②27,500	55,000
					上記に加えて、必要に応じて、500部を追加複製し、定価3,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	①27,500 ②27,500	55,000
16	聖鈴伝説リックル（海外版Little Samson）	株式会社タケル	Limited Run Games, Inc.	1101 Perry Rd., Apex, NC 27502, アメリカ合衆国	当該著作物を「家庭用ゲーム互換機用ソフト」として複製し、定価9,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。総販売数は300本を上限とする。	297,000	297,000
					上記に加えて、必要に応じて、100本を追加複製し、定価9,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	99,000	99,000
					当該著作物を家庭用ゲームソフトとして、ソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション４及びプレイステーション５用のゲームソフトのプレイステーションストア」、任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフト及びニンテンドースイッチ２用のニンテンドーオンラインストア」、株式会社マイクロソフトの「ＸＢＯＸオンラインゲームストア」並びにValve社の「Steamオンラインストア」において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、１ダウンロード当たり定価2,000円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は1,000回を上限とする。	44,000	44,000
					上記に加えて、必要に応じて、1,000回を単位として１ダウンロード当たり定価2,000円（本体価格）でダウンロード数の上限を変更する。なお、上限の変更は10回までとする。	44,000	44,000
					当該著作物をソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション４及びプレイステーション５用のゲームソフト」並びに任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフト及びニンテンドースイッチ２用のゲームソフト」のパッケージ版として500部作成（複製）し、定価5,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	55,000	55,000
					上記に加えて、必要に応じて、500部を追加複製し、定価5,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	55,000	55,000
17	ショージとタカオ	井手　洋子	独立行政法人国立美術館 国立映画アーカイブ	東京都中央区京橋３―７―６	当該著作物を国立映画アーカイブの上映企画「逝ける映画人を偲んで2023―2024」にて、上映する。入場料は、一般520円／高校・大学生・シニア310円／小・中学生100円／障害者（付添者は原則１名まで）・独立行政法人国立美術館キャンパスメンバーズは無料とし、上映回数は2026年２月10日（火）から同年３月22日（日）の間に２回とする。	55,000	55,000
18	別表４―１、４―２参照	別表４―１、４―２参照	※	※	当該著作物をプリント・オン・デマンド方式により複製し、「三上紫郎　姿なき間諜」(①)、「長野邦雄　城ヶ島の秘密」(②)を、①定価2,002円（税込）、②定価1,991円（税込）で、各巻100部を上限として販売（譲渡）する。	別表４―１、４―２参照	①20,020 ②19,909
					上記に加えて、①及び②の書籍ごとに100部を上限の追加単位として、プリント・オン・デマンド方式により追加複製し、①定価2,002円（税込）、②定価1,991円（税込）で販売（譲渡）する。追加複製は４回までとする。	別表４―１、４―２参照	①20,020 ②19,909

19	掛詞・縁語―『古今集』におけるその様相―	菊地　靖彦	エイブル	神奈川県鎌倉市大船３―６―２新道ビル３―Ａ―１	当該著作物の一部を収録した書籍「直前必勝模擬テスト集」を3,500部作成（複製）し、定価4,180円（本体価格）で販売（譲渡）する。	1,217	1,217
20	別表５参照	別表５参照	株式会社フランシール	東京都豊島区目白４―19―27	当該著作物の画像データを含む英語文献のカタログを、Art Platform Japanアーカイブサイトにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、無償でインターネット配信（公衆送信）を行う。利用期間は10年とする。	別表５参照	880,000

注　※印の部分について、当該利用に係る著作物等の著作権者等は、裁定に係る補償金を受領しようとする場合等には、当該著作物等の利用に際して利用者が表示する連絡先又は文化庁著作権課にお問い合わせください。

別表１―１

著作物番号	著作者名	題号	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）				問題番号	著作物の種類	著作物の冒頭文
			大学名	入試年度	実施日	入試区分			
1	Geoffrey Forsyth	Mud	福井大学	2023	2023／２／25	前期日程【英語】	2	英文	This morning I found my
2	Alma Chesnut Moore	ORIGINS OF CHOCOLATE AND VANILLA	静岡文化芸術大学	2024	2024／２／25	前期日程【英語】	2	英文	Origins of Chocolate and Vanilla
3	（不明）	（不明）	神戸大学	2023	2023／３／12	後期日程【英語】	2	英文	Parents face enormous challenges and
4	（不明）	（不明）	宮崎大学	2020	2020／２／25	前期日程【英語】	1	和文	今日、保育園に
5	（不明）	（不明）	宮崎大学	2020	2020／２／25	前期日程【英語】	3	英文	AKARI'S BAKESHOP The only authentic
6	（不明）	（不明）	宮崎大学	2020	2020／３／12	後期日程【英語】	1	英文	Enjoy a holiday in exotic South East Asia!
7	（不明）	（不明）	宮崎大学	2020	2020／３／12	後期日程【英語】	１―３	英文	All tours are priced at
8	（不明）	（不明）	宮崎大学	2020	2020／３／12	後期日程【英語】	2	英文	Regarding trainee orientation week
9	Discover Press	Read People Like a Book	福島県立医科大学	2024	2024／３／12	看護学部（後期日程）【総合問題】	1	英文	The skills of observation and perception
10	藤本　とし	地面の底がぬけたんです――ある女性の知恵の七三年史	東京医科大学	2023	2023／２／18	一般選抜（２次試験）【小論文】		和文	麻痺というのがねえ、ほんとに
11	（不明）	（不明）	東邦大学	2023	2023／２／７	医学部（一般入試　１次試験）【英語】	6	和文	「我思う、ゆえに
12	（不明）	（不明）	東邦大学	2023	2023／２／３	薬学部（一般入試、一般入試（共通テスト併用））【英語】	3	英文	It was July 1914, and
13	Emma Hughes, Victoria Poquette	The Effects of Changing Temperatures on Aluminum Potassium Sulfate	東邦大学	2024	2024／２／３	薬学部（一般入試、一般入試（共通テスト併用））【英語】	3	英文	Aluminum potassium sulfate is a

14	（不明）	（不明）	愛知医科大学	2021	2021／1／19	医学部（一般選抜〈第1次試験〉）【英語】	4—20	英文	when humans are surpassed by
15	（不明）	（不明）	愛知医科大学	2022	2022／1／18	医学部（一般選抜〈第1次試験〉）【英語】	4—15	英文	yet I read that recently some
16	あいおち	仲良くしようとしてくる親が気持ち悪くて耐えられません	愛知医科大学	2022	2022／1／27	医学部（一般選抜〈第2次試験〉）【小論文】		和文	都内在住，22歳の男子大学生
17	（不明）	（不明）	愛知医科大学	2023	2023／1／24	医学部（一般選抜〈第1次試験〉）【英語】	4—16	英文	want of For high-quality clay,
18	（不明）	（不明）	愛知医科大学	2023	2023／1／24	医学部（一般選抜〈第1次試験〉）【英語】	4—18	英文	in content and quality The motion picture,

別表1—2

補償金の額の算定

利用方法：参考書への複製又は翻訳及び複製
金額の単位：円

著作物番号	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	刊行予定日	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額：(c)=(a)+(b)	(c)もしくは2,000円(1,300部以下の場合は1,000円）のいずれか高い額：(d)	消費税額10％	補償金の額（税込）
					使用料率	使用頁数／総頁	使用料：(a)	使用料率	使用頁数／総頁	使用料：(b)				
1	福井大学（医学部〈医学科〉）	￥3,600	1,200	2025／10／25	5％	3.25／ 632	1,110	2.5％	3.25／ 632	555	1,665	1,665	166	1,831
2	静岡文化芸術大学	￥1,900	1,550	2025／11／10	5％	1.75／ 208	1,238				1,238	2,000	200	2,200
3	神戸大学（後期日程）	￥2,350	2,700	2025／11／10	5％	1.5／ 496	959	2.5％	1.5／ 496	479	1,438	2,000	200	2,200
4	宮崎大学（医学部〈医学科〉）	￥3,600	1,350	2025／10／25	5％	0.75／ 712	255	2.5％	0.75／ 712	127	382	2,000	200	2,200
5	宮崎大学（医学部〈医学科〉）	￥3,600	1,350	2025／10／25	5％	1／ 712	341	2.5％	1／ 712	170	511	2,000	200	2,200
6	宮崎大学（医学部〈医学科〉）	￥3,600	1,350	2025／10／25	5％	2.5／ 712	853	2.5％	2.5／ 712	426	1,279	2,000	200	2,200
7	宮崎大学（医学部〈医学科〉）	￥3,600	1,350	2025／10／25	5％	0.5／ 712	170	2.5％	0.5／ 712	85	255	2,000	200	2,200
8	宮崎大学（医学部〈医学科〉）	￥3,600	1,350	2025／10／25	5％	0.75／ 712	255	2.5％	0.75／ 712	127	382	2,000	200	2,200
9	看護・医療系大学〈国公立　東日本〉	￥2,700	2,200	2025／11／10	5％	1.5／ 376	1,184				1,184	2,000	200	2,200
10	東京医科大学（医学部〈医学科〉）	￥4,300	2,000	2025／10／25	5％	1.75／ 760	990				990	2,000	200	2,200
11	東邦大学（医学部）	￥4,500	2,100	2025／11／10	5％	0.5／ 808	292	2.5％	0.5／ 808	146	438	2,000	200	2,200
12	東邦大学（薬学部）	￥2,800	1,050	2025／11／10	5％	2／ 320	918	2.5％	2／ 320	459	1,377	1,377	137	1,514
13	東邦大学（薬学部）	￥2,800	1,050	2025／11／10	5％	2／ 320	918	2.5％	2／ 320	459	1,377	1,377	137	1,514
14	愛知医科大学（医学部）	￥4,000	1,550	2025／10／25	5％	0.5／ 488	317				317	2,000	200	2,200

15	愛知医科大学（医学部）	￥4,000	1,550	2025／10／25	5％	0.5／ 488	317				317	2,000	200	2,200
16	愛知医科大学（医学部）	￥4,000	1,550	2025／10／25	5％	1.25／ 488	794				794	2,000	200	2,200
17	愛知医科大学（医学部）	￥4,000	1,550	2025／10／25	5％	0.25／ 488	158	2.5％	0.25／ 488	79	237	2,000	200	2,200
18	愛知医科大学（医学部）	￥4,000	1,550	2025／10／25	5％	0.5／ 488	317	2.5％	0.5／ 488	158	475	2,000	200	2,200
													補償金額　合計	37,859

別表２

著作物の題号・著作者名・補償金の額

金額の単位：円

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態（巻号・発行年・発行元）	補償金額（税込）
1	巨人の惑星　第１話「宇宙船なぞの不時着」	不明（翻訳）	言語	昭和44年10月４日東京12チャンネルにて放送	6,600
2	巨人の惑星　第２話「野ねずみの襲撃」	不明（翻訳）	言語	昭和44年10月11日東京12チャンネルにて放送	6,600
3	巨人の惑星　第３話「巨人のわなをブッ飛ばせ！！」	不明（翻訳）	言語	昭和44年10月18日東京12チャンネルにて放送	6,600
4	巨人の惑星　第４話「20メートルのでっかい少女」	不明（翻訳）	言語	昭和44年10月25日東京12チャンネルにて放送	6,600
5	巨人の惑星　第５話「カッコいい女スパイ」	不明（翻訳）	言語	昭和44年11月１日東京12チャンネルにて放送	6,600
6	巨人の惑星　第６話「大男ブッ倒し作戦」	不明（翻訳）	言語	昭和44年11月８日東京12チャンネルにて放送	6,600
7	巨人の惑星　第７話「危機一髪の宇宙船」	不明（翻訳）	言語	昭和44年11月15日東京12チャンネルにて放送	6,600
8	巨人の惑星　第８話「でっかいカメラが謎をとく」	不明（翻訳）	言語	昭和44年11月22日東京12チャンネルにて放送	6,600
9	巨人の惑星　第９話「でっかい医者と小さな患者」	不明（翻訳）	言語	昭和44年11月29日東京12チャンネルにて放送	6,600
10	巨人の惑星　第10話「イオン燃料大爆発」	不明（翻訳）	言語	昭和44年12月６日東京12チャンネルにて放送	6,600
11	巨人の惑星　第11話「恐怖の人間小包」	不明（翻訳）	言語	昭和44年12月13日東京12チャンネルにて放送	6,600
12	巨人の惑星　第12話「一つ目のルビー泥棒」	不明（翻訳）	言語	昭和44年12月20日東京12チャンネルにて放送	6,600
13	巨人の惑星　第13話「地球が見えた謎のメガネ」	不明（翻訳）	言語	昭和44年12月27日東京12チャンネルにて放送	6,600
14	巨人の惑星　第14話「地球の町はこわい町」	不明（翻訳）	言語	昭和45年１月３日東京12チャンネルにて放送	6,600
15	巨人の惑星　第15話「通信機の秘密を守れ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年１月10日東京12チャンネルにて放送	6,600
16	巨人の惑星　第16話「見せものにされてたまるか！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年１月17日東京12チャンネルにて放送	6,600
17	巨人の惑星　第17話「橋を爆破したのは誰だ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年１月24日東京12チャンネルにて放送	6,600
18	巨人の惑星　第18話「でっかくなる薬に手を出すな」	不明（翻訳）	言語	昭和45年１月31日東京12チャンネルにて放送	6,600
19	巨人の惑星　第19話「敵の探知機がねらっている！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年２月７日東京12チャンネルにて放送	6,600
20	巨人の惑星　第20話「仲間が焼き殺されるぞ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年２月14日東京12チャンネルにて放送	6,600

21	巨人の惑星　第21話「動物園から逃げ出せ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年２月21日東京12チャンネルにて放送	6,600
22	巨人の惑星　第22話「地球に針路をとれ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年２月28日東京12チャンネルにて放送	6,600
23	巨人の惑星　第23話「巨人の子供を救い出せ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年３月７日東京12チャンネルにて放送	6,600
24	巨人の惑星　第24話「幽霊屋敷の秘密をさぐれ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年３月14日東京12チャンネルにて放送	6,600
25	巨人の惑星　第25話「救いの神は貝がらだ！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年３月21日東京12チャンネルにて放送	6,600
26	巨人の惑星　第26話「にせ札造りを追え！」	不明（翻訳）	言語	昭和45年３月28日東京12チャンネルにて放送	6,600
				計	171,600

別表３－１

利用する著作物

著作物番号	著作物の題号	著作者名	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）						
			大学名	入試年度	実施日	入試区分	問題番号	種別	著作物の冒頭文
1	不明	不明	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程	1	英文	Telling stories is an activity that has been with human beings
2	不明	不明	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程	2	英文	One of the early significant responses to Charles Darwin’s thinking
3	不明	不明	京都大学	2018	2018／２／25	前期日程	2	英文	Regardless of whether asteroids and comets supplied Earth with the water currently held in its oceans,
4	不明	不明	京都大学	2006	2006／２／25	前期日程	2	英文	Between 1665 and 1666, with the plague in its prime,
5	不明	不明	京都大学	2002	2002／２／25	前期日程	2	英文	Until recently, studying music in school was regarded as a luxury.

別表３－２

補償金の額の算定（言語の著作物）

利用方法：問題集への複製並びに翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する出版物名	本体価格（税抜）	製作部数	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額	使用料額もしくは2,000円のいずれか高い額	消費税額10％	補償金の額（税込）
				使用料率	使用頁数／総頁	使用料額	使用料率	使用頁数／総頁	使用料額				
1	京大入試詳解25年　英語〈第３版〉	3,000	7,500	５％	1.5／ 860	1,963	2.5％	1.5／ 860	982	2,945	2,945	295	3,240
2	京大入試詳解25年　英語〈第３版〉	3,000	7,500	５％	2.5／ 860	3,271	2.5％	2／ 860	1,309	4,580	4,580	458	5,038
3	京大入試詳解25年　英語〈第３版〉	3,000	7,500	５％	1.75／ 860	2,290	2.5％	1.5／ 860	982	3,272	3,272	328	3,600
4	京大入試詳解25年　英語〈第３版〉	3,000	7,500	５％	1.75／ 860	2,290	2.5％	1.5／ 860	982	3,272	3,272	328	3,600
5	京大入試詳解25年　英語〈第３版〉	3,000	7,500	５％	1.75／ 860	2,290	2.5％	1.5／ 860	982	3,272	3,272	328	3,600
												補償金合計：	19,078

別表４－１

著作物の題号・著作者名・補償金の額（①姿なき間諜分）

金額の単位：円　（税込）

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態（巻号・発行年・発行元）	掲載ページ数	補償金額 複製・販売（譲渡）	補償金額 複製・販売（譲渡） ※追加複製（１回につき）
1	姿なき間諜	三上紫郎	言語	姿なき間諜　金鈴社　昭和18年４月10日発行	256	20,020	20,020
				計	256	20,020	20,020
				補償金額合計		20,020	20,020

※定価2,002円（税込）

別表４－２

著作物の題号・著作者名・補償金の額（②城ヶ島の秘密分）

金額の単位：円　（税込）

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態（巻号・発行年・発行元）	掲載ページ数	補償金額 複製・販売（譲渡）	補償金額 複製・販売（譲渡） ※追加複製（１回につき）
1	城ヶ島の秘密	長野邦雄	言語	城ヶ島の秘密　鶴書房　昭和17年８月10日発行	174	13,913	13,913
2	亜細亜の機密室	長野邦雄	言語	少年少女譚海　博文館　昭和12年４月１日発行、昭和12年５月１日発行	35	2,799	2,799
3	灰色の怪汽船	長野邦雄	言語	少年少女譚海　博文館　昭和６年９月１日発行	13	1,039	1,039
4	赤露陰謀団の魔手	長野邦雄	言語	少年少女譚海　博文館　昭和７年９月１日発行	14	1,119	1,119
5	不敵抗日大密輸団	長野邦雄	言語	少年少女譚海　博文館　昭和７年10月１日発行	13	1,039	1,039
				計	249	19,909	19,909
				補償金額合計（小数点以下四捨五入）		19,909	19,909

※定価1,991円（税込）、本文総頁数249ページ

別表５

著作物の題号・著作者名・補償金の額

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態（巻号・発行年・発行元）	補償金額（税込）
1	第２回九州派街頭展（1957年）	不明	写真	東京都美術館より1983年10月22日に発行された「現代美術の動向Ⅱ展カタログ〈1960年代――多様化への出発〉」に掲載された批評文『反芸術的傾向を中心に』の12ページ左に掲載された写真	220,000円
2	不明	不明	写真	東京都美術館より1983年10月22日に発行された「現代美術の動向Ⅱ展カタログ〈1960年代――多様化への出発〉」に掲載された批評文『反芸術的傾向を中心に』の13ページ下部に掲載された３枚の写真のうち左の写真	220,000円
3	不明	不明	写真	東京都美術館より1983年10月22日に発行された「現代美術の動向Ⅱ展カタログ〈1960年代――多様化への出発〉」に掲載された批評文『反芸術的傾向を中心に』の13ページ下部に掲載された３枚の写真のうち中央の写真	220,000円
4	不明	不明	写真	東京都美術館より1983年10月22日に発行された「現代美術の動向Ⅱ展カタログ〈1960年代――多様化への出発〉」に掲載された批評文『反芸術的傾向を中心に』の13ページ下部に掲載された３枚の写真のうち右の写真	220,000円
				計	880,000円

人事異動

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　清水　俊貴
東京家庭裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
同　下山　雄司　同　平井美衣瑠
東京地方裁判所判事に補する（各通）
同　馬渡万紀子　同　三木　洋美
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　葛西　正成
東京家庭裁判所判事に補する
同　野田　翼
横浜地方裁判所判事に補する
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
同　藤田まり絵
さいたま地方裁判所判事に補する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
同　藤田　一真
さいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所熊谷支部勤務を命ずる
兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所熊谷支部勤務を命ずる
同　金光　美奈
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所松戸支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所松戸支部勤務を命ずる
松戸簡易裁判所判事に補する
同　岡田　真生
宇都宮地方裁判所判事に補する
兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する
宇都宮簡易裁判所判事に補する
同　鈴木　実里
静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所浜松支部勤務を命ずる
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所浜松支部勤務を命ずる
同　藤崎　彩菜
静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所浜松支部勤務を命ずる
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所浜松支部勤務を命ずる
浜松簡易裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所判事に補する
兼ねて静岡地方裁判所判事に補する
静岡簡易裁判所判事に補する
同　小久保珠美
静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所浜松支部勤務を命ずる
兼ねて静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所浜松支部勤務を命ずる
浜松簡易裁判所判事に補する
同　岸田　朋美
長野家庭裁判所判事に補する
長野地方裁判所伊那支部勤務を命ずる
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野家庭裁判所伊那支部勤務を命ずる
同　木村　洋一
長野地方裁判所判事に補する
長野家庭裁判所判事に補する
兼ねて長野地方裁判所判事に補する
長野地方裁判所松本支部勤務を命ずる
松本簡易裁判所判事に補する
同　山部　佑輝
新潟地方裁判所判事に補する
新潟地方裁判所佐渡支部勤務を命ずる
兼ねて新潟家庭裁判所判事に補する
新潟家庭裁判所佐渡支部勤務を命ずる
佐渡簡易裁判所判事に補する
同　石黒　瑠璃
新潟地方裁判所判事に補する
新潟家庭裁判所判事に補する
兼ねて新潟家庭裁判所判事に補する
同　大塚　真史
大阪地方裁判所判事に補する
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
同　島崎　乃奈
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所岸和田支部勤務を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所岸和田支部勤務を命ずる
堺簡易裁判所判事に補する
同　水口　美弥
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
堺簡易裁判所判事に補する
同　一花有香里

大阪家庭裁判所判事に補する
兼ねて大阪地方裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
同　坪田　良佳
京都地方裁判所判事に補する
京都地方裁判所宮津支部勤務を命ずる
兼ねて京都家庭裁判所判事に補する
京都家庭裁判所宮津支部勤務を命ずる
同　丸谷　昂資
京都家庭裁判所判事に補する
兼ねて京都地方裁判所判事に補する
同　道垣内正大
神戸家庭裁判所判事に補する
兼ねて神戸地方裁判所判事に補する
同　藤村　香織
奈良地方裁判所判事に補する
兼ねて奈良家庭裁判所判事に補する
奈良簡易裁判所判事に補する
同　木内　悠介
奈良地方裁判所判事に補する
奈良地方裁判所葛城支部勤務を命ずる
兼ねて奈良家庭裁判所判事に補する
奈良家庭裁判所葛城支部勤務を命ずる
同　坂本　桃
奈良地方裁判所判事に補する
奈良地方裁判所五條支部勤務を命ずる
兼ねて奈良家庭裁判所判事に補する
奈良家庭裁判所五條支部勤務を命ずる
同　澤口　舜
大津地方裁判所判事に補する
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
同　松井馨太朗
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
同　土屋　利英
津地方裁判所判事に補する
津地方裁判所熊野支部勤務を命ずる
兼ねて津家庭裁判所判事に補する
津家庭裁判所熊野支部勤務を命ずる
同　横井　千穂
岐阜地方裁判所判事に補する
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する
岐阜簡易裁判所判事に補する
同　田中　香里

福井地方裁判所判事に補する
兼ねて福井家庭裁判所判事に補する
福井簡易裁判所判事に補する
同　森　沙恵子
福井地方裁判所判事に補する
兼ねて福井家庭裁判所判事に補する
同　前田　早織
広島地方裁判所判事に補する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
同　島崎　航
広島地方裁判所判事に補する
広島地方裁判所呉支部勤務を命ずる
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島家庭裁判所呉支部勤務を命ずる
呉簡易裁判所判事に補する
同　岡村　祐衣
広島地方裁判所判事に補する
広島地方裁判所三次支部勤務を命ずる
兼ねて広島家庭裁判所三次支部勤務を命ずる
三次簡易裁判所判事に補する
三次簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　工藤　優希
岡山家庭裁判所判事に補する
岡山家庭裁判所津山支部勤務を命ずる
兼ねて岡山地方裁判所判事に補する
岡山地方裁判所津山支部勤務を命ずる
同　加納　紅実
福岡地方裁判所判事に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
同　菅原　光祥
福岡地方裁判所判事に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
同　西木　文香　同　増崎　浩司
福岡地方裁判所判事に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する（各通）
同　大澤　貴司
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
小倉簡易裁判所判事に補する
同　摸利　純史

福岡地方裁判所判事に補する　　三浦　あや
福岡地方裁判所久留米支部勤務を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所久留米支部勤務を命ずる
同　　松浦　佑樹
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
同　　松浦　絵美
福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
兼ねて福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
同　　中山さほ子
長崎家庭裁判所判事に補する
兼ねて長崎地方裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所判事に補する
同　　戸部　友希
熊本家庭裁判所判事に補する
兼ねて熊本地方裁判所判事に補する
同　　松本　啓裕
熊本家庭裁判所判事に補する
熊本家庭裁判所八代支部勤務を命ずる
兼ねて熊本地方裁判所判事に補する
熊本地方裁判所八代支部勤務を命ずる
同　　松野　豊
鹿児島地方裁判所判事に補する
兼ねて鹿児島家庭裁判所判事に補する
鹿児島簡易裁判所判事に補する
同　　都築健太郎
宮崎地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所日南支部勤務を命ずる
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎家庭裁判所日南支部勤務を命ずる
日南簡易裁判所判事に補する
同　　宮田　裕平
宮崎地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所延岡支部勤務を命ずる
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎家庭裁判所延岡支部勤務を命ずる

同　　足立　賢明
宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎家庭裁判所都城支部勤務を命ずる
兼ねて宮崎地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所都城支部勤務を命ずる
同　　中澤　崇晶
那覇地方裁判所判事に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所判事に補する
同　　片岡　顕一
那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所石垣支部勤務を命ずる
兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所石垣支部勤務を命ずる
同　　田屋　茂樹
仙台地方裁判所判事に補する
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
同　　彦田まり恵
福島地方裁判所判事に補する
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島簡易裁判所判事に補する
同　　本村　理絵
福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所会津若松支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所会津若松支部勤務を命ずる
同　　内村　諭史
福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所いわき支部勤務を命ずる
兼ねて福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所いわき支部勤務を命ずる
同　　楠山　喬正
青森家庭裁判所判事に補する
青森家庭裁判所弘前支部勤務を命ずる
兼ねて青森地方裁判所判事に補する
青森地方裁判所弘前支部勤務を命ずる
同　　大門真一朗
函館地方裁判所判事に補する
兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
同　　津田　葉月
函館家庭裁判所判事に補する
兼ねて函館地方裁判所判事に補する
函館簡易裁判所判事に補する

同　　内藤　秀介
釧路家庭裁判所判事に補する
釧路家庭裁判所帯広支部勤務を命ずる
兼ねて釧路地方裁判所判事に補する
釧路地方裁判所帯広支部勤務を命ずる
帯広簡易裁判所判事に補する
同　　細包　寛敏
徳島地方裁判所判事に補する
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
同　　田中久仁彦
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所西条支部勤務を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所西条支部勤務を命ずる
同　　田中　慶太
松山家庭裁判所判事に補する
兼ねて松山地方裁判所判事に補する
松山簡易裁判所判事に補する
同　　伊藤　昌代
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋家庭裁判所判事に補する
名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる
岡崎簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事　　篠原　優斗
同　袖山　佳人　　同　東郷　将也
同　友近　仁洸　　同　鳥居　孟司
同　丹羽　健悟　　同　野本　亮
同　橋詰　沙羅　　同　林　信吾
同　平墳　優佳　　同　本郷　希美
同　三井みのり　　同　宮本梨容子
同　矢崎　啓太　　同　山嵜　優介
同　鷲尾　透弥
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　安藤　幸歩　　同　柴田　康平
同　関口　遼介　　同　宮内　初音
同　安原　駿
横浜簡易裁判所判事に補する（各通）
同　志村　塔子　　同　高橋　粒
同　山本　奈央
さいたま簡易裁判所判事に補する（各通）
同　中村　大樹　　同　中村日向子
同　坊　直徹　　同　松岡　弘道
千葉簡易裁判所判事に補する（各通）

同　　福岡　歳朗
水戸簡易裁判所判事に補する
同　加藤　潤也　　同　小島　惇史
宇都宮簡易裁判所判事に補する（各通）
同　小川　梢　　同　藤井　貴洋
同　南　里紗子
前橋簡易裁判所判事に補する（各通）
同　上寺紗也佳　　同　黒川　真吾
同　高矢　輝乃　　同　田崎　里歩
同　土肥　大致　　同　堀田　らな
同　吉田　純
大阪簡易裁判所判事に補する（各通）
同　尾崎　晴菜　　同　中谷　洸
同　法花　義与
京都簡易裁判所判事に補する（各通）
同　齋藤　あき　　同　白浜　菜央
神戸簡易裁判所判事に補する（各通）
同　石丸　貴大
奈良簡易裁判所判事に補する
同　荒田　航希　　同　境　歩美
同　関和　寛史　　同　中村　憧子
名古屋簡易裁判所判事に補する（各通）
同　後藤　寛樹
津簡易裁判所判事に補する
同　安藤　大祐　　同　小林　昂平
岐阜簡易裁判所判事に補する（各通）
同　田中　宏明
福井簡易裁判所判事に補する
同　野原　顕
金沢簡易裁判所判事に補する
同　相島　圭介
富山簡易裁判所判事に補する
同　豊田ののか
広島簡易裁判所判事に補する
同　工藤　光大　　同　杉浦　一輝
岡山簡易裁判所判事に補する（各通）
同　荒木　克仁　　同　中元　隆太
福岡簡易裁判所判事に補する（各通）
同　小野あゆみ
大分簡易裁判所判事に補する
同　若松　亮太
熊本簡易裁判所判事に補する
同　高橋祐梨子
仙台簡易裁判所判事に補する
同　小沼　友美
福島簡易裁判所判事に補する

○定年退官

退官日　簡易裁判所判事の職権の特例等に関する法律第一条の規定により指名することができる簡易裁判所判事の職務を行う者に関する事務を掌理する司法行政事務について判事補の職権の行使に関する事務を掌理する地方裁判所及び家庭裁判所の判事の職務を行う者

4　試験の内容等
⑴　第１次試験
多肢選択式試験
①　実施日　令和８年３月10日（火）
②　出題範囲
【基礎能力試験】知能分野（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）
知識分野（自然・人文・社会に関する時事及び情報）
【専門試験】憲法、行政法、民法及び刑法
③　試験地　東京都、京都市
④　合格者発表　令和８年３月13日（金）
参議院令和８年試験マイページで発表するほか、参議院法制局ホームページに掲載する。
なお、参議院令和８年試験マイページ上の発表が正式な合格者発表となる。
⑵　第２次試験【論文試験】…第１次試験合格者に対して行う。
論文試験
①　実施日　令和８年３月23日（月）
②　出題範囲
【必須科目】憲法
【選択科目】行政法、民法のいずれかを選択
③　試験地　東京都
④　合格者発表　令和８年４月10日（金）
参議院令和８年試験マイページで発表する。
⑶　第２次試験【政策課題討議試験・面接試験】…第２次試験【論文試験】合格者に対して行う。
政策課題討議試験及び面接試験
①　実施日　令和８年４月下旬以降の指定する日
②　試験地
政策課題討議試験　東京都
面接試験　オンラインで実施
③　合格者発表　令和８年４月下旬以降に参議院令和８年試験マイページで発表する。
⑷　第３次試験…第２次試験【政策課題討議試験・面接試験】合格者に対して行う。
面接試験
①　実施日　令和８年５月上旬以降の指定する日
②　試験地　東京都
③　最終合格者発表　参議院令和８年試験マイページで発表する。

5　採用の方法
最終合格者名を採用候補者名簿に記載し、採用は名簿に記載された者の中から行う。
6　受験手続
２月２日（月）から２月27日（金）午後３時までの間に、参議院法制局ホームページ（https://houseikyoku.sangiin.go.jp/adoption/type/information/examination.htm）からインターネット申込み専用サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、送信すること。
※　インターネット環境がないことなどによりインターネット申込みができない場合は、２月13日（金）までに参議院法制局総務課まで問い合わせること。
7　その他
・　受験に際し、身体等に障害があるため特に何らかの措置を希望する場合は、受験申込時にその旨を参議院法制局総務課に申し出ること。
・　第１次試験合格者は、原則として、大学の成績証明書等を提出すること。第２次試験の詳細な受験案内は、第１次試験の際に配布する。
・　面接試験（第２次試験及び第３次試験）の参考とするため、第２次試験【論文試験】合格者に対して、性格検査を行う。

令和８年度国立国会図書館職員採用試験公告

令和８年度国立国会図書館職員採用試験について、次のとおり告知する。
令和８年２月２日　　国立国会図書館
1　試験の種類
⑴　国立国会図書館職員採用総合職試験
⑵　国立国会図書館職員採用一般職試験（大卒程度試験）
⑶　国立国会図書館施設設備専門職員採用試験（大卒程度試験）
⑷　国立国会図書館障害者（係員級）採用試験（大卒程度試験）
2　職務内容
⑴　総合職試験、一般職試験（大卒程度試験）による採用者　調査業務、司書業務、一般事務等の館務
⑵　施設設備専門職員採用試験（大卒程度試験）による採用者　施設設備の維持及び管理等に関する業務、設備新営・改修工事に関する設計・監理業務、設備に関する技術に係る調査研究業務並びに当該専門的知識を必要とする業務
⑶　障害者（係員級）採用試験（大卒程度試験）による採用者　調査業務、司書業務、一般事務等の館務（本人の特性や職場の状況に応じて決定）
3　官署及び勤務地
⑴　東京都
①　国立国会図書館東京本館（東京都千代田区永田町１―10―１）
②　国立国会図書館国際子ども図書館（東京都台東区上野公園12―49）
⑵　京都府
国立国会図書館関西館（京都府相楽郡精華町精華台８－１－３）
いずれの官署の職員も、国立国会図書館職員として、本採用試験により採用する。三官署が国立国会図書館として一体となった業務・サービスを行うため、官署間の異動、東京と京都の間の転勤がある。
4　採用予定人数
⑴　総合職試験　若干名
⑵　一般職試験（大卒程度試験）　若干名
⑶　施設設備専門職員採用試験（大卒程度試験）　若干名
⑷　障害者（係員級）採用試験（大卒程度試験）　若干名
5　総合職試験
⑴　受験資格
①　平成４年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた者
②　平成18年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ａ　学校教育法による大学を卒業した者又は令和９年３月までに卒業する見込みの者
ｂ　館長がａに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者、国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
⑵　受験の特例
総合職試験の受験者は、申込みに際して、併せて一般職試験（大卒程度試験）の受験者としての取扱いを希望することができる。
⑶　第１次試験
①　試験日　令和８年３月22日（日）
②　試験地　東京都及び京都府
③　試験内容　教養試験（多肢選択式）
④　合格者発表　令和８年４月２日（木）
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日及び試験地
ａ　令和８年４月18日（土）　筆記試験（専門試験、英語試験及び小論文試験）、性格検査　東京都
ｂ　令和８年４月22日（水）から４月24日（金）まで、４月27日（月）、４月28日（火）、４月30日（木）、５月１日（金）及び５月７日（木）のうち指定する日　人物試験　オンラインで実施する。
②　試験内容
ａ　専門試験（記述式）　法学（憲法、民法、行政法及び国際法からの２分野選択式）、政治学、経済学、社会学、文学、史学（日本史及び世界史からの選択式）、図書館情報学、物理学、化学、数学、工学、情報工学及び生物学のうち、受験者があらかじめ選択する１科目
ｂ　英語試験（多肢選択式）
ｃ　小論文試験
ｄ　人物試験（個別面接）　人物試験の参考とするため、性格検査（質問紙法）を実施する。
（第２次試験合格者の決定は、専門試験、英語試験及び人物試験の成績を総合して行い、小論文試験は、総合職試験第３次試験における評定に用いる。）
③　合格者発表　令和８年５月19日（火）
⑸　第３次試験（第２次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日　令和８年６月５日（金）
②　試験場　国立国会図書館東京本館（対面で実施する。）
③　試験内容　人物試験（個別面接）

⑹　最終合格者発表　令和８年６月23日（火）以降、各人宛て郵便で合否を通知する。また、国立国会図書館ホームページに合格者の受験番号を掲載する。
⑺　採用予定年月日　原則として、令和９年４月１日
⑻　基準給与　行政職給料表㈠２級１号給

6　一般職試験（大卒程度試験）
⑴　受験資格
①　平成４年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた者
②　平成18年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ａ　学校教育法による大学を卒業した者又は令和９年３月までに卒業する見込みの者
ｂ　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は令和９年３月までに卒業する見込みの者
ｃ　館長がａ又はｂに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者、国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
⑵　第１次試験
①　試験日　令和８年３月22日（日）
②　試験地　東京都及び京都府
③　試験内容　教養試験（多肢選択式）
④　合格者発表　令和８年４月２日（木）
⑶　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日及び試験地
ａ　令和８年４月18日（土）　筆記試験（専門試験及び英語試験）、性格検査　東京都
ｂ　令和８年４月22日（水）から４月24日（金）まで、４月27日（月）、４月28日（火）、４月30日（木）、５月１日（金）及び５月７日（木）のうち指定する日　人物試験　オンラインで実施する。
②　試験内容
ａ　専門試験（記述式）　法学（憲法、民法、行政法及び国際法からの２分野選択式）、政治学、経済学、社会学、文学、史学（日本史及び世界史からの選択式）、図書館情報学、物理学、化学、数学、工学、情報工学及び生物学のうち、受験者があらかじめ選択する１科目
ｂ　英語試験（多肢選択式）
ｃ　人物試験（個別面接）　人物試験の参考とするため、性格検査（質問紙法）を実施する。
③　合格者発表　令和８年５月19日（火）
⑷　第３次試験（第２次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日　令和８年６月８日（月）及び６月９日（火）のうち指定する日
②　試験場　国立国会図書館東京本館（対面で実施する。）
③　試験内容　人物試験（個別面接）
⑸　最終合格者発表　令和８年６月23日（火）以降、各人宛て郵便で合否を通知する。また、国立国会図書館ホームページに合格者の受験番号を掲載する。
⑹　採用予定年月日　原則として、令和９年４月１日
⑺　基準給与　行政職給料表㈠１級25号給

7　施設設備専門職員採用試験（大卒程度試験）
⑴　受験資格
①　平成４年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた者
②　平成18年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ａ　学校教育法による大学を卒業した者又は令和９年３月までに卒業する見込みの者
ｂ　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は令和９年３月までに卒業する見込みの者
ｃ　館長がａ又はｂに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者、国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
⑵　第１次試験
①　試験日　令和８年３月22日（日）
②　試験地　東京都及び京都府
③　試験内容　教養試験（多肢選択式）
④　合格者発表　令和８年４月２日（木）
⑶　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日及び試験地
ａ　令和８年４月18日（土）　筆記試験（専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式））、性格検査　東京都
ｂ　令和８年４月22日（水）から４月24日（金）まで、４月27日（月）、４月28日（火）、４月30日（木）、５月１日（金）及び５月７日（木）のうち指定する日　人物試験　オンラインで実施する。
②　試験内容
ａ　専門試験（多肢選択式）　電気、機械及び建築のうち、受験者があらかじめ選択する１科目
ｂ　専門試験（記述式）　施設設備に関する共通の筆記試験
ｃ　人物試験（個別面接）　人物試験の参考とするため、性格検査（質問紙法）を実施する。
（第２次試験合格者の決定は、専門試験（多肢選択式）及び人物試験の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第３次試験における評定に用いる。）
③　合格者発表　令和８年５月19日（火）
⑷　第３次試験（第２次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日　令和８年６月12日（金）
②　試験場　国立国会図書館東京本館（対面で実施する。）
③　試験内容　人物試験（個別面接）
⑸　最終合格者発表　令和８年６月23日（火）以降、各人宛て郵便で合否を通知する。また、国立国会図書館ホームページに合格者の受験番号を掲載する。
⑹　採用予定年月日　原則として、令和９年４月１日
⑺　基準給与　行政職給料表㈠１級25号給

8　障害者（係員級）採用試験（大卒程度試験）
⑴　受験資格
次の①及び②の要件を満たす者。ただし、日本の国籍を有しない者、国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
①　次のａ又はｂのいずれかに該当する者
ａ　昭和62年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた者
ｂ　平成18年４月２日以降に生まれた者で、次の㋐又は㋑のいずれかに該当する者
㋐　学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は令和９年３月までに卒業する見込みの者
㋑　館長が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者
②　次のｃからｇまでに掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている者
ｃ　身体障害者手帳
ｄ　身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事が定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書
ｅ　産業医又は健康管理医によるｄに準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）
ｆ　都道府県知事若しくは政令指定都市市長が発行する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
ｇ　精神障害者保健福祉手帳
※第２次試験の試験日及び採用時において、②に該当していることが確認できない場合、第２次試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用しない。

⑵　第１次試験
①　試験日　令和８年４月18日（土）
②　試験地　東京都
③　試験内容
ａ　専門試験（記述式）　法学（憲法、民法、行政法及び国際法からの２分野選択式）、政治学、経済学、社会学、文学、史学（日本史及び世界史からの選択式）、図書館情報学、物理学、化学、数学、工学、情報工学及び生物学のうち、受験者があらかじめ選択する１科目
ｂ　英語試験（多肢選択式）
なお、第２次試験で行う人物試験の参考とするため、性格検査（質問紙法）を実施する。
④　合格者発表　令和８年５月19日（火）
⑶　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
①　試験日　令和８年６月11日（木）
②　試験場　国立国会図書館東京本館（対面で実施する。）
③　試験内容　人物試験（個別面接）
⑷　最終合格者発表　令和８年６月23日（火）以降、各人宛て郵便で合否を通知する。また、国立国会図書館ホームページに合格者の受験番号を掲載する。
⑸　採用予定年月日　原則として、令和９年４月１日
⑹　基準給与　行政職給料表㈠１級25号給

9　受験上の配慮
⑴　総合職試験、一般職試験（大卒程度試験）及び障害者（係員級）採用試験（大卒程度試験）において、視覚障害のある者については、障害の程度により、点字による受験を認め（補助として、受験者が持参したパソコンのスクリーン・リーダーによる音声読み上げの併用も可能とする。）、解答時間の延長（1.5倍）を行う（ただし、総合職試験の小論文試験については解答時間の延長を行わない。）。なお、受験申込みの際に障害の程度を証明する書類の提出を求める。
⑵　いずれの試験においても、障害があるため上記９⑴以外に何らかの配慮を希望し、受験申込みに当たって希望する配慮の内容を申し出た者については、申出に応じて配慮を行うことがある。配慮の対象となるかどうかを確認するため、障害の種類及び程度を証明する手帳等の写し又は専門医の診断書の提出を求めることがある。

10　受験手続及び問合せ先
⑴　試験の詳細については、試験案内を参照すること。
⑵　試験案内の請求　試験案内は、国立国会図書館東京本館、国立国会図書館関西館及び国立国会図書館国際子ども図書館で配布するほか、ＰＤＦファイル及びテキスト版を国立国会図書館ホームページにおいてダウンロード配布する。また、郵便での請求も受け付ける。
⑶　申込みのできる試験の種類　申し込むことができる試験の種類は、総合職試験（特例希望を含む。）、一般職試験（大卒程度試験）、施設設備専門職員採用試験（大卒程度試験）又は障害者（係員級）採用試験（大卒程度試験）のうちの一つに限る。
⑷　申込方法　原則、国立国会図書館ホームページの受験申込サイトから行うこと。当該サイトからの申込みが難しい場合は、受験申込書の郵送による申込みを受け付ける。受験申込書は郵便での請求（令和８年２月９日（月）必着）により、送付する。なお、点字による受験を希望する者及び障害があるため何らかの配慮を希望する者は、試験案内に従ってその旨を申し出ること。
⑸　郵便による試験案内又は受験申込書の請求
請求は国立国会図書館総務部人事課で受け付ける。郵便により試験案内又は受験申込書を請求する際は、封筒の表に希望する試験の種類（「総合職試験・一般職試験（大卒程度試験）請求」、「施設設備専門職員採用試験（大卒程度試験）請求」又は「障害者（係員級）採用試験（大卒程度試験）請求」）を朱書し、返信用封筒として宛先及び郵便番号を明記し、180円切手を貼った角形２号の封筒等を同封すること。
⑹　受付期間　令和８年２月２日（月）10時から同年２月18日（水）17時まで（郵送による申込みの場合、２月18日（水）必着）
⑺　宛先及び問合せ先　〒100―8924 東京都千代田区永田町１―10―１　国立国会図書館総務部人事課任用係　電話　03―3506―3315（直通）　ＦＡＸ　03―3581―1758

2026年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）試験専門委員

2026年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日
人事院事務総長　佐々木雅之

専門試験（多肢選択式）
行政

慶應義塾大学教授	青木　淳一
白百合女子大学教授	猪狩　友一
国立大学法人大阪大学教授	市　大樹
国立大学法人東京大学教授	伊藤　一頼
法政大学教授	犬塚　元
法務省法務総合研究所	今澤　俊樹
学習院大学教授	上神　貴佳
中央大学教授	遠藤研一郎
成蹊大学教授	遠藤　誠治
国立大学法人筑波大学教授	大石　和彦
神奈川大学教授	大川　千寿
国立大学法人東京大学准教授	大木　清弘
法務省法務総合研究所	荻野　公彦
慶應義塾大学准教授	小田　勇樹
立教大学教授	神橋　一彦
国立大学法人東京大学教授	後藤はる美
財務省主税局	小守菜々子
法政大学教授	近能　善範
文部科学省科学技術・学術政策局	佐藤亜紗妃
国立大学法人北海道大学教授	佐藤健太郎
資源エネルギー庁電力・ガス事業部	杉原　裕子
経済産業省製造産業局	染谷　智之
警察庁長官官房	髙橋　潤
国立大学法人東京大学准教授	田中　有紀
青山学院大学教授	田中　裕介
国立大学法人東京大学教授	田中　隆一
上智大学教授	寺田　俊郎
慶應義塾大学教授	内藤　正人
国立大学法人京都大学名誉教授	中畑　正志
東京経済大学教授	中村　豪
国立大学法人東京大学教授	名和　克郎
内閣法制局第一部	畑江　恵
成蹊大学教授	原　昌登
立教大学教授	原田　久
明治大学教授	平口　良司
南山大学教授	福本　拓
慶應義塾大学教授	穂刈　享
慶應義塾大学教授	南　健悟
内閣府経済社会総合研究所	本橋　直樹
専修大学教授	森川　幸一
総務省情報流通行政局	保田　紗里
国立大学法人東京大学教授	湯川　拓
国立大学法人東京大学教授	和田　俊憲
青山学院大学教授	和田　洋典

人間科学

法務省東日本少年矯正医療・教育センター	池田　有里
大正大学准教授	井関　龍太
法政大学教授	岩崎　晋也
日本大学准教授	小川　豊武
東洋英和女学院大学教授	尾崎　博美
慶應義塾大学准教授	川本　哲也
国立大学法人千葉大学教授	木村　英司
帝京大学教授	小入羽秀敬
駿河台大学准教授	近藤　育代
国立大学法人東京大学教授	園田　茂人
国立大学法人横浜国立大学准教授	髙本　真寛
日本女子大学教授	竹内　龍人
国立大学法人新潟大学教授	田中　伸至
上智大学教授	中澤　秀雄
国立大学法人一橋大学教授	中田　康彦
法務省矯正研修所	西　茄那子
法務省東京保護観察所	野間くるみ
日本社会事業大学教授	菱沼　幹男
上智大学教授	平野　寛弥
警察庁科学警察研究所	平間　一樹
法務省多摩少年院	藤野　元将
法務省さいたま少年鑑別所	前田　将太
こども家庭庁支援局	松本　理央
日本女子大学教授	和田上貴昭

デジタル

国立大学法人大阪大学教授	泉　泰介
工学院大学准教授	牛田　啓太
国立大学法人東京科学大学教授	尾形わかは
東京電機大学教授	坂本　直志
国立研究開発法人産業技術総合研究所	城　真範
国立大学法人名古屋工業大学教授	津邑　公暁
国立大学法人東京農工大学教授	中條　拓伯
芝浦工業大学教授	野田　夏子
国立研究開発法人産業技術総合研究所	増田　健

工学

文部科学省研究開発局	青山　裕一
日本大学准教授	安藝　雅彦
芝浦工業大学教授	浅田　勇人
日本大学准教授	安部　明雄
国立研究開発法人建築研究所	新井　洋
国立研究開発法人産業技術総合研究所	池浦　広美
特許庁審査第四部	市川　武宜
総務省国際戦略局	伊藤　有希
国立大学法人東京科学大学教授	稲邑　朋也
国立大学法人大阪大学教授	乾　徹
国立研究開発法人物質・材料研究機構	井上　忠信
国土交通省国土技術政策総合研究所	上原　隆宏
国土交通省大臣官房	榮西　巨朗
慶應義塾大学教授	大槻　知明
国立研究開発法人物質・材料研究機構	大出真知子
国土交通省国土技術政策総合研究所	小笠原裕光
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	小沢　匠
国立大学法人埼玉大学教授	小原　哲郎
国立大学法人東京科学大学教授	小原　徹
国立大学法人東京科学大学准教授	片渕　竜也
国立大学法人電気通信大学教授	金子　修
国立大学法人東京科学大学教授	吉敷　祥一
関東学院大学教授	北原　武嗣
国立大学法人東京大学教授	熊田亜紀子
国立研究開発法人産業技術総合研究所	黒川　悟
国立研究開発法人産業技術総合研究所	齋藤　慎平
文部科学省大臣官房	桜井　梨那
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	笹森萌奈美
国立研究開発法人産業技術総合研究所	佐藤　伸二
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房	杉立　大和
関西大学教授	杉本　舞
特許庁審査第二部	竹下　晋司
日本大学教授	武村　武
国立研究開発法人産業技術総合研究所	田丸　慎吾
法政大学准教授	田村　信幸
国立大学法人横浜国立大学准教授	田村　洋
国立大学法人横浜国立大学教授	辻　隆男
国土交通省水管理・国土保全局	鶴田　舞
東京都市大学准教授	中島　伸
国立大学法人東京大学教授	中谷　辰爾
国立研究開発法人産業技術総合研究所	名越　貴志
国立大学法人千葉大学准教授	名取　賢二
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	西原　健司
国立大学法人横浜国立大学准教授	樋口　丈浩
国立大学法人名古屋工業大学教授	秀島　栄三
中央大学教授	平川　大貴
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	拾井　隆道
国立大学法人横浜国立大学教授	廣澤　渉一
国立研究開発法人産業技術総合研究所	藤田　麻哉
長崎総合科学大学教授	古野　弘志
国立大学法人東京科学大学教授	保科　拓也
国土交通省航空局	本間　智貴
国立大学法人大阪大学教授	牧　敦生
国立大学法人東京科学大学准教授	松﨑　裕
環境省環境再生・資源循環局	水島　大輝
国土交通省水管理・国土保全局	峯　健介
国立大学法人埼玉大学准教授	八木澤順治
国立大学法人九州大学教授	柳原　大輔
国立大学法人東京科学大学准教授	山北　昌毅
国立大学法人東京大学准教授	山下　真一
法政大学教授	吉田　一朗
国土交通省関東地方整備局	渡辺　春彦

数理科学・物理・地球科学

国立大学法人千葉大学准教授	泉　賢太郎
厚生労働省医政局	遠藤　秀剛
国立研究開発法人産業技術総合研究所	大村　英樹
成蹊大学准教授	奥野　貴之
国立大学法人新潟大学准教授	折田　龍馬
東京理科大学嘱託教授	金子　宏
国立大学法人東京大学准教授	加納　靖之
東京都公立大学法人東京都立大学准教授	小林　正典
気象庁情報基盤部	沢田　雅洋
国立大学法人横浜国立大学准教授	白崎　良演
国立大学法人政策研究大学院大学教授	竹之内高志
国立大学法人政策研究大学院大学教授	土谷　隆
国立大学法人名古屋大学准教授	寺澤　祐高
盛岡大学准教授	冨江　雅也
国立大学法人お茶の水女子大学講師	長尾　篤樹
国立大学法人東京大学教授	長谷川修司
国立大学法人茨城大学教授	百武　慶文
国立大学法人千葉大学准教授	深澤　英人
城西大学教授	古川　勝久
帝京科学大学教授	松影　香子
国立研究開発法人産業技術総合研究所	宮地　良典
国立大学法人横浜国立大学教授	山本　伸次
国立研究開発法人産業技術総合研究所	横田　俊之

化学・生物・薬学

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	朝田　景
東邦大学教授	東屋　功
明治大学教授	石丸　喜朗
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	岩船　敬
東京農業大学教授	大石　祐一
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	太田　美紀
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	岡﨑　圭毅
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	奥西　智哉
国立大学法人東京大学准教授	奥野　将成
武蔵野大学教授	川原　正博
国立研究開発法人産業技術総合研究所	久保田智巳
国税庁課税部	倉光　潤一
国立大学法人千葉大学教授	小島　隆
東京電機大学教授	小林　大祐
国立研究開発法人産業技術総合研究所	今　喜裕
医療創生大学准教授	斉藤　麻希
帝京大学教授	坂本　謙司
国立大学法人東京農工大学准教授	桜井　誠
静岡県立大学客員教授	佐藤　均
国立大学法人宇都宮大学教授	佐藤　正秀
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所	柴田　識人
国立大学法人北海道大学教授	竹内　純
国立大学法人東京大学教授	田中　智
国立大学法人東京科学大学教授	豊田　真司
国立大学法人東京大学准教授	中山　一大
東洋大学教授	西野光一郎
東京理科大学教授	花輪　剛久
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	原口　清輝
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	舟山　知夫
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	森岡　孝満
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所	安田　智
国立大学法人筑波大学准教授	山村　泰久
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	山本　伸一
国立研究開発法人国立環境研究所	横溝　裕行

農業科学・水産

国立大学法人東京大学教授	青木　直大
農林水産省畜産局	赤荻　周悟
国立大学法人東京農工大学教授	安達　俊輔
水産庁資源管理部	伊藤　鋼平
東京農業大学教授	内山　智裕
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	大室　健治
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	岡田　和馬
国立大学法人東京大学教授	岡田　茂
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	岡村　俊宏
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	越智　直
水産庁増殖推進部	帰山　秀樹
農林水産省大臣官房	加集　雄也
東京農業大学教授	金田　憲和
国立研究開発法人水産研究・教育機構	神山龍太郎
国立研究開発法人水産研究・教育機構	木白　俊哉
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	小林　寿美
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	小林　洋介

農林水産省農林水産政策研究所	佐藤	孝一
国立大学法人東京農工大学教授	杉村	智史
国立大学法人東京海洋大学教授	鈴木	直樹
東洋大学教授	竹田	麻里
北里大学准教授	筒井	繁行
国立研究開発法人水産研究・教育機構	中村	康平
農林水産省輸出・国際局	中村	春彦
農林水産省畜産局	野中	陽子
農林水産省消費・安全局	春名	美香
農林水産省大臣官房	表谷	拓郎
国立大学法人北海道大学准教授	藤田	雅紀
国立大学法人東京海洋大学准教授	松井	隆宏
国立大学法人東京大学准教授	松尾	隆嗣
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	村田	未果
国立研究開発法人水産研究・教育機構	村田	裕子
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	安江	紘幸
国立大学法人東京大学教授	山内啓太郎	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	若生	俊行

農業農村工学

国立大学法人宇都宮大学教授	池口	厚男
高崎健康福祉大学准教授	石神	靖弘
中京大学講師	石田	貴士
農林水産省農村振興局	市川敬一郎	
日本大学准教授	梅田	大樹
農林水産省農村振興局	遠藤	敏史
国立大学法人岐阜大学教授	大西	健夫
国立大学法人千葉大学教授	小川	幸春
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	嶋津	光辰
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	正田	大輔
農林水産省農村振興局	立川	淳平
国立大学法人東京農工大学教授	中島	正裕
農林水産省農村振興局	中山	公太
国立大学法人東京農工大学准教授	西脇	淳子
農林水産省農村振興局	藤本	敏樹
農林水産省経営局	保坂	俊
国立大学法人茨城大学准教授	牧山	正男
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	皆川	裕樹
国立大学法人新潟大学教授	吉川	夏樹

森林・自然環境

国立大学法人宇都宮大学教授	逢沢	峰昭
国立研究開発法人森林研究・整備機構	荒木	眞岳
林野庁林政部	市川	隆史
国土交通省国土政策局	伊月	恭子
国立大学法人筑波大学准教授	伊藤	弘
国立研究開発法人土木研究所	伊藤	誠記
東京農業大学教授	入江	彰昭
国土交通省都市局	宇川	裕亮
国立研究開発法人森林研究・整備機構	宇京斉一郎	
国立大学法人東京大学准教授	榎本有希子	
国立研究開発法人森林研究・整備機構	楠本	倫久
国立研究開発法人森林研究・整備機構	小坂	肇
国土交通省不動産・建設経済局	小杉	恵
林野庁林政部	佐久間	彬
国土交通省水管理・国土保全局	三道	義己
国立大学法人宮崎大学准教授	篠原	慶規
林野庁林政部	島田	豊
国土交通省国土技術政策総合研究所	鈴木	啓介
林野庁林政部	高橋	秀夫
環境省自然環境局	玉谷	雄太
国土交通省都市局	玉那覇綾子	
林野庁森林整備部	中島	浩徳
国立大学法人宇都宮大学准教授	西尾	孝佳
林野庁国有林野部	西尾	悠佑
国立大学法人東京農工大学客員教授	船田	良
国立大学法人東京大学准教授	堀田	紀文
国立大学法人東京農工大学准教授	松本	武
国立大学法人京都大学准教授	宮田	秀介
東京農業大学准教授	桃井	尊央
環境省水・大気環境局	森川	政人
国立大学法人東京大学准教授	吉岡	拓如
林野庁国有林野部	渡部	謙太

専門試験（記述式）

行政

（政　治　学）	国立大学法人大阪大学教授	上川龍之進
（政　治　学）	放送大学教授	川出　良枝
（行　政　学）	東京都公立大学法人東京都立大学教授	伊藤　正次
（行　政　学）	国立大学法人大阪大学教授	北村　亘
（国際関係）	国立大学法人東京大学教授	遠藤　貢
（国際関係）	立教大学教授	佐々木卓也
（公共政策）	国立大学法人東京大学教授	佐藤　泰裕
（公共政策）	中央大学教授	武智　秀之
（公共政策）	慶應義塾大学教授	直井　道生
（公共政策）	国立大学法人東北大学教授	西岡　晋
（公共政策）	明治大学教授	西出　順郎
（公共政策）	津田塾大学教授	深谷　健
（公共政策）	国立大学法人岡山大学教授	福重さと子
（公共政策）	早稲田大学教授	別所俊一郎
（憲　法）	国立大学法人大阪大学教授	片桐　直人
（憲　法）	内閣法制次長	木村　陽一
（憲　法）	国立大学法人東京大学教授	小島　慎司
（憲　法）	慶應義塾大学教授	小山　剛
（憲　法）	慶應義塾大学教授	西村　裕一
（憲　法）	中央大学教授	松原　光宏
（憲　法）	国立大学法人京都大学教授	毛利　透
（国　際　法）	国立大学法人東京大学教授	西村　弓
（国　際　法）	国立大学法人京都大学教授	濵本正太郎
（行　政　法）	国立大学法人東北大学教授	大江　裕幸
（行　政　法）	早稲田大学教授	下山　憲治
（行　政　法）	國學院大學教授	高橋　信行
（行　政　法）	関西学院大学教授	中原　茂樹
（行　政　法）	国立大学法人京都大学教授	原田　大樹
（行　政　法）	立命館大学教授	湊　二郎
（民　法）	早稲田大学教授	青木　則幸
（民　法）	法政大学教授	大澤　彩
（民　法）	国立大学法人東京大学教授	水津　太郎
（民　法）	国立大学法人京都大学教授	西内　康人
（民　法）	慶應義塾大学教授	武川　幸嗣
（商　法）	国立大学法人一橋大学教授	酒井　太郎
（商　法）	明治大学教授	松井　英樹
（刑　法）	早稲田大学教授	杉本　一敏
（刑　法）	国立大学法人東京大学教授	和田　俊憲
（民事訴訟法）	早稲田大学教授	勅使川原和彦
（民事訴訟法）	国立大学法人神戸大学教授	八田　卓也
（経済理論）	早稲田大学教授	及川　浩希
（経済理論）	慶應義塾大学教授	栗野　盛光
（経済理論）	中央大学教授	塩路　悦朗
（財　政　学）	慶應義塾大学教授	寺井　公子
（財　政　学）	国立大学法人東京大学教授	林　正義
（経済政策）	慶應義塾大学教授	清田　耕造
（経済政策）	関西学院大学教授	堀　敬一

上記区分試験以外については、専門試験（多肢選択式）の試験専門委員が参画する。

2026年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）試験専門委員

2026年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）、政策論文試験及び総合論文試験における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

専門試験（多肢選択式）

政治・国際・人文

白百合女子大学教授	猪狩　友一
国立大学法人大阪大学教授	市　大樹
法政大学教授	犬塚　元
学習院大学教授	上神　貴佳
成蹊大学教授	遠藤　誠治
神奈川大学教授	大川　千寿
慶應義塾大学准教授	小田　勇樹
国立大学法人東京大学教授	後藤はる美

文部科学省科学技術・学術政策局	佐藤亜紗妃
国立大学法人北海道大学教授	佐藤健太郎
警察庁長官官房	髙橋　潤
国立大学法人東京大学准教授	田中　有紀
青山学院大学教授	田中　裕介
上智大学教授	寺田　俊郎
慶應義塾大学教授	内藤　正人
国立大学法人京都大学名誉教授	中畑　正志
国立大学法人東京大学教授	名和　克郎
立教大学教授	原田　久
南山大学教授	福本　拓
国立大学法人東京大学教授	湯川　拓
青山学院大学教授	和田　洋典
法律	
慶應義塾大学教授	青木　淳一
国立大学法人東京大学教授	伊藤　一頼
法務省法務総合研究所	今澤　俊樹
中央大学教授	遠藤研一郎
国立大学法人筑波大学教授	大石　和彦
法務省法務総合研究所	荻野　公彦
立教大学教授	神橋　一彦
経済産業省製造産業局	染谷　智之
内閣法制局第一部	畑江　恵
成蹊大学教授	原　昌登
慶應義塾大学教授	南　健悟
専修大学教授	森川　幸一
総務省情報流通行政局	保田　紗里
国立大学法人東京大学教授	和田　俊憲
経済	
国立大学法人東京大学准教授	大木　清弘
財務省主税局	小守菜々子
法政大学教授	近能　善範
資源エネルギー庁電力・ガス事業部	杉原　裕子
国立大学法人東京大学教授	田中　隆一
東京経済大学教授	中村　豪
明治大学教授	平口　良司
慶應義塾大学教授	穂刈　享
内閣府経済社会総合研究所	本橋　直樹
人間科学	
法務省東日本少年矯正医療・教育センター	池田　有里
大正大学准教授	井関　龍太
法政大学教授	岩崎　晋也
日本大学准教授	小川　豊武
東洋英和女学院大学教授	尾崎　博美
慶應義塾大学准教授	川本　哲也
国立大学法人千葉大学教授	木村　英司
帝京大学教授	小入羽秀敬
駿河台大学准教授	近藤　育代
国立大学法人東京大学教授	園田　茂人
国立大学法人横浜国立大学准教授	髙本　真寛
日本女子大学教授	竹内　龍人
国立大学法人新潟大学教授	田中　伸至
上智大学教授	中澤　秀雄
国立大学法人一橋大学教授	中田　康彦
法務省矯正研修所	西　茄那子
法務省東京保護観察所	野間くるみ
日本社会事業大学教授	菱沼　幹男
上智大学教授	平野　寛弥
警察庁科学警察研究所	平間　一樹
法務省多摩少年院	藤野　元将
法務省さいたま少年鑑別所	前田　将太
こども家庭庁支援局	松本　理央
日本女子大学教授	和田上貴昭
デジタル	
国立大学法人大阪大学教授	泉　泰介
工学院大学准教授	牛田　啓太
国立大学法人東京科学大学教授	尾形わかは
東京電機大学教授	坂本　直志
国立研究開発法人産業技術総合研究所	城　真範
国立大学法人名古屋工業大学教授	津邑　公暁
国立大学法人東京農工大学教授	中條　拓伯
芝浦工業大学教授	野田　夏子
国立研究開発法人産業技術総合研究所	増田　健
工学	
文部科学省研究開発局	青山　裕一
日本大学准教授	安藝　雅彦
芝浦工業大学教授	浅田　勇人
日本大学准教授	安部　明雄
国立研究開発法人建築研究所	新井　洋
国立研究開発法人産業技術総合研究所	池浦　広美
特許庁審査第四部	市川　武宜
総務省国際戦略局	伊藤　有希
国立大学法人東京科学大学教授	稲邑　朋也
国立大学法人大阪大学教授	乾　徹
国立研究開発法人物質・材料研究機構	井上　忠信
国土交通省国土技術政策総合研究所	上原　隆宏
国土交通省大臣官房	榮西　巨朗
慶應義塾大学教授	大槻　知明
国立研究開発法人物質・材料研究機構	大出真知子
国土交通省国土技術政策総合研究所	小笠原裕光
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	小沢　匠
国立大学法人埼玉大学教授	小原　哲郎
国立大学法人東京科学大学教授	小原　徹
国立大学法人東京科学大学准教授	片渕　竜也
国立大学法人電気通信大学教授	金子　修
国立大学法人東京科学大学教授	吉敷　祥一
関東学院大学教授	北原　武嗣
国立大学法人東京大学教授	熊田亜紀子
国立研究開発法人産業技術総合研究所	黒川　悟
国立研究開発法人産業技術総合研究所	齋藤　慎平
文部科学省大臣官房	桜井　梨那
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	笹森萌奈美
国立研究開発法人産業技術総合研究所	佐藤　伸二
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房	杉立　大和
関西大学教授	杉本　舞
特許庁審査第二部	竹下　晋司
日本大学教授	武村　武
国立研究開発法人産業技術総合研究所	田丸　慎吾
法政大学准教授	田村　信幸
国立大学法人横浜国立大学准教授	田村　洋
国立大学法人横浜国立大学教授	辻　隆男
国土交通省水管理・国土保全局	鶴田　舞
東京都市大学准教授	中島　伸
国立大学法人東京大学教授	中谷　辰爾
国立研究開発法人産業技術総合研究所	名越　貴志
国立大学法人千葉大学准教授	名取　賢二
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	西原　健司
国立大学法人横浜国立大学准教授	樋口　丈浩
国立大学法人名古屋工業大学教授	秀島　栄三
中央大学教授	平川　大貴
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	拾井　隆道
国立大学法人横浜国立大学教授	廣澤　渉一
国立研究開発法人産業技術総合研究所	藤田　麻哉
長崎総合科学大学教授	古野　弘志
国立大学法人東京科学大学教授	保科　拓也
国土交通省航空局	本間　智貴
国立大学法人大阪大学教授	牧　敦生
国立大学法人東京科学大学准教授	松﨑　裕
環境省環境再生・資源循環局	水島　大輝
国土交通省水管理・国土保全局	峯　健介
国立大学法人埼玉大学准教授	八木澤順治
国立大学法人九州大学教授	柳原　大輔
国立大学法人東京科学大学准教授	山北　昌毅
国立大学法人東京大学准教授	山下　真一
法政大学教授	吉田　一朗
国土交通省関東地方整備局	渡辺　春彦
数理科学・物理・地球科学	
国立大学法人千葉大学准教授	泉　賢太郎
厚生労働省医政局	遠藤　秀剛
国立研究開発法人産業技術総合研究所	大村　英樹
成蹊大学准教授	奥野　貴之
国立大学法人新潟大学准教授	折田　龍馬
東京理科大学嘱託教授	金子　宏
国立大学法人東京大学准教授	加納　靖之
東京都公立大学法人東京都立大学准教授	小林　正典
気象庁情報基盤部	沢田　雅洋
国立大学法人横浜国立大学准教授	白崎　良演
国立大学法人政策研究大学院大学教授	竹之内高志
国立大学法人政策研究大学院大学教授	土谷　隆
国立大学法人名古屋大学准教授	寺澤　祐高
盛岡大学准教授	冨江　雅也

国立大学法人お茶の水女子大学　長尾　篤樹
講師
国立大学法人東京大学教授　長谷川修司
国立大学法人茨城大学教授　百武　慶文
国立大学法人千葉大学准教授　深澤　英人
城西大学教授　古川　勝久
帝京科学大学教授　松影　香子
国立研究開発法人産業技術総合　宮地　良典
研究所
国立大学法人横浜国立大学教授　山本　伸次
国立研究開発法人産業技術総合　横田　俊之
研究所

化学・生物・薬学

国立研究開発法人農業・食品産　朝田　景
業技術総合研究機構
東邦大学教授　東屋　功
明治大学教授　石丸　喜朗
独立行政法人農林水産消費安全　岩船　敬
技術センター
東京農業大学教授　大石　祐一
独立行政法人医薬品医療機器総　太田　美紀
合機構
国立研究開発法人農業・食品産　岡﨑　圭毅
業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業・食品産　奥西　智哉
業技術総合研究機構
国立大学法人東京大学准教授　奥野　将成
武蔵野大学教授　川原　正博
国立研究開発法人産業技術総合　久保田智巳
研究所
国税庁課税部　倉光　潤一
国立大学法人千葉大学教授　小島　隆
東京電機大学教授　小林　大祐
国立研究開発法人産業技術総合　今　喜裕
研究所
医療創生大学准教授　斉藤　麻希
帝京大学教授　坂本　謙司
国立大学法人東京農工大学准教　桜井　誠
授
静岡県立大学客員教授　佐藤　均
国立大学法人宇都宮大学教授　佐藤　正秀
厚生労働省国立医薬品食品衛生　柴田　識人
研究所
国立大学法人北海道大学教授　竹内　純
国立大学法人東京大学教授　田中　智
国立大学法人東京科学大学教授　豊田　真司
国立大学法人東京大学准教授　中山　一大
東洋大学教授　西野光一郎
東京理科大学教授　花輪　剛久

国立研究開発法人農業・食品産　原口　清輝
業技術総合研究機構
国立研究開発法人量子科学技術　舟山　知夫
研究開発機構
国立研究開発法人量子科学技術　森岡　孝満
研究開発機構
厚生労働省国立医薬品食品衛生　安田　智
研究所
国立大学法人筑波大学准教授　山村　泰久
国立研究開発法人農業・食品産　山本　伸一
業技術総合研究機構
国立研究開発法人国立環境研究　横溝　裕行
所

農業科学・水産

国立大学法人東京大学教授　青木　直大
農林水産省畜産局　赤荻　周悟
国立大学法人東京農工大学教授　安達　俊輔
水産庁資源管理部　伊藤　鋼平
東京農業大学教授　内山　智裕
国立研究開発法人農業・食品産　大室　健治
業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業・食品産　岡田　和馬
業技術総合研究機構
国立大学法人東京大学教授　岡田　茂
国立研究開発法人農業・食品産　岡村　俊宏
業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業・食品産　越智　直
業技術総合研究機構
水産庁増殖推進部　帰山　秀樹
農林水産省大臣官房　加集　雄也
東京農業大学教授　金田　憲和
国立研究開発法人水産研究・教　神山龍太郎
育機構
国立研究開発法人水産研究・教　木白　俊哉
育機構
国立研究開発法人農業・食品産　小林　寿美
業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業・食品産　小林　洋介
業技術総合研究機構
農林水産省農林水産政策研究所　佐藤　孝一
国立大学法人東京農工大学教授　杉村　智史
国立大学法人東京海洋大学教授　鈴木　直樹
東洋大学教授　竹田　麻里
北里大学准教授　筒井　繁行
国立研究開発法人水産研究・教　中村　康平
育機構
農林水産省輸出・国際局　中村　春彦
農林水産省畜産局　野中　陽子
農林水産省消費・安全局　春名　美香

農林水産省大臣官房　表谷　拓郎
国立大学法人北海道大学准教授　藤田　雅紀
国立大学法人東京海洋大学准教　松井　隆宏
授
国立大学法人東京大学准教授　松尾　隆嗣
国立研究開発法人農業・食品産　村田　未果
業技術総合研究機構
国立研究開発法人水産研究・教　村田　裕子
育機構
国立研究開発法人農業・食品産　安江　紘幸
業技術総合研究機構
国立大学法人東京大学教授　山内啓太郎
国立研究開発法人農業・食品産　若生　俊行
業技術総合研究機構

農業農村工学

国立大学法人宇都宮大学教授　池口　厚男
高崎健康福祉大学准教授　石神　靖弘
中京大学講師　石田　貴士
農林水産省農村振興局　市川敬一郎
日本大学准教授　梅田　大樹
農林水産省農村振興局　遠藤　敏史
国立大学法人岐阜大学教授　大西　健夫
国立大学法人千葉大学教授　小川　幸春
国立研究開発法人農業・食品産　嶋津　光辰
業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業・食品産　正田　大輔
業技術総合研究機構
農林水産省農村振興局　立川　淳平
国立大学法人東京農工大学教授　中島　正裕
農林水産省農村振興局　中山　公太
国立大学法人東京農工大学准教　西脇　淳子
授
農林水産省農村振興局　藤本　敏樹
農林水産省経営局　保坂　俊
国立大学法人茨城大学准教授　牧山　正男
国立研究開発法人農業・食品産　皆川　裕樹
業技術総合研究機構
国立大学法人新潟大学教授　吉川　夏樹

森林・自然環境

国立大学法人宇都宮大学教授　逢沢　峰昭
国立研究開発法人森林研究・整　荒木　眞岳
備機構
林野庁林政部　市川　隆史
国土交通省国土政策局　伊月　恭子
国立大学法人筑波大学准教授　伊藤　弘
国立研究開発法人土木研究所　伊藤　誠記

東京農業大学教授　入江　彰昭
国土交通省都市局　宇川　裕亮
国立研究開発法人森林研究・整　宇京斉一郎
備機構
国立大学法人東京大学准教授　榎本有希子
国立研究開発法人森林研究・整　楠本　倫久
備機構
国立研究開発法人森林研究・整　小坂　肇
備機構
国土交通省不動産・建設経済局　小杉　恵
林野庁林政部　佐久間　彬
国土交通省水管理・国土保全局　三道　義己
国立大学法人宮崎大学准教授　篠原　慶規
林野庁林政部　島田　豊
国土交通省国土技術政策総合研　鈴木　啓介
究所
林野庁林政部　高橋　秀夫
環境省自然環境局　玉谷　雄太
国土交通省都市局　玉那覇綾子
林野庁森林整備部　中島　浩徳
国立大学法人宇都宮大学准教授　西尾　孝佳
林野庁国有林野部　西尾　悠佑
国立大学法人東京農工大学客員　船田　良
教授
国立大学法人東京大学准教授　堀田　紀文
国立大学法人東京農工大学准教　松本　武
授
国立大学法人京都大学准教授　宮田　秀介
東京農業大学准教授　桃井　尊央
環境省水・大気環境局　森川　政人
国立大学法人東京大学准教授　吉岡　拓如
林野庁国有林野部　渡部　謙太

専門試験（記述式）

政治・国際・人文

（政　治　学）国立大学法人大阪大学教授　上川龍之進
（政　治　学）放送大学教授　川出　良枝
（行　政　学）東京都公立大学法人東京都立大学教授　伊藤　正次
（行　政　学）国立大学法人大阪大学教授　北村　亘
（国 際 関 係）国立大学法人東京大学教授　遠藤　貢
（国 際 関 係）立教大学教授　佐々木卓也
（公 共 政 策）国立大学法人東京大学教授　佐藤　泰裕

（公共政策）中央大学教授　武智　秀之
（公共政策）慶應義塾大学教授　直井　道生
（公共政策）国立大学法人東北大学教授　西岡　晋
（公共政策）明治大学教授　西出　順郎
（公共政策）津田塾大学教授　深谷　健
（公共政策）国立大学法人岡山大学教授　福重さと子
（公共政策）早稲田大学教授　別所俊一郎

法律

（憲法）国立大学法人大阪大学教授　片桐　直人
（憲法）内閣法制次長　木村　陽一
（憲法）国立大学法人東京大学教授　小島　慎司
（憲法）慶應義塾大学教授　小山　剛
（憲法）慶應義塾大学教授　西村　裕一
（憲法）中央大学教授　松原　光宏
（憲法）国立大学法人京都大学教授　毛利　透
（国際法）国立大学法人東京大学教授　西村　弓
（国際法）国立大学法人京都大学教授　濵本正太郎
（行政法）国立大学法人東北大学教授　大江　裕幸
（行政法）早稲田大学教授　下山　憲治
（行政法）國學院大學教授　高橋　信行
（行政法）関西学院大学教授　中原　茂樹
（行政法）国立大学法人京都大学教授　原田　大樹
（行政法）立命館大学教授　湊　二郎
（民法）早稲田大学教授　青木　則幸
（民法）法政大学教授　大澤　彩
（民法）国立大学法人東京大学教授　水津　太郎
（民法）国立大学法人京都大学教授　西内　康人
（民法）慶應義塾大学教授　武川　幸嗣

経済

（経済理論）早稲田大学教授　及川　浩希
（経済理論）慶應義塾大学教授　栗野　盛光
（経済理論）中央大学教授　塩路　悦朗
（財政学）慶應義塾大学教授　寺井　公子
（財政学）国立大学法人東京大学教授　林　正義
（経済政策）慶應義塾大学教授　清田　耕造
（経済政策）関西学院大学教授　堀　敬一

上記区分試験以外については、専門試験（多肢選択式）の試験専門委員が参画する。

政策論文試験

国立大学法人東北大学教授　青木　栄一
国立大学法人千葉大学教授　神里　達博
早稲田大学教授　越川　房子

総合論文試験

国立大学法人東北大学教授　青木　栄一
国立大学法人千葉大学教授　神里　達博
早稲田大学教授　越川　房子

点字による試験の試験専門委員

社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会　青木こずえ
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　石田　透
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　伊藤　丈人
星美学園短期大学日伊総合研究所　大内　進
帝京平成大学准教授　左振　恵子
神奈川県ライトセンター　宗　知英

2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）試験専門委員

2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

行政

京都産業大学教授　芦立　秀朗
東海大学教授　飯島　祐介
東海大学准教授　池谷美衣子
東京女子医科大学准教授　伊藤由起子
國學院大學教授　稲垣　浩
埼玉工業大学教授　大塚　聡子
国立大学法人千葉大学教授　木村　英司
国立大学法人埼玉大学教授　草野　大希
文部科学省大臣官房　兒島　紗季
財務省理財局　篠原　裕晶
国立大学法人東京大学教授　園田　茂人
国立大学法人一橋大学教授　田中　良弘
東京都市大学准教授　中條　純子
国立大学法人一橋大学教授　中田　康彦
専修大学教授　奴田原健悟
成蹊大学教授　福澤　光啓
慶應義塾大学准教授　松浦　淳介
会計検査院第５局　眞鍋　竜平
中央大学教授　宮下　修一
内閣府政策統括官付　武藤　裕雄
法務省民事局　山川　貴都

デジタル・電気・電子

経済産業省大臣官房　大石　悠貴
特許庁審査第四部　杉浦　孝光
警察庁長官官房　西村　透
国立大学法人東京大学教授　馬場　旬平
国立大学法人東京科学大学教授　松本隆太郎
国立研究開発法人産業技術総合研究所　三輪　洋靖

機械

日本大学准教授　安部　明雄
国立研究開発法人産業技術総合研究所　板垣　宏知
日本大学准教授　菅沼　祐介
国土交通省物流・自動車局　堤　直史
特許庁審査第二部　マキロイ寛済

土木

国土交通省国土技術政策総合研究所　秋山　吉寛
国立研究開発法人土木研究所　小沢　拓弥
足利大学教授　西村　友良
国土交通省国土技術政策総合研究所　松田奈緒子
国土交通省国土技術政策総合研究所　三好　朋宏
日本大学准教授　山中　光一

建築

国立大学法人東京科学大学教授　吉敷　祥一
国土交通省国土交通大学校　北川　峻一
千葉工業大学准教授　小橋　知季
文部科学省大臣官房　永野　和大
国土交通省大臣官房　吉村　務

物理

学習院大学教授　井田　大輔
気象庁大気海洋部　小野　恒
国立大学法人横浜国立大学准教授　白崎　良演
気象庁気象研究所　水田　亮
国立大学法人島根大学准教授　武藤　哲也
気象庁気象大学校　吉田　康宏

化学

国立研究開発法人産業技術総合研究所　大古　善久
国立大学法人電気通信大学教授　加固　昌寛
国立研究開発法人産業技術総合研究所　亀山　昭彦
東京都市大学准教授　秀島　翔
国立大学法人東京学芸大学教授　前田　優

農学

農林水産省農産局　雨宮　崇
農林水産省大臣官房　小島　拓磨
明治大学准教授　塩津　文隆
国立大学法人宇都宮大学非常勤講師　高橋　行継
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　平田　香里
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　湯本　弘子

農業農村工学

農林水産省農村振興局　石田　真唯
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　泉　明良
農林水産省農村振興局　北尾　朋広
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　鈴木　翔
農林水産省農村振興局　寺内　直人
東京農業大学教授　藤川　智紀
国立大学法人茨城大学教授　前田　滋哉

林学

国立大学法人静岡大学教授　飯尾　淳弘
林野庁林政部　岡部　岳人
国立大学法人筑波大学教授　上條　隆志
日本大学准教授　小坂　泉
林野庁森林整備部　寺田　智哉
林野庁林政部　成瀬　昌弘

点字による試験の試験専門委員

社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会　青木こずえ
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　石田　透
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　伊藤　丈人
星美学園短期大学日伊総合研究所　大内　進
帝京平成大学准教授　左振　恵子
神奈川県ライトセンター　宗　知英

2026年度法務省専門職員（人間科学）採用試験試験専門委員

2026年度法務省専門職員（人間科学）採用試験の専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

法政大学教授	岩崎　晋也
法務省矯正研修所	植草加奈子
立教大学准教授	大江　由香
法務省矯正研修所	大伴真理惠
法務省矯正研修所	小野　玲華
法務省東京少年鑑別所	菊地　瑠衣
国立大学法人千葉大学教授	木村　英司
国立大学法人東京大学教授	園田　茂人
法務省東京保護観察所	田中麻里子
法務省立川拘置所	津留　雅弘
国立大学法人一橋大学教授	中田　康彦
法務省矯正研修所	中原　　藍
法務省千葉保護観察所	細田　朱里
法務省東京保護観察所	松島　健輔
法務省千葉少年鑑別所	松田慎之介
日本大学准教授	山本　真菜

2026年度財務専門官採用試験試験専門委員

2026年度財務専門官採用試験の専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

京都産業大学教授	芦立　秀朗
財務省関東財務局	稲原　優愛
国立大学法人筑波大学教授	大石　和彦
財務省関東財務局	大迫　優斗
財務省関東財務局	大道　葵子
内閣府政策統括官付	荻原　　誠
財務省国際局	河村　大生
立教大学教授	神橋　一彦
金融庁監督局	高園遼太郎
財務省東北財務局	髙橋　　玄
財務省大臣官房	新島　　諒
財務省関東財務局	二井矢奈生
財務省大臣官房	丸山　結衣
財務省理財局	望月　真希
青山学院大学教授	元山　　斉
財務省大臣官房	湯下　敦史

2026年度国税専門官採用試験試験専門委員

2026年度国税専門官採用試験の専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

国税専門Ａ

慶應義塾大学教授	荒田　映子
国税庁課税部	生田　真実
国税庁長官官房	市川　智久
国税庁長官官房	漆畑　有浩
中央大学教授	遠藤研一郎
国税庁東京国税局	奥田　慎司
国税庁課税部	桑原　　将
国税庁課税部	齋川　幸浩
国立大学法人東京大学教授	園田　茂人
武蔵大学准教授	髙橋由香里
国税庁長官官房	野川万柚梨
中央大学教授	平澤　　敦
国税庁長官官房	松本ありみ
慶應義塾大学教授	南　　健悟
国税庁長官官房	吉村　大樹

国税専門Ｂ

国税庁長官官房	浦東　聡介
国税庁長官官房	漆畑　有浩
国税庁長官官房	小山　大輔
国税庁徴収部	島田　理央
国立大学法人茨城大学教授	那賀　　明
実践女子大学教授	林　　篤裕
東京都公立大学法人東京都立大学准教授	横山　俊一

2026年度食品衛生監視員採用試験試験専門委員

2026年度食品衛生監視員採用試験の専門試験（記述式）における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

消費者庁	青木　大輔
厚生労働省健康・生活衛生局	新井　剛史
厚生労働省健康・生活衛生局	石井　絵美
厚生労働省健康・生活衛生局	今川　正紀
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所	上間　　匡
厚生労働省健康・生活衛生局	岡崎　隆之
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所	杉本　直樹
厚生労働省健康・生活衛生局	出口　晴之
厚生労働省健康・生活衛生局	福島　和子
厚生労働省健康・生活衛生局	宮﨑　祐介
厚生労働省健康・生活衛生局	横山　涼子
消費者庁	渡邉　　希

2026年度労働基準監督官採用試験試験専門委員

2026年度労働基準監督官採用試験の専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）における試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

労働基準監督Ａ

厚生労働省労働基準局	相澤　恵美
厚生労働省労働基準局	秋山　　茂
厚生労働省労働基準局	大野　希望
厚生労働省労働基準局	恩田　基弘
国立大学法人一橋大学准教授	中澤　伸彦
厚生労働省労働基準局	西海　国浩
成蹊大学教授	原　　昌登
厚生労働省労働基準局	藤代　岳志

労働基準監督Ｂ

厚生労働省労働基準局	奥野　正和
独立行政法人労働者健康安全機構	小山　冬樹
厚生労働省労働基準局	繁野　北斗
独立行政法人労働者健康安全機構	柴田　　圭
厚生労働省大臣官房	直野　泰知
厚生労働省労働基準局	西海　国浩
厚生労働省労働基準局	平地　康一

2026年度航空管制官採用試験試験専門委員

2026年度航空管制官採用試験の外国語試験（多肢選択式）、外国語試験（聞き取り）及び外国語試験（面接）の試験事務に参画する試験専門委員は次のとおりである。

令和８年２月２日

人事院事務総長　佐々木雅之

国土交通省航空保安大学校	稲田　　誠
国土交通省航空保安大学校	追分　宏大
国土交通省航空局	奥田　裕規
国土交通省航空保安大学校	霜鳥　そら
東京電機大学准教授	ナダスディ，ポール・ベラ
青山学院大学教授	フクダ，スーズィー
国土交通省航空保安大学校	湯本　響眞

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

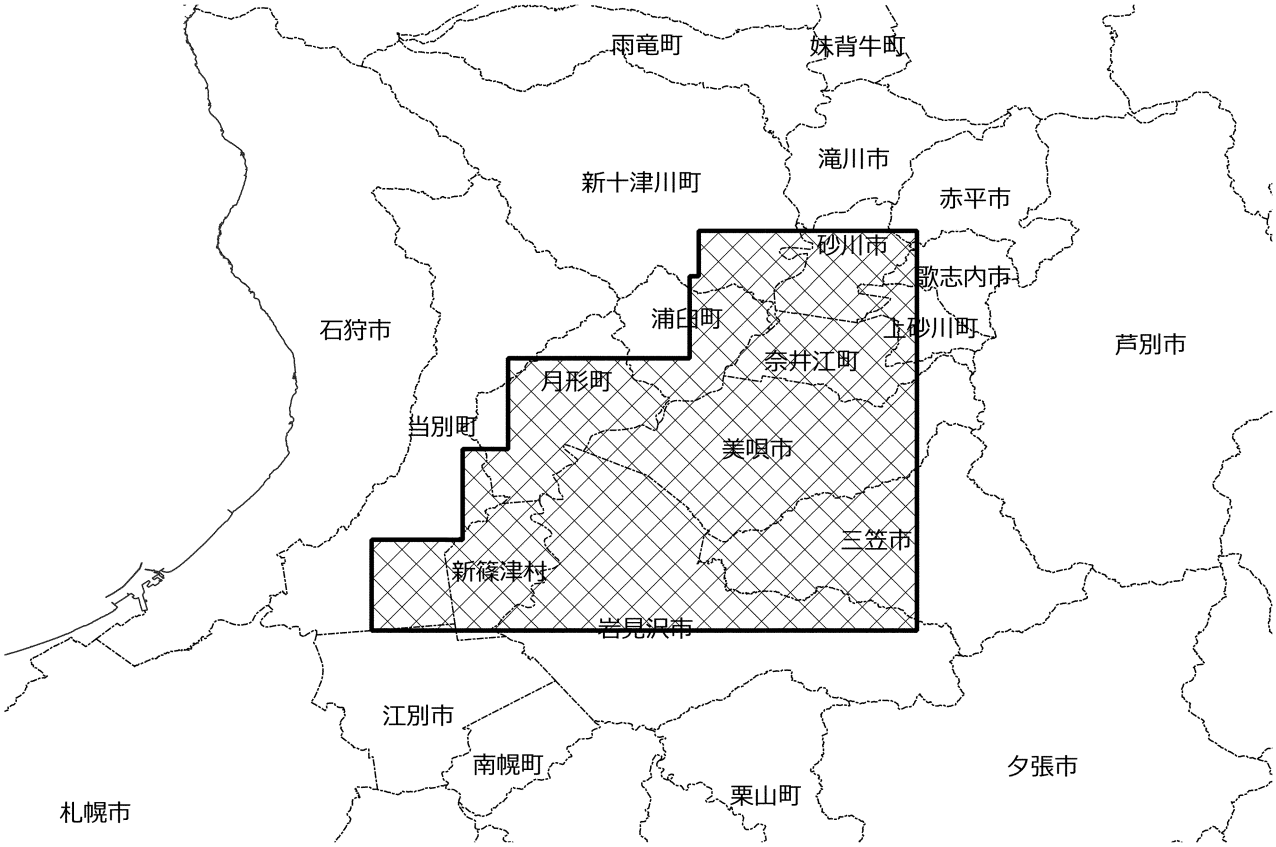
令和８年２月２日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20㎝	令和７年	ＣＨＯ―2025―１	岩見沢	デジタル	1,033枚
〃	〃	〃	ＣＨＯ―2025―２	長沼	〃	847枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―23	さいたま	〃	280枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2025―１	桜川	〃	127枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2025―２	小美玉	〃	133枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2025―３	稲敷	〃	243枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2025―４	匝瑳	〃	268枚
〃	12㎝	〃	ＣＫＴ―2025―６	蘭灘波島	〃	５枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2025―８	大野原島	〃	７枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2025―１	おおい	〃	130枚
〃	20㎝	〃	ＣＫＫ―2025―１	三木	〃	839枚
〃	〃	〃	ＣＫＫ―2025―２	かつらぎ	〃	192枚

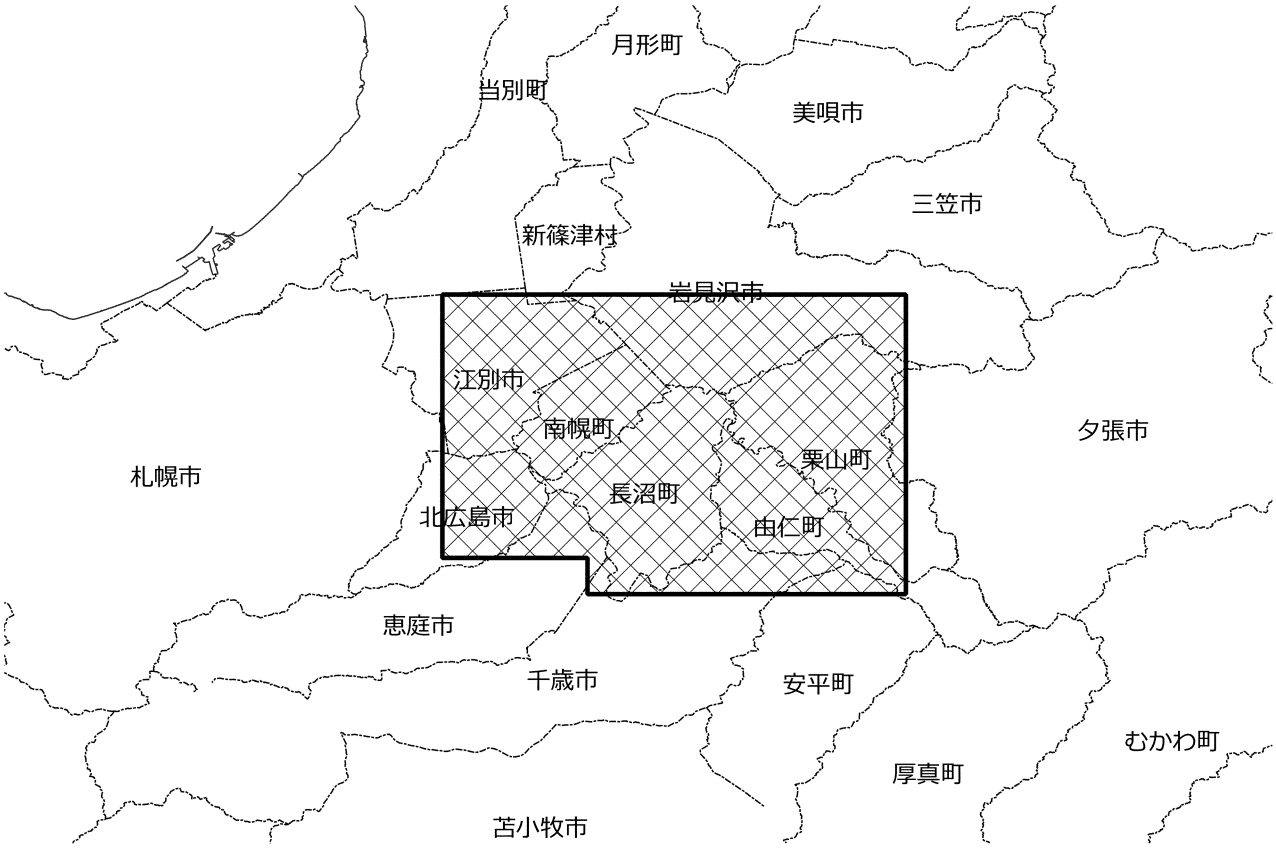
備考　空中写真の刊行日　令和８年２月３日

岩見沢地区



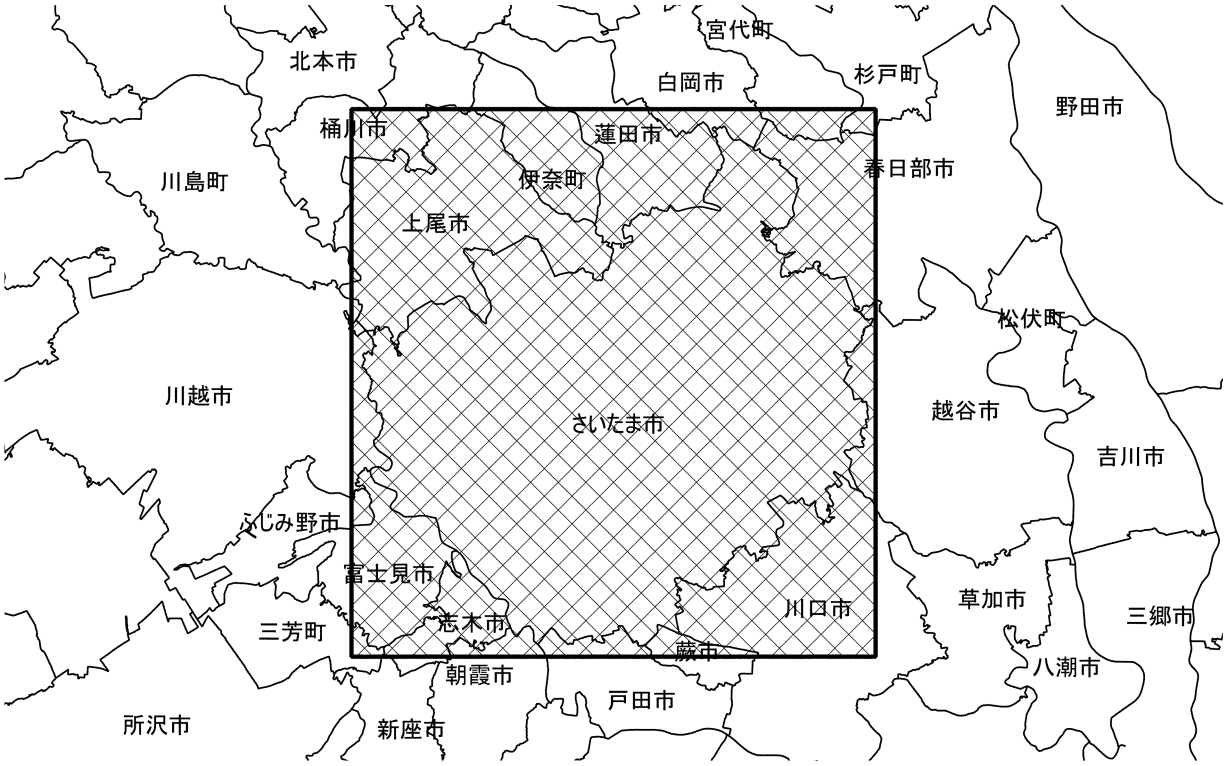
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

長沼地区



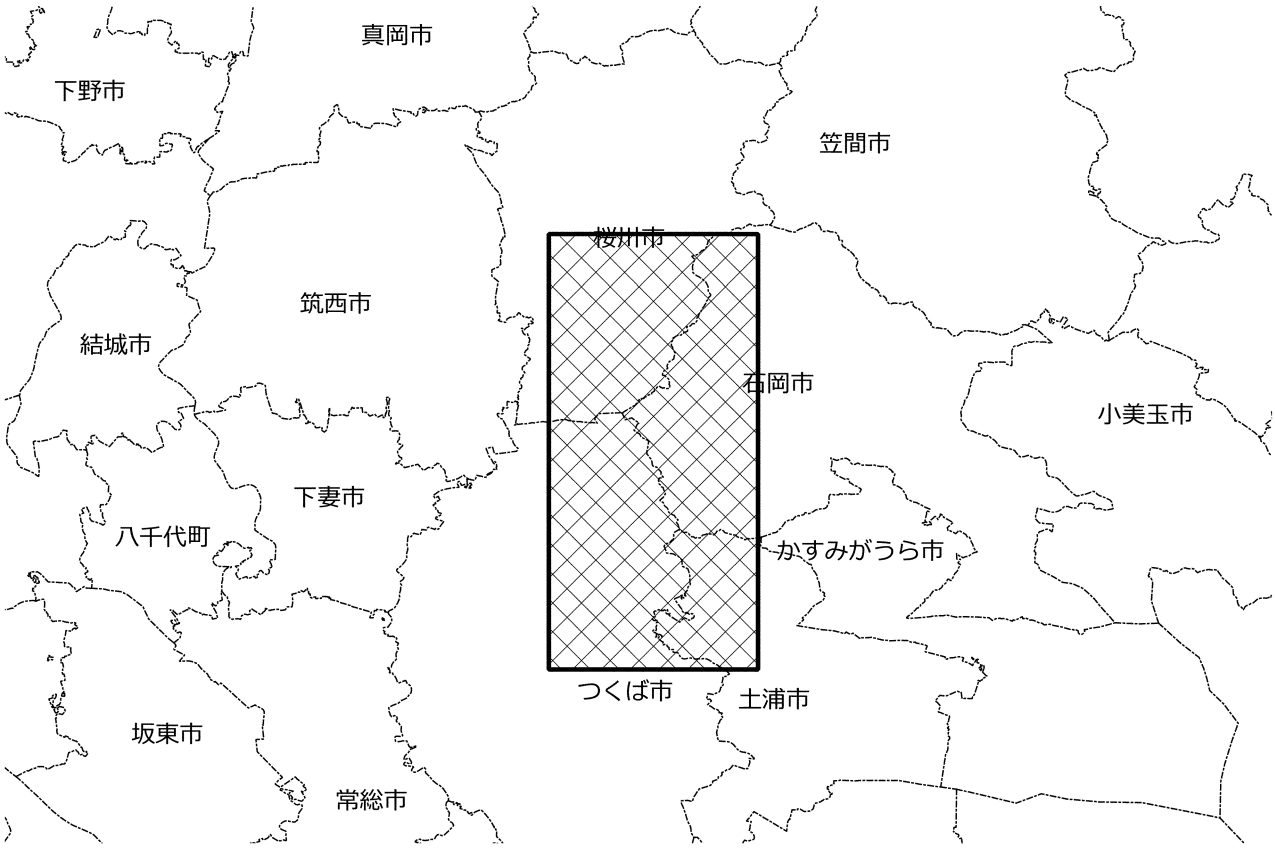
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

さいたま地区



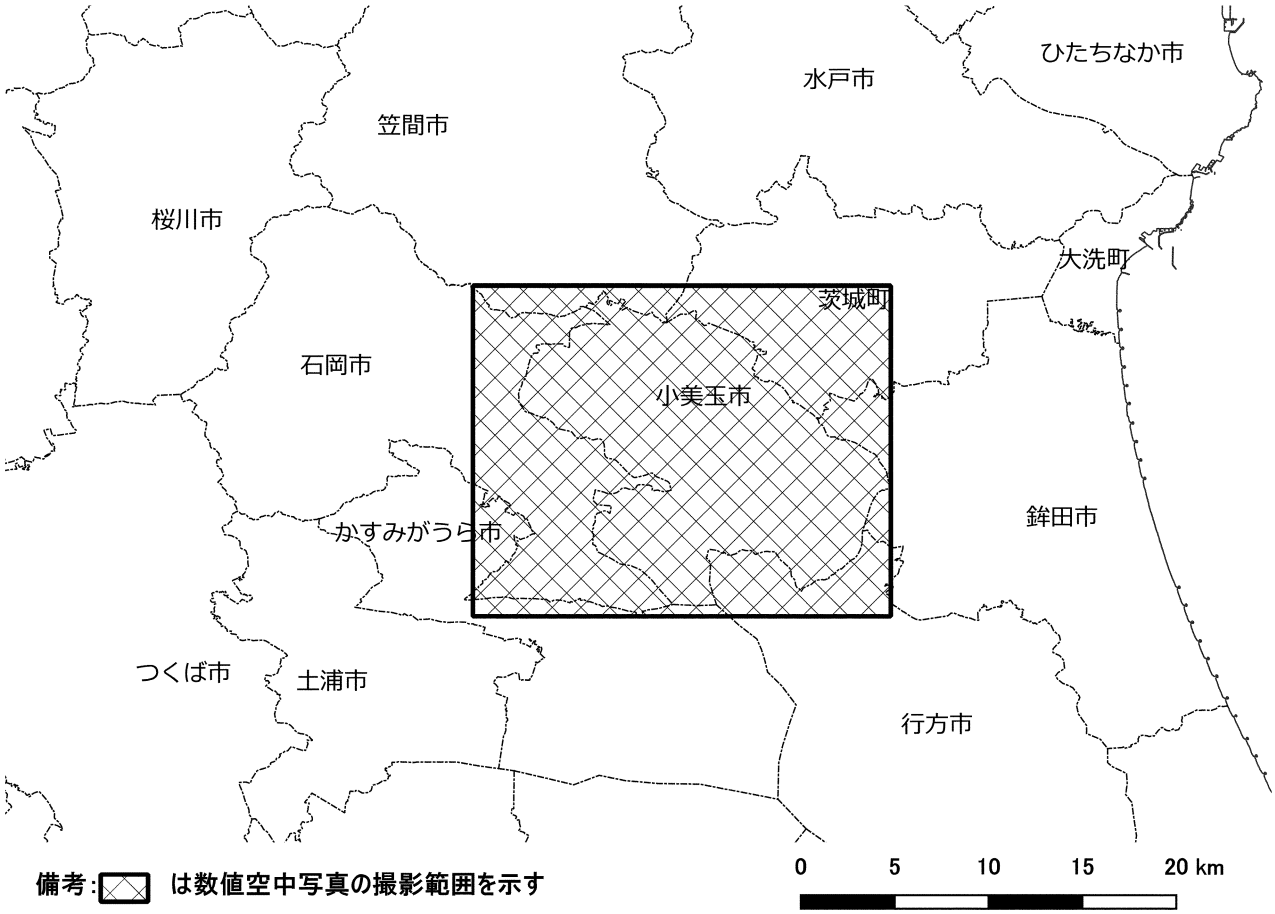
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

桜川地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

小美玉地区



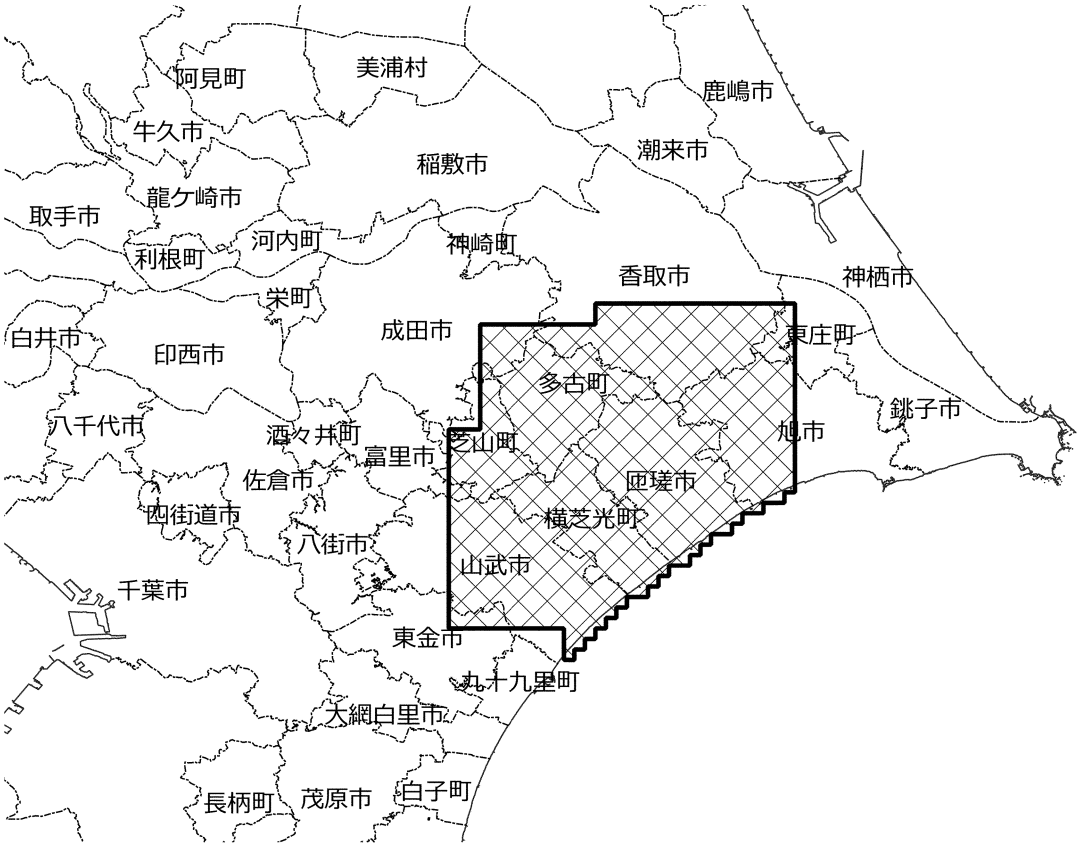
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

稲敷地区



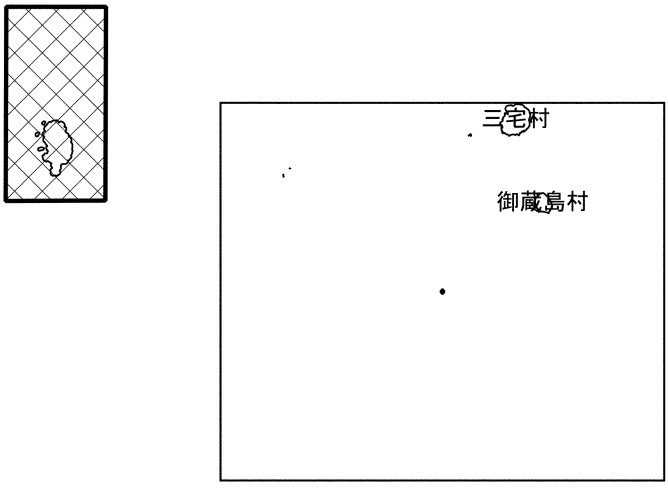
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

匝瑳地区



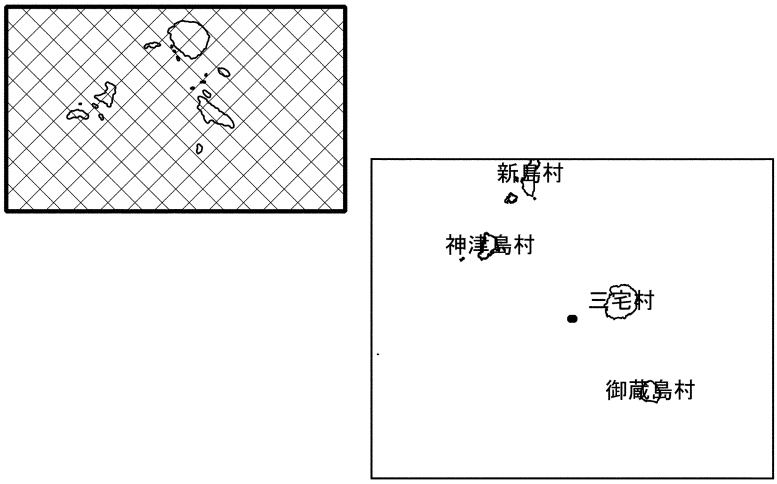
備考：□は数値空中写真の撮影範囲を示す

藺灘波島地区



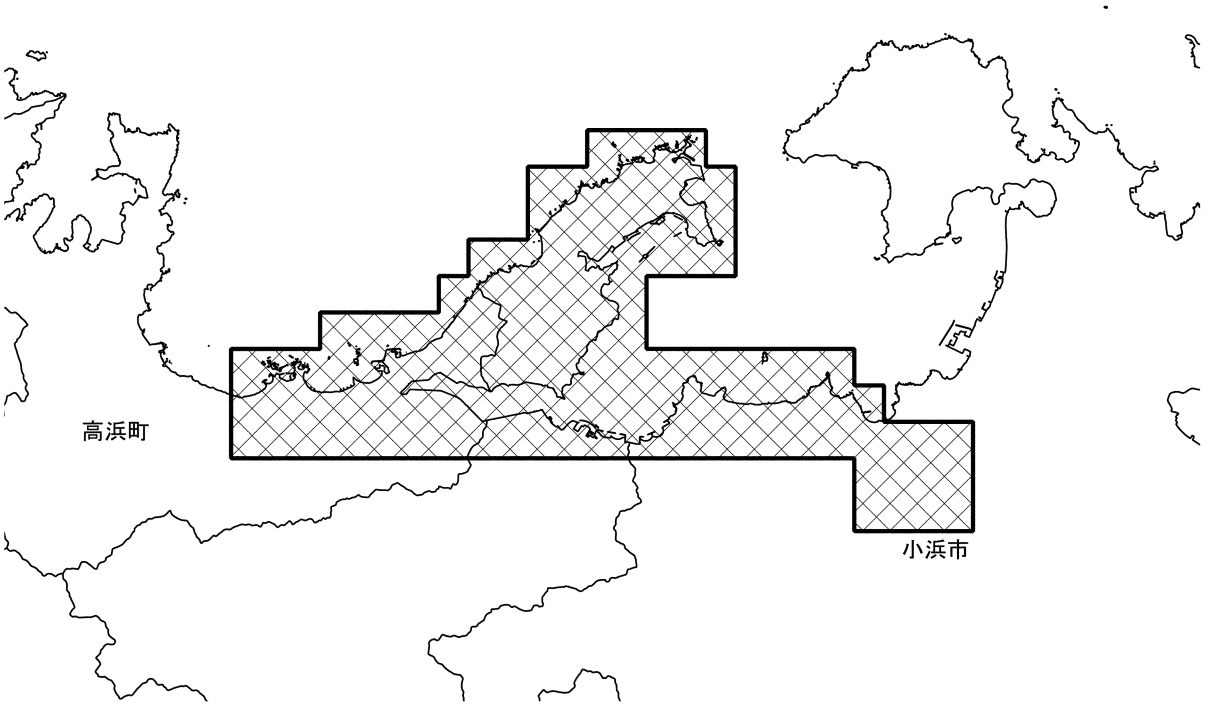
備考：□は数値空中写真の撮影範囲を示す

大野原島地区



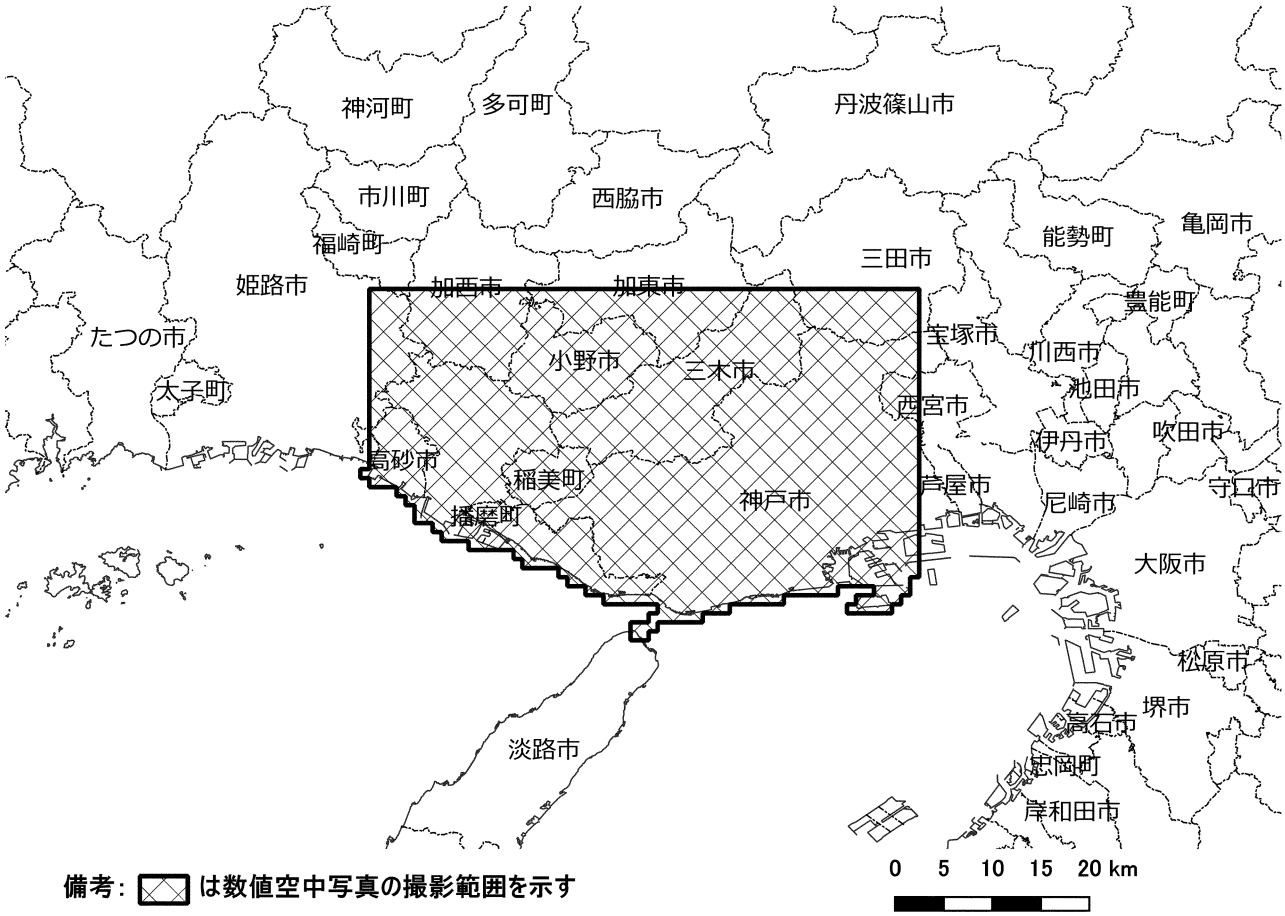
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

おおい地区



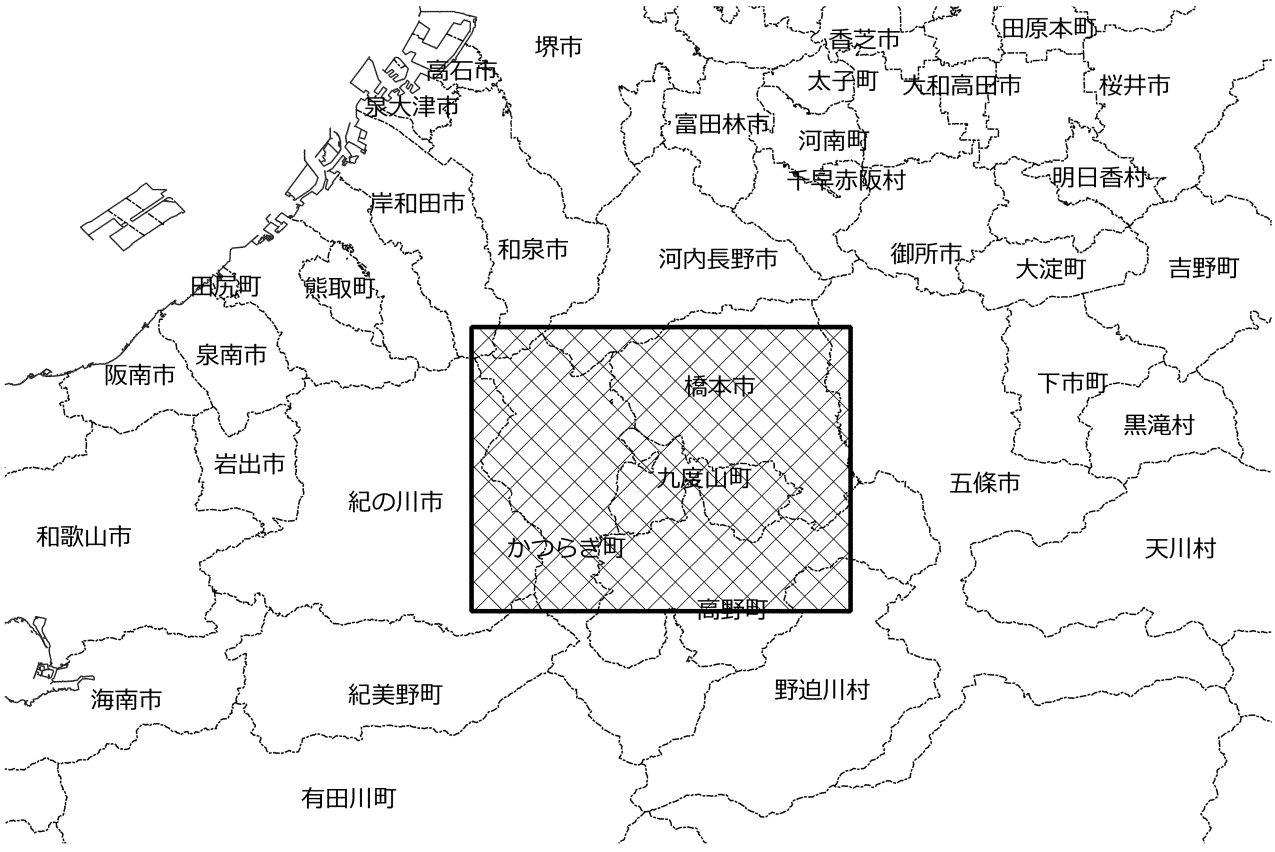
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

三木地区



備考：□は数値空中写真の撮影範囲を示す

かつらぎ地区



備考：□は数値空中写真の撮影範囲を示す

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年２月２日

国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお､本業務に係わる見積決定及び契約締結は､当該契約に係る令和８年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

１．当該招請の主旨

本件は、全国の航空官署への通信サービスの提供及び運用を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和８年度航空保安情報ネットワークサービスの調達

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

３．業務目的

本業務は、航空局の官署間に利用する約3,000本の音声、データの各種通信回線を信頼性の高い多重化回線網にて構築し、航空保安業務の基盤として効率的・経済的かつ安定したネットワークとして運用することを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり､当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　業務執行体制に関する要件

①　電気通信事業法に定める電気通信事業者であること。

②　災害対策基本法に係る指定公共機関の指定を受けていること。

③　契約から納入までの工程及び工程管理体制を明示できること。

④　当該ネットワークにおける回線移行を含め、本調達の確実な履行が可能となる実施体制（人員構成､設計責任者及びその資格､品質管理体制）を明示できること。

⑶　技術力に関する要件

①　履行開始までに、全国の航空官署への通信サービスの展開・運用が可能なこと。

②　航空保安業務に求められる通信条件を満足するための回線、機器等の詳細な設計・施工・運用技術を有していること。

③　当該回線ネットワークにおいて、具体的な回線の移行方法を明示できること。

⑷　業務実績に関する要件

複数拠点間を結ぶネットワークの構築・運用実績を有すること。

⑸　作業に必要となる技術等に関する要件

本業務を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けていることを明示できること。

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２－１－３国土交通省航空局予算・管財室　契約係　ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和８年２月２日から令和８年２月12日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年２月13日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　契約予定日　令和８年４月１日

⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(ii)「排他的権利の保護」

⑹　その他詳細は、公募説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of contract : Civil Aviation Bureau Air Traffic Services Networkservice.

⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. February 13, 2026

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)

⑷　Expected date of the contract award : April 1, 2026

⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article XIII 1.b. ii “Protection of Exclusive Rights”

⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : MIYAZAWA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者等が確知できないため、期限までに下記措置が行われない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第10項の規定により、下記のとおり措置を行うことを公告する。

令和８年２月２日　　敦賀市長　米澤　光治

１　対象となる特定空家等

所在地　福井県敦賀市舞崎52号4番地１

用　途　居宅

２　措置の内容　当該建築物の除却等

当該建築物等をそのまま放置すれば倒壊等により周辺の生活環境の保全が図られなくなるおそれがあることから、建築物を除却し、及びその敷地に放置されている動産等を搬出して適法に処理すること。

３　措置の期限　令和８年２月28日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が当該措置を講じることとする。なお、当該措置後所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　動産等の取扱い

市長又は措置実施者が３の措置を行うときは、本件特定空家等の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等に権利を主張しようとする者は、３の期限までに６の担当課まで通知すること。

５　敦賀市役所掲示場への掲示

この公告の内容については、敦賀市公告式条例第２条第２項に規定する敦賀市役所掲示場において掲示する。

６　担当課

住所　敦賀市中央町２丁目１番１号

所属　敦賀市建設部住宅政策課空き家対策室

連絡先　0770―22―8141

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

札幌市北区新琴似九条十二丁目九番七号

株式会社遠藤塗装

代表清算人　遠藤　里子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

北海道登別市大和町二丁目二〇番地六

有限会社家具の足立

代表清算人　足立　光征

解散公告

当法人は、定款で定めた存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

札幌市中央区宮の森二条十一丁目二番一号

一般財団法人Ｊ　Ａｒｔ

代表清算人　藤本　芳樹

解散公告

当法人は、令和七年十二月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

青森県八戸市根城九丁目二二番一八号

一般社団法人市民風力発電おおま

代表清算人　北山　輝夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

岩手県盛岡市黒川一九地割四番地二

有限会社佐々吉建築

清算人　佐々木建吉

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

岩手県盛岡市大沢川原三丁目四番四号

ビューラいとう一〇八号

株式会社エクセルノースジャパン

代表清算人　根田　拓

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

仙台市太白区大野田五丁目一六番一四

有限会社フジワラ設備工業

清算人　藤原　健一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

仙台市青葉区広瀬町二番一―六〇九号

有限会社マイム

清算人　奈良　正志

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

茨城県筑西市築地一三一七番地

有限会社浅石工務店

清算人　浅石　一彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

茨城県筑西市二木成九二四番地

茨城バイクランド株式会社

代表清算人　大島　清司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

群馬県富岡市富岡九八〇番地

株式会社スーパー丸幸

代表清算人　野村　英樹

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

群馬県みどり市大間々町塩原三五三番地

株式会社大生

代表清算人　片岡健太郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県越谷市大沢三二一九番地一七

株式会社関口製作所

代表清算人　関口　絹代

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一一番二六号

有限会社セタ

清算人　瀬田　典子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤二〇九二番地

株式会社ＤＤＹＤ

代表清算人　渡邊　裕晃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県さいたま市浦和区神明一丁目二六番七―三号

株式会社Ｄｅｅｐ　ｉｎ　Ｃｌｏｕｄ

代表清算人　西原　欣

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目八〇番地一

日本ヘルス工業株式会社

代表清算人　荒井　國友

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

千葉県山武市美杉野四丁目一七番地二

美杉野青果株式会社

代表清算人　宇田川　清

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

千葉県印西市別所一二四四番地一

有限会社政和総業

清算人　萩原　政春

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

千葉県木更津市請西南四丁目二七番地一一

ＪＰＲＯＴＥＣＴ株式会社

代表清算人　川井　圭一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区赤坂三丁目二一番一七号

合同会社阿佐ヶ谷ワン

清算人　小安　祐介

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都目黒区自由が丘一丁目一六番一三号

有限会社阿左見

清算人　阿左見文子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都世田谷区大原一丁目五二番一六号

有限会社楽市研究所

清算人　本田　満弓

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都東久留米市滝山六丁目二番一〇―一〇二

有限会社ウイング

清算人　米田　裕一

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人グリーンビルＰＪ１

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社グリーンビルＰＪ１

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号クリフィックス税理士法人内　みのり株式会社

代表清算人　檀野　英次

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア５日本橋合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア９千種合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア１１磯子台合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア４１今池合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア６４日本橋蛎殻町合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア７５狭山合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア７６八王子合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア７７本千葉合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア７８メゾンフローラ合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア８２キューブ阿波座合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都墨田区錦糸一丁目二番一号アルカセントラル一四階

株式会社ミクス

代表清算人　庭瀬　友昭

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都北区昭和町二丁目五番五号

エックスメタル株式会社

代表清算人　谷　吉則

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＫＳＦＲ３

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＫＳＦＲ４

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＫＳＦＲ７

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都八王子市犬目町二二八番地七

株式会社今西工業

代表清算人　今西　正史

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区外神田六丁目一三番八号

株式会社柏葉商会

代表清算人　木谷　信一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都足立区千住関屋町七番一八号

東邦ブリキ印刷株式会社

代表清算人　伊藤　博行

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

合同会社ＲＳＭ吉祥寺

清算人　中垣　光博

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂インターシティ五階Ｍａｚａｒｓ・Ｊａｐａｎ株式会社内

テッドベーカージャパン株式会社

代表清算人　エドワーズ・ヤノ・ケヴィン・ギャレス

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋浜町二丁目五六番四号

グレース浜町公園八〇二

有限会社阿部祥美堂

清算人　田崎　繁幸

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

ローガン一般社団法人

代表清算人　髙橋　通彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二五番二号株式会社フジタ内

合同会社ＷＤＰＣ

清算人　株式会社フジタ

職務執行者　菅原　玲子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ＳＳＧ３合同会社

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地

株式会社ＡｐｐＦｒｅａｋｓ

代表清算人　渡邉　真

解散公告

当社は、令和八年一月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目五番一三号

合同会社ＴＫ

清算人　石﨑　泰史

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都江戸川区江戸川六丁目四〇番一四―一一三号

ＫＥＳＯ商事株式会社

代表清算人　柯　志驊

解散公告

当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都練馬区東大泉七丁目二七番五四号二一三

株式会社淳

代表清算人　黄　淳亨

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ＬＯＧＩ　ＦＬＡＧ７号

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

Ｏｓａｒｏ合同会社

清算人　米田　尚司

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

乙部風力ホールディングス合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

乙部ウィンドホールディングス一般社団法人

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都品川区大崎一丁目一一番一号

株式会社エム・デックス

代表清算人　石川　雅一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都台東区清川一丁目七番四―六〇四号

クリオ東浅草

大澤トレードシステム合同会社

清算人　大澤　幸広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区銀座一丁目一二―四Ｎ＆Ｅ．ＢＬＤ七階

株式会社ＢＵＹＯＮ

代表清算人　チャン・ユリ

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人ＧＬＰＢＦ１

代表清算人　増渕　俊介

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ＧＬＰＢＦ１

清算人　増渕　俊介

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区芝大門二丁目六番六号

株式会社ＴＳアシスト

代表清算人　小倉　幸一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都世田谷区給田三丁目二一番八号

総合都市開発株式会社

代表清算人　石原　久義

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区岩本町三丁目一一番七号

エス・ケー・アイ株式会社

代表清算人　黒田　恵子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月二十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ＣＭサステナブルエナジー合同会社

清算人　**菊**池遼太郎

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　永代ホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　永代ホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ドルフィンホールディング一般社団法人

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都品川区北品川二丁目二番一一号山田ビル

ｃｏｕｒａｇｅ株式会社

代表清算人　髙野　優

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区神田錦町三―二一

株式会社フォスターワン

代表清算人　坂上　仁志

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都渋谷区宇田川町三六―六ワールド宇田川ビル六Ｆ

Ｉｎｎｏｖａ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ株式会社

代表清算人　マーク・ベレスフォード

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都江戸川区篠崎町七丁目一四番二号

有限会社三協製作所

清算人　山下　政敏

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋本町四丁目八番一五号

株式会社クラウドスイフト

代表清算人　篠原　卓史

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー

Ｓｐｌｕｎｋ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　アーロン・スミス

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

合同会社ＦＤ

清算人　中村　武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

合同会社Ｎｉｋｋｉ

清算人　中村　武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＨＦ７

清算人　一般社団法人ＫＨＦ７

職務執行者　石本　忠次

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都渋谷区代官山町一―一ＧＲＡＶＡ代官山一Ｆ

株式会社ｉｎｃｏｒｄホールディングス

代表清算人　清野　浩二

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都江東区亀戸一丁目三一番七号

株式会社ジャスティス城東

代表清算人　藤田　進一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都世田谷区桜新町一丁目五番二号

株式会社シヨツプカツヤ

代表清算人　勝屋　昭久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

永代プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都江戸川区中葛西二丁目二一番一一―二〇一号

ＨＩＳ合同会社

清算人　柿沼　弘康

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

水天宮プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

本巣マネージメント合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ドルフィンホールディング合同会社

清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ドルフィン特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

合同会社ＭＰＨＷ

清算人　中垣　光博

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

一般社団法人ＭＰＨＷ

代表清算人　中垣　光博

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番二号

株式会社ＢＥＡＴＬＩＮＫ

代表清算人　田中　健也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＫＲＤ名神レジデンス特定目的会社

代表清算人　安田祐一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＶ２合同会社

清算人　川島　聖

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

横浜市青葉区新石川三丁目二二―一五―六〇二

ケイエー商会株式会社

代表清算人　渥美　事三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

川崎市中原区小杉御殿町二丁目六九番地一七

有限会社中原朝日販売

清算人　鈴木　和行

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

神奈川県相模原市南区上鶴間七丁目八番一号ライフコア東林間六一二

木俣商事株式会社

代表清算人　木俣　仁臣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

神奈川県横浜市中区元町一―二四―一六

ＫＫＲ二〇二

株式会社Ｖａｒｉａｓ

代表清算人　内田　尚宏

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

横浜市金沢区並木三丁目五番七―二〇一号

株式会社ＧＯＴＯ

代表清算人　後藤　一樹

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

横浜市神奈川区金港町五番一四号

株式会社アシスト

代表清算人　田中　健也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

新潟市西区小針南台三番三一号

株式会社スプリングガーデン

代表清算人　五十嵐和久

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

富山県砺波市庄川町示野一二一番地

株式会社雄神トラベル

代表清算人　上田　昭二

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

石川県金沢市千日町七番二号

株式会社本多

代表清算人　水橋千郁香

解散公告

当社は、令和八年一月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

福井県福井市順化一丁目一七番一五号

デイジー株式会社

清算人　山下　寛

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長野県諏訪市高島一丁目一三番六号

株式会社ＹＴＡ

代表清算人　山田　一浩

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

愛知県北名古屋市六ツ師一〇一〇番地一一一

一般社団法人デモクラティックスクール

まんじぇ　代表清算人　今井　恭子

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

愛知県名古屋市中区松原三丁目七番一五号

一般社団法人まなび考房

代表清算人　高所眞理子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

愛知県一宮市末広二丁目二六番二一号

株式会社ティー・アンド・シー

代表清算人　奥村智賀子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

愛知県北名古屋市鹿田坂巻一八六番地

アイティテクノ株式会社

代表清算人　冨田　彰子

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

名古屋市西区五才美町六番地メゾンヤスフク二〇五号

代表清算人　裴　紅衛

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

名古屋市中区丸の内三丁目二二番二四号

合同会社スマートコンデュース

清算人　佐藤康一郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市北区梅田一―一―三大阪駅前第三ビル二九階一―一―一号室

合同会社大平メディカル

清算人　大平　僚祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府門真市四宮五丁目一番三三号

株式会社安藤電機

代表清算人　安藤栄利子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市西区新町一丁目五番七号四ツ橋ビルディング二〇七号室　株式会社キャリラボ

代表清算人　坂本　健悟

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市西区新町一丁目五番七号四ツ橋ビルディング二階　株式会社ゼロホーム

代表清算人　坂本　健悟

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市東住吉区杭全一丁目一七―一七―四〇三号室　日本未来島科技株式会社

代表清算人　徐　涛

解散公告

当社は、平成二十九年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府吹田市山田東一丁目二一番三五号

栄観光株式会社

代表清算人　井田紀久恵

解散公告

当社は、令和八年一月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府大阪狭山市西山台三丁目八番二号

合同会社野村充建築設計事務所

清算人　野村　充

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市西区立売堀五丁目七番九―七〇三号

有限会社ケイテック

清算人　前田　浩二

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市生野区新今里六丁目五番七―三〇五号

華桜居株式会社

代表清算人　靳　桜林

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市中央区日本橋一丁目二番六号

株式会社トランセル

代表清算人　幸島　邦治

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市北区本庄東三丁目三番七号マンション淀三〇一Ｂ

安拓株式会社

代表清算人　管　懐源

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府堺市中区深阪四丁一三番三八号Ｄ号室

㐂津鉄工株式会社

代表清算人　㐂津　徹也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市住吉区長居西一丁目四番一三号

セジオ物流株式会社

代表清算人　中村　誠二

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日存続期間満了により令和八年二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市天王寺区上汐五丁目一番一七号

一般財団法人弘洲会館

代表清算人　辻井　美香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市住吉区遠里小野六丁目一七番一八―三〇一号

三禾株式会社

代表清算人　魏　翔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第３ビル二九階一―一―一号室

フロアファシリテーター合同会社

清算人　岸川　正則

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府高槻市西五百住町一三番六号

株式会社西田ひろむ創業支援事務所

代表清算人　西田　啓

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府高槻市寿町三丁目三〇番二号

株式会社ＡＧＯＴＴＩＮ

代表清算人　西田　啓

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市中央区谷町六丁目二番三三―八〇一号

有限会社リトルウーマン

清算人　山崎　聡子

解散公告

当組合は、令和七年十一月三十日組合員が十五人未満になったことにより解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府岸和田市岡山町一二七番地

大阪府酪農農業協同組合

代表清算人　赤井　貴

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市北区梅田一丁目一番三号

株式会社アドバンス

代表清算人　田中　健也

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

兵庫県神戸市垂水区舞子坂三丁目一番四号
第二春名ビル三〇一号
有限会社パルティーレ
清算人　仲　雄二

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

神戸市灘区大和町三丁目一番一三号
株式会社ｖｉｏｌｅｔ
代表清算人　叶　　温

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

兵庫県加古川市加古川町北在家四八四番地の九
有限会社岩本住建
清算人　岩本　秀雄

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

鳥取県米子市皆生温泉四丁目一八番四五号
株式会社ＫＧＨ整理会社
代表清算人　伊坂　　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

島根県松江市嫁島町二番四号
株式会社ゴンネイテック
代表清算人　宮内　　厚

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日をもって、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

島根県松江市北田町二三七番地
聖和マンション一〇二
島米柿田株式会社
代表清算人　柿田　和久

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

広島市南区皆実町五丁目六番二五号
有限会社中島商会
清算人　丸谷　大樹

解散公告

当社は、令和八年一月十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

広島市安芸区矢野西四丁目五八番二号
有限会社ファイン・アソシエイツ
清算人　児玉　　学

解散公告

当社は、令和七年九月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

広島県大竹市北栄四番五号
Ｂｌｕｅ　Ｏｒａｎｇｅ合同会社
清算人　手島宗一郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

広島市中区幟町三番一号
株式会社ＳＥＡ　ＷＡＹ
代表清算人　金原　一次

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

広島市中区八丁堀一番二三号
株式会社ＲＥ
代表清算人　田中　健也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

山口県下関市赤間町二番一四号
有限会社オカモトカメラ店
清算人　岡本　文子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

山口県宇部市大字妻崎開作一〇四二番地の三
有限会社徳原調査設計
代表清算人　徳原　剛史

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

山口県長門市日置上一五九八番地二
株式会社西日本建設技術
清算人　津村　龍彦

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

徳島市上八万町西山一〇七〇番地
株式会社フォートカンパニー
代表清算人　林　きよみ

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

北九州市小倉北区日明二丁目一九番一六号
有限会社高村工業
清算人　髙村　哲雄

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

福岡県京都郡苅田町桜ヶ丘一一番地五

有限会社有光設備設計

清算人　有光　桂一

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

福岡市中央区天神一丁目一三番二号

アクロス箱崎駅前特定目的会社

代表清算人　小林健一郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

北九州市八幡西区小嶺一丁目七番七号

株式会社アドバンススポーツ

代表清算人　柴田　英徳

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

北九州市小倉北区片野新町一丁目一四番一九号

株式会社三金

代表清算人　金氏　亮治

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長崎県佐世保市卸本町四二番一〇号

白陽エンジニアリング有限会社

清算人　中田　龍一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長崎市畝刈町一六一三番地二四五

有限会社新港新聞販売センター

清算人　松本　博和

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長崎市香焼町一七五六番地三

有限会社香建設

清算人　前田　丈治

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長崎県大村市古賀島町一七七四番地

有限会社ナカシマ

清算人　中嶋　政信

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長崎県大村市西本町七四八番地一一オーガストマンション四〇二号

合同会社ルビーローズ

清算人　中山　千歌

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長崎県大村市中岳町三〇二

一般社団法人とりかぶと生活科学研究所

代表清算人　森山　誠

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

長崎市大浦町三番七号　有限会社鶴栄開発

清算人　前川　清

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

熊本県合志市幾久富一八六六―一二一八

ＮＰＯ法人ＲｙｕＳｕｎ

清算人　仲村　竜一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大分県別府市山の手町一四番三〇号

有限会社メデイカルサプライ

清算人　村上　明子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

東京都千代田区神田富山町二八番地田澤神田ビル四Ｆ　税理士法人髙木会計事務所

清算人　西澤　克郎

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

川崎市川崎区小田五丁目二八番一五号

医療法人社団熊谷医院

清算人　荻野　佳子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月十日開催の解散大会の決議により、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

新潟県小千谷市千谷甲三〇〇〇番地

ＪＳファンダリ労働組合

代表清算人　須田　貴幸

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十三日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年一月七日山梨県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

山梨県大月市猿橋町猿橋二五〇番地

学校法人猿橋幼稚園

清算人　仁科　義民

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

岐阜県加茂郡白川町広野三二六番地

農事組合法人広野白川茶生産組合

清算人　安江　利朗

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十九日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府和泉市府中町三丁目五番一四号

医療法人カワイ歯科

清算人　河合　博

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、令和八年一月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

島根県邑智郡邑南町市木七一八番地四

医療法人社団上田医院

清算人　上田　敏明

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年一月二十日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

静岡県焼津市本町二丁目一六番三二号

焼津市南部土地区画整理組合

清算人代表　小長谷久彌

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月三十一日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

山口県周南市大字大向一三四七番地の一

農事組合法人みらい向の里

清算人　隅　哲也

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月十八日をもって、責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

香川県仲多度郡まんのう町帆山一七七番地

正圓寺

清算人　岩倉　節夫

解散公告（第二回）

当法人は、福岡県知事の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

福岡県筑後市大字羽犬塚五四七番地

医療法人石井内科医院

清算人　石井かほる

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和七年十一月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

群馬県前橋市広瀬町三丁目六番地の六

医療法人澤渡内科循環器科医院

清算人　澤渡　誠志

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十五日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

千葉県柏市柏五丁目八番一五号（株式会社アーバンプランテック内）

阿見町荒川本郷第二土地区画整理組合

代表清算人　筧田　**廣**明

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月四日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

（登記簿上の主たる事務所）

岐阜県中津川市中津川二〇五〇番地の一

宗教法人御嶽教三**吉**中津川市教会

清算人　弁護士　森本　真仁

連絡先　岐阜県多治見市金山町五―一金山ビル三階　水野・森本法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪市平野区長吉六反三丁目二一番一三号

医療法人佐々木産婦人科医院

清算人　佐々木　隆

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府枚方市養父西町三二番八号

医療法人おがわファミリークリニック

清算人　尾川　裕史

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十一年一月十七日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

熊本県菊池市旭志新明字登里肥一〇二三番地

農事組合法人新明養豚生産組合

清算人　坂田　正邦

公益信託熊日文化スポーツ基金第三十三期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成金・奨励金　二九件　三四〇万円

二、財産目録　令和七年十月三十一日現在

資産合計　六九、三一八、四四〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　六九、三一八、四四〇円

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託熊日文化スポーツ基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

第 36 期 決 算 公 告

令和８年１月16日

栃木県宇都宮市簗瀬４丁目12番32号

ミドリ安全宇都宮株式会社

代表取締役　仁科　　宏

貸借対照表の要旨

（令和７年10月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	254,434
	固定資産	1,759
	合計	256,193
負債及び純資産の部	流動負債	218,162
	株主資本	38,031
	資本金	15,000
	利益剰余金	23,031
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	19,281
	（うち当期純利益）	(19,087)
	合計	256,193

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和８年２月１日で利用終了しました東部商業開発事業協同組合発行の「商品券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき払戻しを行います。

１．払戻しを行う前払式支払手段の種類
　商品券（1,000円券）

２．払戻しの申出期間
　令和８年２月２日から令和８年４月30日まで
　受付時間午前10時から午後５時まで（休館日を除く）
　当該期間内に申出がない場合は、この払戻しの手続きから除斥されます。

３．お問い合わせ先　福井県福井市松城町12番地７号
　令和８年２月２日
　東部商業開発事業協同組合　パリオ事務局

第 16 期 決 算 公 告

令和７年12月23日

東京都新宿区新宿三丁目１番16号
京王新宿追分第二ビル９階・10階
医療法人社団十二会
理事長　稲見　文彦

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,082,333	流動負債	16,324,538
固定資産	2,931,963	賞与引当金	123,903
		固定負債	619,148
		負債合計	**16,943,686**
		基金	3,000
		積立金	67,609
		繰越利益積立金	67,609
		純資産合計	**70,609**
資産合計	**17,014,296**	**負債・純資産合計**	**17,014,296**

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	15,454,133
売上原価	1,377,251
売上総利益	14,076,882
販売費及び一般管理費	12,629,086
営業利益	1,447,796
営業外損益	85,258
経常利益	1,533,055
特別損益	△162
税引前当期純利益	1,532,892
法人税、住民税及び事業税	295,834
法人税等調整額	289,966
当期純利益	947,091

第 23 期 決 算 公 告

令和８年１月26日

東京都江東区大島二丁目２番１号
日本HPEファイナンシャルサービス株式会社
代表取締役　望月　弘一

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	59,318	流動負債	50,415
固定資産	5,624	固定負債	2,450
有形固定資産	5,569	**負債合計**	**52,865**
投資その他の資産	55	株主資本	12,078
		資本金	2,500
		資本剰余金	1,500
		資本準備金	1,500
		利益剰余金	8,078
		その他利益剰余金	8,078
		純資産合計	**12,078**
資産合計	**64,943**	**負債・純資産合計**	**64,943**

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,797
売上原価	8,270
売上総利益	3,527
販売費及び一般管理費	763
営業利益	2,763
営業外収益	0
営業外費用	14
経常利益	2,749
税引前当期純利益	2,749
法人税、住民税及び事業税	871
法人税等調整額	△14
当期純利益	1,892

第 108 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

東京都中央区日本橋堀留町１丁目３番21号
株式会社サンヨー堂
取締役社長　植村　敏男

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	13,907	流動負債	11,309
固定資産	2,721	固定負債	434
有形固定資産	2,254	株主資本	4,885
無形固定資産	8	資本金	450
投資その他の資産	458	資本剰余金	0
		（資本準備金）	(0)
		利益剰余金	4,434
		（利益準備金）	(112)
		（その他利益剰余金）	(4,322)
資産合計	**16,629**	**負債・純資産合計**	**16,629**

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	34,349
売上原価	32,287
売上総利益	2,061
販売費及び一般管理費	1,768
営業利益	292
営業外損益	69
経常利益	362
特別損益	△48
税引前当期純利益	314
法人税、住民税及び事業税	225
法人税等調整額	△108
当期純利益	196

第51期決算公告　令和８年２月２日
札幌市北区北二十四条西六丁目２番２号
札幌ウエスト株式会社
代表取締役　清水　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,109
	固定資産	36,754
	合計	**37,864**
負債及び純資産の部	流動負債	2,439
	固定負債	4,393
	株主資本	31,032
	資本金	16,300
	資本剰余金	2,100
	資本準備金	2,100
	利益剰余金	20,782
	その他利益剰余金	20,782
	（うち当期純利益）	(594)
	自己株式	△8,150
	合計	**37,864**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日
札幌市北区北二十四条西六丁目二番二号
札幌ウエスト株式会社
代表取締役　清水　誠

第 20 期 決 算 公 告

令和８年２月２日　　東京都八王子市千人町三丁目３番20号

ＭＩＲＡＩ―ＬＡＢＯ株式会社

代表取締役社長　平塚　利男

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,079,177	流動負債	193,310
固定資産	1,221,677	（うち賞与引当金）	(12,557)
		固定負債	890,335
		株主資本	2,210,642
		資本金	98,000
		資本剰余金	2,408,058
		資本準備金	98,000
		その他資本剰余金	2,310,058
		利益剰余金	△295,415
		その他利益剰余金	△295,415
		（うち当期純損失）	(295,415)
		新株予約権	6,566
資産合計	**3,300,854**	**負債・純資産合計**	**3,300,854**

決　算　公　告

2026年２月２日　　東京都渋谷区恵比寿南１丁目１－９

日本フェレロ株式会社

代表取締役　ニール・ホワイトスミス

貸借対照表の要旨　（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	919,114	流動負債	744,640
非流動資産	69,425	（賞与引当金）	(8,825)
		（有給休暇引当金）	(6,189)
		非流動負債	50,576
		（退職給与引当金）	(50,576)
		株主資本	193,323
		資本金	100,000
		資本準備金	15,678
		利益準備金	9,321
		繰越利益剰余金	68,324
		（うち当期純利益）	(107,765)
資産合計	**988,539**	**負債・純資産合計**	**988,539**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

北海道余市郡仁木町東町十四丁目42番地10

株式会社ピュール

代表取締役　丹山　東吉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,352,558
	固定資産	276,915,072
	資産合計	**323,345,125**
負債及び純資産の部	流動負債	171,321,093
	固定負債	141,736,911
	株主資本	10,287,121
	資本金	90,000,000
	利益剰余金	△79,712,879
	その他利益剰余金	△79,712,879
	（うち当期純損失）	(28,711,789)
	負債・純資産合計	**323,345,125**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

北海道余市郡仁木町東町十四丁目四二番地一〇

株式会社ピュール

代表取締役　丹山　東吉

第９期決算公告

令和８年２月２日

埼玉県草加市稲荷一丁目12番19号

山葉印刷株式会社

代表取締役　清川　悦男

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	266,445
	固定資産	108,179
	資産合計	**374,625**
負債及び純資産の部	流動負債	110,695
	固定負債	32,186
	株主資本	231,743
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	211,743
	その他利益剰余金	211,743
	（うち当期純利益）	(53,142)
	負債・純資産合計	**374,625**

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号　観光庁長官登録旅行業第九七七号

㈡　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社サンワールド・ツアーズ　東京都渋谷区神宮前五丁目四九番七号　代表取締役　山内　信

二、当協会のボンド保証会員であった期間　平成十一年九月十七日から令和七年十二月二日まで

三、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

四、第一号の旅行業者との旅行業務に関する取引で第二号の期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約に定めるボンド保証規程に定めるボンド弁済申請書を当協会に提出してください。なお、弁済限度額は、併せて金七千百万円です。

五、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第三号の保証金は第一号の旅行業者に取戻されます。

令和八年二月二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　髙橋　広行

第58期決算公告

令和８年２月２日
山形県酒田市亀ヶ崎６丁目７番13号
荘内振興株式会社
代表取締役　三浦　良一

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,138
	固定資産	77,199
	合計	86,338
負純資産及び部	流動負債	12,222
	固定負債	72,523
	株主資本	1,592
	資本金	40,000
	利益剰余金	△38,407
	利益準備金	7,400
	その他利益剰余金	△45,807
	（うち当期純損失）	(69,310)
	合計	86,338

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会の決議は令和八年一月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日
山形県酒田市亀ヶ崎六丁目七番一三号
荘内振興株式会社
代表取締役　三浦　良一

第13期決算公告

令和８年２月２日
埼玉県さいたま市桜区道場一丁目11番17号
パックウェル株式会社
代表取締役　元松　友里

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	523,893
	固定資産	101,176
	資産合計	625,069
負純資産及び部	流動負債	89,323
	固定負債	18,793
	株主資本	516,951
	資本金	49,006
	資本剰余金	48,006
	資本準備金	48,006
	利益剰余金	419,939
	その他利益剰余金	413,939
	（うち当期純利益）	(48,622)
	負債・純資産合計	625,069

第６期決算公告

令和８年２月２日
山形県米沢市アルカディア一丁目808番46
山形大学有機材料システム事業創出センター内
株式会社Yume Cloud Japan
代表取締役　吉田　大輔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,654,049
	固定資産	10,000
	資産合計	6,664,049
負純資産及び部	流動負債	37,824,223
	固定負債	46,192,000
	株主資本	△108,982,174
	資本金	95,290,146
	資本剰余金	93,589,171
	利益剰余金	△297,861,491
	（うち当期純損失）	(64,930,112)
	新株予約権	31,630,000
	負債・純資産合計	6,664,049

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日
山形県米沢市アルカディア一丁目八〇八番四六山形大学有機材料システム事業創出センター内
株式会社Ｙｕｍｅ　Ｃｌｏｕｄ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　吉田　大輔

第25期決算公告

令和８年２月２日
東京都中央区新川一丁目23番５号
株式会社グッドライフケア東京
代表取締役　珍田　純子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,671,704
	固定資産	1,131,682
	資産合計	2,803,387
負純資産及び部	流動負債	782,675
	固定負債	352,058
	株主資本	1,668,653
	資本金	38,000
	資本剰余金	361,646
	その他資本剰余金	361,646
	利益剰余金	1,269,006
	利益準備金	7,645
	その他利益剰余金	1,261,360
	（うち当期純利益）	(390,140)
	負債・純資産合計	2,803,387

第48期決算公告

令和８年２月２日
埼玉県鴻巣市本町６丁目２番22号
株式会社伊藤石材本店
代表取締役　伊藤　健司

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,207,873
	固定資産	10,949,030
	合計	35,156,903
負純資産及び部	流動負債	1,855,970
	固定負債	16,507,711
	株主資本	16,793,222
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	4,793,222
	（うち当期純利益）	(4,103,391)
	合計	35,156,903

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日
埼玉県鴻巣市本町六丁目二番二二号
株式会社伊藤石材本店
代表取締役　伊藤　健司

第10期決算公告

令和８年２月２日
東京都中央区新川一丁目23番５号
株式会社
グッドライフケアホールディングス
代表取締役　小田　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,964
	固定資産	137,131
	繰延資産	18,256
	資産合計	447,352
負純資産及び部	流動負債	76,136
	固定負債	47,583
	株主資本	323,240
	資本金	36,160
	資本剰余金	106,436
	利益剰余金	180,644
	（うち当期純利益）	(43,483)
	新株予約権	392
	負債・純資産合計	447,352

第38期決算公告

令和８年２月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
株式会社紫雲荘リゾート99
代表取締役　韓　　俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,893
	固定資産	396,963
	資産合計	490,856
負純資産及び部	流動負債	65,209
	固定負債	434,097
	株主資本	△8,449
	資本金	148,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△256,449
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△256,599
	（うち当期純損失）	(61,352)
	負債・純資産合計	490,856

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
株式会社紫雲荘リゾート９９
代表取締役　韓　　俊

第９期決算公告

2026年２月２日
東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号
ヒューリックアグリ株式会社
代表取締役　小高　洋平

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,544
	固定資産	383,612
	合計	600,156
負純資産及び部	流動負債	290
	未払法人税等	290
	株主資本	599,866
	資本金	100,000
	資本剰余金	571,600
	資本準備金	335,800
	その他資本剰余金	235,800
	利益剰余金	△71,734
	その他利益剰余金	△71,734
	（うち当期純損失）	(14,275)
	合計	600,156

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

株式会社アンコールグループ

代表取締役　韓　俊

第１期決算公告　令和８年２月２日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

株式会社アンコールグループ

代表取締役　韓　俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	238,671
	固定資産	2,333,724
	資産合計	2,572,396
負債及び純資産の部	流動負債	104,799
	固定負債	778,420
	株主資本	1,689,176
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,604,050
	資本準備金	852,000
	その他資本剰余金	752,050
	利益剰余金	△14,873
	その他利益剰余金	△14,873
	（うち当期純損失）	(14,873)
	負債・純資産合計	2,572,396

第 18 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

東京都昭島市大神町二丁目２番７号

株式会社Ｋアート末永

代表取締役　末永憲一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,190
	固定資産	57,499
	合計	91,689
負債及び純資産の部	流動負債	31,426
	固定負債	28,935
	株主資本	31,328
	資本金	5,000
	利益剰余金	26,328
	その他利益剰余金	26,328
	合計	91,689

㈱　当期純利益　6,346千円

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

株式会社KITAI resort

代表取締役　韓　俊

第３期決算公告　令和８年２月２日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

株式会社KITAI resort

代表取締役　韓　俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	603,388
	固定資産	4,773,994
	資産合計	5,377,382
負債及び純資産の部	流動負債	1,591
	固定負債	1,444,000
	株主資本	3,931,791
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,950,000
	資本準備金	2,024,950
	その他資本剰余金	1,925,050
	利益剰余金	△118,208
	その他利益剰余金	△118,208
	（うち当期純損失）	(85,120)
	負債・純資産合計	5,377,382

決　算　公　告

令和８年２月２日

東京都新宿区新宿一丁目34番15号

株式会社ＣＦＥＭ

代表取締役　白旗　康宏

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	185,837
	固定資産	14,823
	資産合計	200,661
負債及び純資産の部	流動負債	58,208
	株主資本	142,453
	資本金	10,000
	利益剰余金	132,453
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	129,953
	（うち当期純利益）	(3,739)
	負債・純資産合計	200,661

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百五十三万八千円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

東京都中央区日本橋大伝馬町一番二号

株式会社KITAI asset management

代表取締役　細澤　聡希

第３期決算公告　令和８年２月２日

東京都中央区日本橋大伝馬町１番２号

株式会社KITAI asset management

代表取締役　細澤　聡希

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	152,713
	固定資産	2,917
	資産合計	155,631
負債及び純資産の部	流動負債	14,996
	株主資本	140,635
	資本金	99,550
	資本剰余金	99,500
	資本準備金	99,500
	利益剰余金	△58,414
	その他利益剰余金	△58,414
	（うち当期純損失）	(56,479)
	負債・純資産合計	155,631

第８期決算公告　2026年２月２日

東京都文京区後楽１丁目４－14

後楽森ビル８Ｆ

ＡＩＱ株式会社

代表取締役社長ＣＥＯ　渡辺　求

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	731,388
	固定資産	82,439
	資産合計	813,828
負債及び純資産の部	流動負債	337,595
	固定負債	25,165
	株主資本	451,067
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,882,278
	資本準備金	1,882,278
	利益剰余金	△1,531,211
	その他利益剰余金	△1,531,211
	（うち当期純損失）	(153,442)
	負債・純資産合計	813,828

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千六百八十三万八千十七円、資本準備金の額を一億五千九百二十七万七千二百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社Ｚｅｎｐｏｒｔ

代表取締役　太田　文行

第 10 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

株式会社Ｚｅｎｐｏｒｔ

代表取締役　太田　文行

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,144
	固定資産	720
	合計	12,864
負債及び純資産の部	流動負債	38,866
	固定負債	30,000
	株主資本	△56,002
	資本金	116,584
	資本剰余金	149,024
	資本準備金	149,024
	利益剰余金	△321,610
	その他利益剰余金	△321,610
	（うち当期純損失）	(29,293)
	合計	12,864

第 30 期決算公告　令和８年２月２日

東京都中央区日本橋兜町15番６号

ＣＺＬ株式会社

代表取締役社長　津曲　浩明

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,246,455
	固定資産	51,237
	合計	15,297,692
負債及び純資産の部	流動負債	14,513,853
	固定負債	3,484
	株主資本	763,231
	資本金	30,000
	利益剰余金	733,231
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	725,731
	（うち当期純利益）	(100,997)
	評価・換算差額等	17,124
	繰延ヘッジ損益	17,124
	合計	15,297,692

第41期決算公告

令和８年２月２日
石川県金沢市御影町９番27号
株式会社陽明
代表取締役　鍋島　華奈

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,977
	固定資産	544,620
	資産合計	553,598
負債及び純資産の部	流動負債	12,119
	固定負債	420,850
	株主資本	120,628
	資本金	10,000
	利益剰余金	110,628
	その他利益剰余金	110,628
	（うち当期純利益）	(7,197)
	負債・純資産合計	553,598

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億八千五百三十九万三千七百四十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二日
石川県金沢市御影町九番二七号
株式会社陽明
代表取締役　鍋島　華奈

第９期決算公告

令和８年２月２日
東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー
ＮＳＳスマートコンサルティング株式会社
代表取締役　安藤　栄祐

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	885
	固定資産	20
	合計	906
負債及び純資産の部	流動負債	734
	株主資本	172
	資本金	10
	利益剰余金	162
	その他利益剰余金	162
	（うち当期純利益）	(133)
	合計	906

第27期決算公告

令和８年２月２日
埼玉県吉川市高富大場川1059
株式会社ベステムサービス
代表取締役　田中　義之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	331,870
	固定資産	63,644
	合計	395,514
負債及び純資産の部	流動負債	116,732
	固定負債	35,455
	株主資本	243,327
	資本金	20,000
	利益剰余金	223,327
	その他利益剰余金	223,327
	（うち当期純利益）	(45,253)
	合計	395,514

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　七十八頁（号外第一六二号）
（乙）左記のとおりです。
令和八年二月二日
大阪府守口市東光町一丁目二七番一三号
（甲）株式会社鎌田メンテナンス
代表取締役　田中　義之
埼玉県吉川市高富大場川一〇五九
（乙）株式会社ベステムサービス
代表取締役　田中　義之

第22期決算公告

令和８年２月２日
徳島県阿南市那賀川町中島414番地１
株式会社レーザーシステム
代表取締役　土内　彰

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,111,007
	固定資産	1,135,054
	合計	2,246,062
負債及び純資産の部	流動負債	1,004,779
	固定負債	1,148,784
	株主資本	92,497
	資本金	100,000
	資本剰余金	55,642
	その他資本剰余金	55,642
	利益剰余金	△63,144
	利益準備金	11,009
	その他利益剰余金	△74,154
	（うち当期純損失）	(237,751)
	合計	2,246,062

第27期決算公告

令和８年２月２日
山口県山口市小郡平砂町７番６号
株式会社エス・エム・シー
（旧商号　有限会社エス・エム・シー）
代表取締役　金子　周行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,258
	固定資産	13,447
	合計	52,705
負債及び純資産の部	流動負債	31,533
	固定負債	32,018
	株主資本	△10,846
	資本金	5,000
	利益剰余金	△15,346
	その他利益剰余金	△15,346
	（うち当期純損失）	(11,776)
	自己株式	△500
	合計	52,705

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年二月二日
山口県山口市小郡平砂町七番六号
（甲）株式会社エス・エム・シー
代表取締役　金子　周行
山口県下関市豊田町大字中村五番地
（乙）有限会社木屋川調剤薬局
代表取締役　金子　周行

第２期決算公告

令和８年２月２日
東京都港区虎ノ門１―10―５
ＫＤＸ虎ノ門一丁目ビルＷｅＷｏｒｋ４階
アスエネヴェリタス株式会社
代表取締役　小林　真之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	169,004
	固定資産	11
	合計	169,016
負債及び純資産の部	流動負債	51,404
	賞与引当金	5,525
	株主資本	117,611
	資本金	70,000
	利益剰余金	47,611
	その他利益剰余金	47,611
	（うち当期純利益）	(45,464)
	合計	169,016

第９期決算公告

令和８年２月２日
東京都港区港南一丁目２番70号
ロシュＤＣジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,607,381
	固定資産	248,548
	資産合計	1,855,930
負債及び純資産の部	流動負債	591,038
	賞与引当金	196,065
	有給休暇引当金	21,423
	固定負債	60,000
	退職給付引当金	45,950
	株主資本	1,204,890
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,194,890
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,192,390
	（うち当期純利益）	(40,767)
	負債・純資産合計	1,855,930

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年十二月三日に終了しており、乙の株主総会の承認決議は令和八年二月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　二頁
（乙）左記のとおりです。
令和八年二月二日
東京都港区港南一丁目二番七〇号
（甲）ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社
代表取締役社長兼ＣＥＯ　前田　桂
東京都港区港南一丁目二番七〇号
（乙）ロシュＤＣジャパン株式会社
代表取締役　小笠原　信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

東京都港区赤坂七丁目一番一五号アトム青山タワー七階

（甲）株式会社ニチエネ

代表取締役　黒江　繁夫

福岡市中央区那の津四丁目四番二二号

（乙）株式会社ニチエネ西日本

代表取締役　黒江　繁夫

第７期決算公告

令和８年２月２日

福岡市中央区那の津四丁目４番22号

株式会社ニチエネ西日本

代表取締役　黒江　繁夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	445,169,183
	固定資産	52,297,038
	資産合計	497,466,221
負純資産債及びの部	流動負債	362,287,802
	固定負債	250,415,000
	株主資本	△115,236,581
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△125,236,581
	その他利益剰余金	△125,236,581
	（うち当期純損失）	(51,470,736)
	負債・純資産合計	497,466,221

第25期決算公告

令和８年２月２日

東京都港区赤坂七丁目１番15号アトム青山タワー７階

株式会社ニチエネ

代表取締役　黒江　繁夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,216,280,719
	固定資産	303,305,089
	資産合計	2,519,585,808
負純資産債及びの部	流動負債	934,286,657
	固定負債	599,404,000
	株主資本	985,895,151
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	975,895,151
	その他利益剰余金	975,895,151
	（うち当期純利益）	(70,088,877)
	負債・純資産合計	2,519,585,808

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二日

東京都小金井市東町二丁目三一番三号一階

（甲）株式会社のがわ

代表取締役　小川　力信

東京都立川市幸町一丁目三六―一八

（乙）株式会社プランナーズ

代表取締役　五十嵐憲幸

第25期決算公告

令和８年２月２日

東京都立川市幸町一丁目36―18

株式会社プランナーズ

代表取締役　五十嵐憲幸

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	28,023,485
	固定資産	424,986
	資産合計	28,448,471
負純資産債及びの部	流動負債	5,506,267
	固定負債	11,367,000
	株主資本	11,575,204
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,575,204
	利益準備金	1,575,204
	（うち当期純利益）	(3,458,101)
	負債・純資産合計	28,448,471

第23期決算公告

令和８年２月２日

東京都小金井市東町二丁目31番３号１階

株式会社のがわ

代表取締役　小川　力信

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	55,621,180
	固定資産	11,763,805
	資産合計	67,384,985
負純資産債及びの部	流動負債	20,054,564
	固定負債	38,050,000
	退職給付引当金	2,850,000
	株主資本	6,430,421
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	3,430,421
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	2,680,421
	（うち当期純損失）	(466,737)
	負債・純資産合計	67,384,985

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二日

東京都品川区上大崎三丁目一三番一八号

（甲）Ａ―ＯＰＥＲＡＴＩＯＮ株式会社

代表取締役　横田　晃洋

千葉県銚子市海鹿島町五二五〇番地

（乙）大徳ホテル株式会社

代表取締役　横田　晃洋

第35期決算公告

令和８年２月２日

千葉県銚子市海鹿島町5250番地

大徳ホテル株式会社

代表取締役　横田　晃洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,626,519
	固定資産	21,630,916
	資産合計	27,257,435
負純資産債及びの部	流動負債	3,271,112
	固定負債	33,170,000
	株主資本	△9,183,677
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△19,183,677
	その他利益剰余金	△19,183,677
	（うち当期純利益）	(132,398)
	負債・純資産合計	27,257,435

第８期決算公告

令和８年２月２日

東京都品川区上大崎三丁目13番18号

Ａ―ＯＰＥＲＡＴＩＯＮ株式会社

代表取締役　横田　晃洋

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	42,428,115
	固定資産	357,477,421
	資産合計	399,905,536
負純資産債及びの部	流動負債	10,554,150
	固定負債	374,750,788
	株主資本	14,600,598
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	13,600,598
	その他利益剰余金	13,600,598
	（うち当期純利益）	(16,739,717)
	負債・純資産合計	399,905,536

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二日

東京都大田区東海三丁目二番六号

（甲）株式会社丸鐵

代表取締役　二宮涼太郎

東京都大田区東海三丁目二番六号

（乙）株式会社定武

代表取締役　二宮涼太郎

第54期決算公告

令和８年２月２日

東京都大田区東海三丁目２番６号

株式会社定武

代表取締役　二宮涼太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,105,154
	固定資産	1,220,669
	資産合計	4,325,823
負純資産債及びの部	流動負債	24,509,722
	株主資本	△20,183,899
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	△35,183,899
	利益準備金	150,000
	その他利益剰余金	△35,333,899
	（うち当期純利益）	(598,505)
	負債・純資産合計	4,325,823

第45期決算公告

令和８年２月２日

東京都大田区東海三丁目２番６号

株式会社丸鐵

代表取締役　二宮涼太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,103,792,114
	固定資産	46,042,155
	資産合計	1,149,834,269
負純資産債及びの部	流動負債	762,519,909
	固定負債	29,229,100
	退職給与引当金	29,229,100
	株主資本	358,085,260
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	348,085,260
	利益準備金	330,000
	その他利益剰余金	347,755,260
	（うち当期純損失）	(130,251,553)
	負債・純資産合計	1,149,834,269

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一〇四頁（号外第一四四号）
（乙）左記のとおりです。
（丙）計算書類の公告義務はありません

令和八年二月二日

東京都千代田区外神田一丁目一八番一三号
（甲）株式会社さんふらわあマリン&エージェンシー
代表取締役　伊藤　浩也

大阪府大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号
（乙）株式会社さんふらわあエージェンシー
代表取締役　明渡　茂樹

愛媛県今治市常盤町八丁目一番一八号
（丙）有限会社ホワイトフェニックス
代表取締役　明渡　茂樹

第104期決算公告

令和８年２月２日

大阪府大阪市住之江区南港北二丁目１番10号

株式会社さんふらわあエージェンシー

代表取締役　明渡　茂樹

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,087
	固定資産	1,864
	資産合計	**18,951**
負債及び純資産の部	流動負債	139,271
	固定負債	35,790
	株主資本	△156,110
	資本金	40,000
	利益剰余金	△196,110
	利益準備金	12
	繰越損失金	196,122
	（うち当期純損失）	（94）
	負債・純資産合計	**18,951**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七万円、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

東京都三鷹市中原四丁目二六番七号
株式会社グローバルエナジーハーベスト
代表取締役　速水　浩平

第19期決算公告

令和８年２月２日

東京都三鷹市中原四丁目26番７号

株式会社グローバルエナジーハーベスト

代表取締役　速水　浩平

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	78,450	流動負債	17,577
固定資産	163,628	固定負債	56,132
		株主資本	162,832
		資本金	100,000
		資本剰余金	296,028
		資本準備金	270,033
		その他資本剰余金	25,995
		利益剰余金	△233,196
		その他利益剰余金	△233,196
		（うち当期純損失）	（68,058）
		新株予約権	5,537
資産合計	**242,079**	**負債・純資産合計**	**242,079**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸管理事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二日

静岡県浜松市中央区常盤町一三二番地の一五
（甲）BELTEX株式会社
代表取締役　前嶋　隆文

静岡県浜松市中央区常盤町一三二番地の一五
（乙）ソフトプレン株式会社
代表取締役　前嶋　隆文

第71期決算公告

令和８年２月２日

静岡県浜松市中央区常盤町132番地の15

ソフトプレン株式会社

代表取締役　前嶋　隆文

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	356,820	流動負債	52,972
固定資産	143,672	固定負債	4,996
		株主資本	442,525
		資本金	30,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	408,525
		利益準備金	9,200
		その他利益剰余金	399,325
		（うち当期純利益）	（8,906）
		自己株式	△6,000
資産合計	**500,493**	**負債・純資産合計**	**500,493**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二日

徳島県三好市井川町西井川三一一番地二
（甲）四国交通株式会社
取締役社長　一木加津雄

徳島県三好市池田町サラダ一六一二番地二七
（乙）有限会社阿波池田観光社
取締役社長　一木加津雄

第68期決算公告

2026年２月２日　　徳島県三好市井川町西井川311番地２

四国交通株式会社

取締役社長　一木加津雄

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	124,581	流動負債	62,015
固定資産	297,804	（うち賞与引当金）	（6,939）
有形固定資産	255,694	固定負債	140,862
無形固定資産	665	（うち退職給付引当金）	（15,884）
投資その他の資産	41,444	株主資本	207,846
		資本金	12,000
		利益剰余金	195,846
		その他利益剰余金	195,846
		（うち当期純利益）	（2,318）
		評価・換算差額等	11,662
		その他有価証券評価差額金	11,662
資産合計	**422,386**	**負債・純資産合計**	**422,386**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

横浜市金沢区鳥浜町二番地二八

（甲）横浜運輸株式会社

代表取締役　菱沼　信之

横浜市鶴見区平安町一丁目四六番地の一

（乙）広栄運輸株式会社

代表取締役　木下　義裕

第57期決算公告

令和８年２月２日

横浜市金沢区鳥浜町２番地28

横海陸運株式会社

代表取締役　菱沼　信之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,576
	固定資産	91,629
	合計	133,205
負純資債及産のび部	流動負債	138,050
	固定負債	69,268
	株主資本	△74,112
	資本金	20,000
	利益剰余金	△94,112
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△99,112
	（うち当期純利益）	(2,432)
	合計	133,205

令和８年２月２日

横浜市鶴見区平安町一丁目46番地の１

広栄運輸株式会社

代表取締役　木下　義裕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,743
	固定資産	51,284
	合計	95,027
負純資債及産のび部	流動負債	43,564
	固定負債	37,958
	株主資本	13,505
	資本金	4,000
	資本剰余金	8,572
	その他資本剰余金	8,572
	利益剰余金	933
	その他利益剰余金	933
	（うち当期純損失）	(8,605)
	合計	95,027

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

石川県金沢市湊一丁目五五番二三

（甲）野々市運輸機工株式会社

代表取締役　吉田　章

石川県金沢市戸水一丁目三六番地

（乙）浅野川運輸株式会社

代表取締役　吉田　章

第49期決算公告

令和８年２月２日

石川県金沢市湊一丁目55番23

野々市運輸機工株式会社

代表取締役　吉田　章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,557
	固定資産	674,233
	資産合計	890,790
負純資債及産のび部	流動負債	123,670
	固定負債	503,366
	株主資本	263,753
	資本金	10,000
	利益剰余金	284,192
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	281,692
	（うち当期純利益）	(31,419)
	自己株式	△30,438
	負債・純資産合計	890,790

令和８年２月２日

石川県金沢市戸水一丁目36番地

浅野川運輸株式会社

代表取締役　吉田　章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	123,434
	固定資産	303,040
	資産合計	426,475
負純資債及産のび部	流動負債	70,983
	（うち賞与引当金）	(1,100)
	固定負債	2,390
	株主資本	353,101
	資本金	15,000
	利益剰余金	338,101
	利益準備金	960
	その他利益剰余金	337,141
	（うち当期純利益）	(22,603)
	負債・純資産合計	426,475

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

広島県福山市木之庄町四丁目五番二五号

（甲）株式会社地域の絆

代表取締役　中島　康晴

広島県福山市木之庄町四丁目五番二五号

（乙）株式会社なかよし

代表取締役　中島　康晴

第40期決算公告

令和８年２月２日

広島県福山市木之庄町四丁目５番25号

株式会社地域の絆

代表取締役　中島　康晴

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	144,917
	固定資産	166,226
	合計	311,144
負純資債及産のび部	流動負債	46,869
	固定負債	4,801
	株主資本	259,473
	資本金	10,000
	利益剰余金	249,473
	その他利益剰余金	249,473
	（うち当期純利益）	(16,562)
	合計	311,144

令和８年２月２日

広島県福山市木之庄町四丁目５番25号

株式会社なかよし

代表取締役　中島　康晴

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	103,894
	固定資産	219,423
	繰延資産	246
	合計	323,565
負純資債及産のび部	流動負債	16,611
	固定負債	177,882
	株主資本	129,071
	資本金	30,000
	利益剰余金	99,071
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	98,071
	（うち当期純損失）	(179)
	合計	323,565

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

大分県大分市大字白木二の三五七一番地

（甲）株式会社安東建設

代表取締役　上田　真生

大分県大分市大字馬場三二一番地

（乙）株式会社ＡＫ企画

代表取締役　安東多美子

第61期決算公告

令和８年２月２日

大分県大分市大字白木２の3571番地

株式会社安東建設

代表取締役　上田　真生

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,429,494
	固定資産	876,631
	合計	3,306,125
負純資債及産のび部	流動負債	851,697
	固定負債	389,670
	株主資本	2,064,758
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,102,785
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	2,090,785
	（うち当期純利益）	(391,139)
	自己株式	△68,027
	合計	3,306,125

令和８年２月２日

大分県大分市大字馬場321番地

株式会社ＡＫ企画

代表取締役　安東多美子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,706
	固定資産	729
	合計	233,435
負純資債及産のび部	流動負債	76,881
	株主資本	156,554
	資本金	20,000
	利益剰余金	136,554
	その他利益剰余金	136,554
	（うち当期純利益）	(19,925)
	合計	233,435

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

広島県呉市阿賀南二丁目一〇番一号

（甲）公益財団法人くれ産業振興センター

代表理事　大水　**敏弘**

広島県呉市宝町一番一〇号呉駅西共同ビル七階

（乙）一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター

代表理事　大水　**敏弘**

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,059
	固定資産	32,304
	合計	57,364
負味債財及産びの正部	流動負債	21,044
	固定負債	1,182
	負債合計	22,227
	指定正味財産	—
	一般正味財産	35,136
	正味財産合計	35,136
	合計	57,364

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,362
	固定資産	20,116
	合計	37,478
負味債財及産びの正部	流動負債	116
	固定負債	—
	負債合計	116
	指定正味財産	20,116
	一般正味財産	17,245
	正味財産合計	37,362
	合計	37,478

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

大阪府吹田市千里丘下一一番二〇号

（甲）株式会社進和コーポレーション

代表取締役　景山佐知子

大阪府吹田市千里丘下一一番二〇号

（乙）株式会社エコ浄化システム

代表取締役　小林　進

第26期決算公告

令和８年２月２日

大阪府吹田市千里丘下11番20号

株式会社進和コーポレーション

代表取締役　景山佐知子

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,701
	固定資産	59,207
	合計	77,908
負純債資及産びの部	流動負債	65,291
	固定負債	1,766
	株主資本	10,849
	資本金	20,000
	利益剰余金	△9,150
	その他利益剰余金	△9,150
	（うち当期純利益）	(7,130)
	合計	77,908

第25期決算公告

令和８年２月２日

大阪府吹田市千里丘下11番20号

株式会社エコ浄化システム

代表取締役　小林　進

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,516
	固定資産	400
	合計	2,916
負純債資及産びの部	流動負債	12,490
	株主資本	△9,574
	資本金	3,000
	利益剰余金	△12,574
	その他利益剰余金	△12,574
	（うち当期純損失）	(215)
	合計	2,916

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

神戸市西区前開南町二丁目一三―五

（甲）株式会社セラピット

代表取締役　大浦　由紀

神戸市垂水区学が丘一丁目一二番一一号

（乙）株式会社ＲＥＨＡ・ＬＩＢＥＲＯ

代表取締役　大浦　由紀

第23期決算公告

令和８年２月２日

神戸市西区前開南町二丁目13―５

株式会社セラピット

代表取締役　大浦　由紀

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	485,239,895
	固定資産	371,936,447
	合計	857,176,342
負純債資及産びの部	流動負債	177,764,589
	固定負債	441,166,600
	株主資本	238,245,153
	資本金	18,000,000
	利益剰余金	220,245,153
	利益準備金	1,350,000
	その他利益剰余金	218,895,153
	（うち当期純利益）	(7,355,176)
	合計	857,176,342

第17期決算公告

令和８年２月２日

神戸市垂水区学が丘一丁目12番11号

株式会社ＲＥＨＡ・ＬＩＢＥＲＯ

代表取締役　大浦　由紀

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	164,072,670
	固定資産	94,328,143
	合計	258,400,813
負純債資及産びの部	流動負債	54,624,283
	固定負債	131,270,000
	株主資本	72,506,530
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	57,506,530
	その他利益剰余金	57,506,530
	（うち当期純利益）	(1,672,152)
	合計	258,400,813

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

新潟県糸魚川市大字須沢三四一三番地

（甲）カネヨ運輸株式会社

代表取締役　猪又　一義

新潟県新潟市中央区美咲町二丁目三番三五号

（乙）新潟デンカ輸送株式会社

代表取締役　永井　健司

第48期決算公告　令和８年２月２日

新潟県糸魚川市大字須沢3413番地

カネヨ運輸株式会社

代表取締役　猪又　一義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	898,370
	固定資産	2,398,145
	繰延資産	9,356
	資産合計	3,305,872
負純債資及産びの部	流動負債	545,822
	固定負債	1,405,715
	株主資本	1,354,334
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,334,334
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,329,334
	（うち当期純利益）	(144,781)
	負債・純資産合計	3,305,872

第62期決算公告

令和８年２月２日

新潟県新潟市中央区美咲町二丁目３番35号

新潟デンカ輸送株式会社

代表取締役　永井　健司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	101,824
	固定資産	4,176
	資産合計	106,001
負純債資及産びの部	流動負債	12,520
	株主資本	93,481
	資本金	15,000
	利益剰余金	78,481
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	74,731
	（うち当期純利益）	(2,657)
	負債・純資産合計	106,001

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千十万円減少し八千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、株主総会の決議は、令和八年一月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

愛媛県四国中央市川之江町三六九一番地
高津紙器株式会社
代表取締役　高津俊一郎

第50期決算公告　令和８年２月２日

愛媛県四国中央市川之江町3691番地
高津紙器株式会社
代表取締役　高津俊一郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	531,391
	固定資産	938,916
	合計	1,470,307
負純資産及び部	流動負債	380,639
	固定負債	528,450
	株主資本	561,217
	資本金	300,100
	利益剰余金	261,117
	利益準備金	10,989
	その他利益剰余金	250,128
	（うち当期純利益）	(51,018)
	合計	1,470,307

第８期決算公告　令和８年２月２日

東京都新宿区新宿四丁目３番17号
イミュニティリサーチ株式会社
代表取締役　安河内正文

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,014
	固定資産	11,187
	合計	22,202
負純資産及び部	流動負債	81,960
	固定負債	33,524
	株主資本	△95,082
	資本金	386,550
	資本剰余金	384,050
	資本準備金	384,050
	利益剰余金	△865,682
	その他利益剰余金	△865,682
	（うち当期純損失）	(8,829)
	新株予約権	1,800
	合計	22,202

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二日

長崎県長崎市城山台一丁目四二番一三号
（甲）株式会社ＭＩＣ
代表取締役　本村　正幸

長崎県長崎市東山手町五番三号
（乙）マリンスター産業有限会社
代表取締役　本村　雅子

第９期決算公告

令和８年２月２日

長崎県長崎市城山台一丁目42番13号
株式会社ＭＩＣ
代表取締役　本村　正幸

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,248
	固定資産	98,731
	合計	160,979
負純資産及び部	流動負債	39,261
	固定負債	56,812
	株主資本	64,906
	資本金	5,000
	利益剰余金	59,906
	その他利益剰余金	59,906
	（うち当期純利益）	(6,140)
	合計	160,979

第54期決算公告

令和８年２月２日

富山県高岡市石瀬６番地の１
塩谷商事株式会社
代表取締役　塩谷　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,898
	固定資産	460,673
	繰延資産	632
	合計	479,204
負純資産及び部	流動負債	228,002
	固定負債	289,293
	株主資本	△38,091
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,091
	利益準備金	2,920
	その他利益剰余金	△51,011
	（うち当期純損失）	(15,520)
	合計	479,204

決　算　公　告

令和８年２月２日　　東京都新宿区新宿一丁目34番15号
セントラルフィルター工業株式会社
代表取締役　白旗　康宏

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,095,557	流動負債	533,254
固定資産	203,128	賞与引当金	4,800
		その他	528,454
		固定負債	1,000
		株主資本	765,972
		資本金	99,800
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	676,511
		利益準備金	24,950
		その他利益剰余金	651,561
		（うち当期純利益）	(29,230)
		自己株式	△30,339
資産合計	1,300,226	負債・純資産合計	1,300,226

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社リバティ長岡は、令和８年２月１日に利用終了した当社発行の前払式支払手段について、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたします。

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
　株式会社リバティ長岡
２．払戻しを行う前払式支払手段の種類
　リバティハートカード（Liberty Heart Card）
　リバティ長岡ＧＩＦＴ　ＣＡＲＤ商品券
３．払戻しの申出期間
　令和８年２月２日から令和８年４月30日まで
　※当該期間内に申出がない場合は、本払戻し手続きから除斥されます。
４．申出および問合せ先
　住所：京都府長岡京市長岡２丁目１番23号
　「リバティ長岡」払戻し窓口　電話：075―953―2501

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2026年１月31日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
　株式会社Voicy
２．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　コイン（Voicy）
３．払戻しの申出期間
　2026年２月２日（月曜日）０時０分から2026年４月30日（木曜日）23時59分まで
　※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

アプリのマイページより返還申請フォームを開いていただき、下記情報をご入力の上ご申請ください。

・氏名
・氏名カナ
・口座情報
・連絡先

※アプリを削除された場合は再度インストール、ログインの上お手続きください。
※アプリの再インストールが難しい場合は、下記問い合わせ先まで、お問い合わせください。

○払戻しの方法

金融機関への振込みにて払い戻します（振込手数料は当社が負担します）。

毎月のお申出分を当月末締め翌月末払いにて順次払戻しいたします。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒150―0036 東京都渋谷区南平台町２―17A―ＰＬＡＣＥ渋谷南平台３階
株式会社Voicy　カスタマーサポート担当　宛
https://voicy.zendesk.com/hc/ja/requests/new

2026年２月２日　　株式会社Voicy

第８期決算公告

令和８年２月２日
福岡市南区大楠三丁目23番３号
オングリットホールディングス株式会社
代表取締役　森川　春菜

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	91,502
	固定資産	4,553
	合計	96,055
負債及び純資産の部	流動負債	17,606
	固定負債	30,258
	株主資本	48,191
	資本金	20,000
	資本剰余金	67,309
	その他資本剰余金	67,309
	利益剰余金	△39,118
	その他利益剰余金	△39,118
	（うち当期純損失）	(39,118)
	合計	96,055

第７期決算公告

令和８年２月２日
福岡市南区大楠三丁目23番３号
オングリット株式会社
代表取締役　森川　春菜

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,520
	固定資産	937
	合計	52,457
負債及び純資産の部	流動負債	52,298
	固定負債	13,812
	株主資本	△13,653
	資本金	1,000
	利益剰余金	△14,653
	その他利益剰余金	△14,653
	（うち当期純利益）	(36,677)
	合計	52,457

第５期決算公告

令和８年２月２日
沖縄県那覇市松山１丁目１番19号
ＪＰＲ那覇ビル４Ｆ
沖縄第一ＯＮＧＲＩＴ株式会社
代表取締役　森川　春菜

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,123
	合計	13,123
負債及び純資産の部	流動負債	36,139
	株主資本	△23,017
	資本金	3,000
	利益剰余金	△26,017
	その他利益剰余金	△26,017
	（うち当期純損失）	(2,938)
	合計	13,123

第37期決算公告

令和８年１月16日
兵庫県姫路市飾磨区加茂太の前228番地
ミドリ安全姫路株式会社
代表取締役　金山　康利

貸借対照表の要旨（令和７年10月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	382,821
	固定資産	2,166
	資産合計	384,987
負債及び純資産の部	流動負債	307,624
	負債合計	307,624
	株主資本	77,363
	資本金	10,000
	利益剰余金	67,363
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	64,863
	（うち当期純利益）	(64,536)
	純資産合計	77,363
	負債・純資産合計	384,987

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日
東京都中央区日本橋三丁目二番九号
株式会社寶生インテレクト
代表取締役　宇都宮德治

第21期決算公告

令和８年２月２日
東京都中央区日本橋三丁目２番９号
株式会社寶生インテレクト
代表取締役　宇都宮德治

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,181
	繰延資産	8,194
	合計	28,376
負債及び純資産の部	株主資本	28,376
	資本金	30,000
	利益剰余金	△1,623
	その他利益剰余金	△1,623
	合計	28,376

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。

減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
株式会社ソリューション・クルー
代表取締役　藤原　礼征

第29期決算公告

令和８年２月２日
東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
株式会社ソリューション・クルー
代表取締役　藤原　礼征

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,027
	固定資産	390
	合計	23,417
負債及び純資産の部	流動負債	560
	株主資本	22,856
	資本金	10,000
	資本剰余金	12,670
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	10,170
	利益剰余金	186
	繰越利益剰余金	186
	（うち当期純損失）	(243)
	合計	23,417

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意は令和八年一月三十日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月十一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月二日
大阪市北区梅田一丁目一番三号
（甲）日本ウェブサービス株式会社
代表取締役　岩井　伸夫
東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館六階
（乙）株式会社アクセルメディア
代表取締役　岡﨑　旭

第20期決算公告

令和８年２月２日
大阪市北区梅田一丁目１番３号
日本ウェブサービス株式会社
代表取締役　岩井　伸夫

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	741,120,789
	固定資産	152,388,459
	資産合計	893,509,248
負債及び純資産の部	流動負債	499,493,975
	固定負債	44,099,800
	退職給付引当金	44,099,800
	負債合計	543,593,775
	株主資本	349,915,473
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	249,915,473
	その他利益剰余金	249,915,473
	（うち当期純利益）	(123,840,175)
	純資産合計	349,915,473
	負債・純資産合計	893,509,248

第25期決算公告

令和８年２月２日
東京都港区新橋二丁目20番15号
新橋駅前ビル１号館６階
株式会社アクセルメディア
代表取締役　岡﨑　旭

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	8,464,223
	固定資産	34,410
	資産合計	8,498,633
負債及び純資産の部	流動負債	1,722,561
	負債合計	1,722,561
	株主資本	6,776,072
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△3,223,928
	その他利益剰余金	△3,223,928
	（うち当期純損失）	(1,515,030)
	純資産合計	6,776,072
	負債・純資産合計	8,498,633

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千三百万円増資すると同時に、資本金の額を六千三百万円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を一億円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

新潟県長岡市城内町二丁目五番三号
樋熊ビル三階
株式会社新潟プロバスケットボール
代表取締役　糸満　盛人

第 27 期 決 算 公 告

令和８年２月２日
新潟県長岡市城内町二丁目５番３号　樋熊ビル３階
株式会社新潟プロバスケットボール
代表取締役　糸満　盛人

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	119,207	流動負債	310,232
固定資産	373,175	固定負債	159,901
		株主資本	22,249
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	△ 97,750
		その他利益剰余金	△ 97,750
		（うち当期純利益）	（432）
資産合計	**492,382**	**負債・純資産合計**	**492,382**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社正徳との株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

株主総会の決議は令和八年三月十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二日

兵庫県姫路市白浜町甲一九二〇番地二七
ケーエスフーズ株式会社
代表取締役　正徳　恭子

第 47 期 決 算 公 告

令和８年２月２日　　兵庫県姫路市白浜町甲1920番地27
ケーエスフーズ株式会社
代表取締役　正徳　恭子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,462,244	流動負債	964,604
固定資産	52,283	賞与引当金	5,811
		固定負債	127,807
		退職給付引当金	3,804
		役員退職給付引当金	24,000
		株主資本	422,115
		資本金	10,000
		利益剰余金	412,115
		利益準備金	800
		その他利益剰余金	411,315
		（うち当期純損失）	（37,694）
資産合計	**1,514,528**	**負債・純資産合計**	**1,514,528**

令和８年度第一種電気工事士試験の公示

電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第11条第２項の規定に基づき、令和８年度第一種電気工事士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

令和８年２月２日
東京都中央区八丁堀２丁目９番１号
一般財団法人　電気技術者試験センター
理事長　堀尾　容康

１．試験日時

上期学科試験	ＣＢＴ方式※1	令和８年４月１日（水）～５月８日（金）
上期技能試験		令和８年７月４日（土）
下期学科試験	ＣＢＴ方式※1	令和８年９月11日（金）～10月18日（日）
	筆記方式※2	令和８年10月４日（日）
下期技能試験		令和８年11月21日（土）

※１　所定の期間内に試験会場、試験日時を選択・変更することが可能です。
※２　所定の期日、会場にて開催する、問題用紙とマークシートを用いて実施する試験です。上期学科試験は、ＣＢＴ方式のみ実施します。

２．試験科目
次の科目（詳細は、電気工事士法施行令による。）について、学科試験及び技能試験を行います。
●理論及び設計　●応用　●機器、蓄電池、器具、材料及び工具並びに受電設備
●施工方法　●検査方法　●配線図　●発電、送電及び変電　●法令

３．受験申込み受付期間
⑴　上期試験　インターネット申込み※3　令和８年２月13日（金）～３月２日（月）
⑵　下期試験　インターネット申込み※3　令和８年７月27日（月）～８月13日（木）
※３　原則、インターネット申込みとなります。インターネット申込みは受付開始日10時から最終日の17時までとなります。インターネットをご利用になれない等やむを得ない事情で書面申込みを希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、書面の発送・受領に時間を要しますので、受付終了日の10日前までには、ご連絡ください。

４．受験手数料
インターネット申込み　13,000円、書面申込み　14,400円

５．受験案内　一般財団法人電気技術者試験センターホームページでインターネット申込み用をダウンロードできます。

６．試験地※4
学科試験（ＣＢＴ方式）　各都道府県
学科試験（筆記方式）※下期のみ　各都道府県（北海道は旭川市、北見市、札幌市、釧路市、室蘭市、函館市で実施）
技能試験　各都道府県（北海道は旭川市、北見市、札幌市、釧路市、室蘭市、函館市で実施）
※４　試験地は都合により変更となる場合があります。

７．受験申込みその他試験に関する問い合わせ先
一般財団法人　電気技術者試験センター　受験総合支援センター
所在地：〒104―8584 東京都中央区八丁堀２丁目９番１号（ＲＢＭ東八重洲ビル８階）
電話番号：03―3552―7691　ＵＲＬ：https://www.shiken.or.jp/

第 40 期 決 算 公 告

令和８年２月２日　　香川県観音寺市柞田町丁93番地27
株式会社カナエテクノス
代表取締役　上坂　史郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年10月20日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,696,145	流動負債	2,187,844
固定資産	4,934,285	固定負債	1,827,713
有形固定資産	4,874,390	**負債合計**	**4,015,557**
無形固定資産	7,842	株主資本	4,614,873
投資その他の資産	52,053	資本金	240,000
		利益剰余金	4,374,873
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	4,314,873
		（うち当期純利益）	（548,704）
		純資産合計	**4,614,873**
資産合計	**8,630,430**	**負債・純資産合計**	**8,630,430**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

東京都港区虎ノ門一丁目16番４号
ネミコン株式会社
代表取締役　荻島　哲夫

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,195,974	流動負債	181,375
固定資産	68,987	（賞与引当金）	（11,467）
		株主資本	1,083,586
		資本金	230,000
		資本剰余金	110,000
		資本準備金	110,000
		利益剰余金	745,609
		利益準備金	14,519
		その他利益剰余金	731,090
		（うち当期純利益）	（43,079）
		自己株式	△2,023
資産合計	**1,264,961**	**負債・純資産合計**	**1,264,961**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二日

名古屋市南区西又兵ヱ町三丁目四八番地
（甲）愛知計機株式会社
代表取締役　恒成　隆

岐阜市茜部菱野二丁目八四番地
（乙）中部計機株式会社
代表取締役　中山　徳男

愛知県春日井市如意申町四丁目一一番地
二一　（丙）有限会社春日井流通マシン
代表取締役　大和田　剛

第 57 期 決 算 公 告

令和８年２月２日　　名古屋市南区西又兵ヱ町三丁目48番地
愛知計機株式会社
代表取締役　恒成　　隆

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	409,417	流動負債	283,710
固定資産	684,137	（基盤構築引当金）	（18,000）
繰延資産	3,103	固定負債	355,883
		（修繕引当金）	（5,500）
		負債合計	**639,593**
		株主資本	457,064
		資本金	15,000
		利益剰余金	442,064
		利益準備金	450
		その他利益剰余金	441,614
		（うち当期純利益）	（10,761）
		純資産合計	**457,064**
資産合計	**1,096,657**	**負債・純資産合計**	**1,096,657**

第 54 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

岐阜市茜部菱野二丁目84番地
中部計機株式会社
代表取締役　中山　徳男

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	107,827	流動負債	47,755
固定資産	77,260	固定負債	2,000
		負債合計	**49,755**
		株主資本	135,332
		資本金	12,000
		利益剰余金	123,332
		利益準備金	1,550
		その他利益剰余金	121,782
		（うち当期純損失）	（9,549）
		純資産合計	**135,332**
資産合計	**185,088**	**負債・純資産合計**	**185,088**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月二日

群馬県伊勢崎市富塚町一六四番地
（甲）共栄アルミ工業株式会社
代表取締役　谷　和宏

群馬県伊勢崎市富塚町一一一番地一
（乙）株式会社大建アルミ商工
代表取締役　武藤　進悟

第 49 期 決 算 公 告

令和８年２月２日　　群馬県伊勢崎市富塚町164番地
共栄アルミ工業株式会社
代表取締役　谷　　和宏

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	489,390	流動負債	277,487
固定資産	67,881	賞与引当金	1,900
		固定負債	32,728
		役員退職慰労引当金	22,200
		株主資本	244,292
		資本金	18,000
		利益剰余金	226,292
		利益準備金	4,500
		その他利益剰余金	221,792
		（うち当期純損失）	（30,811）
		評価・換算差額等	2,763
		その他有価証券評価差額金	2,763
資産合計	**557,272**	**負債・純資産合計**	**557,272**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

群馬県伊勢崎市富塚町111番地１
株式会社大建アルミ商工
代表取締役　武藤　進悟

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	267,861	流動負債	80,056
固定資産	41,470	賞与引当金	1,400
		固定負債	59,868
		役員退職慰労引当金	26,700
		株主資本	169,407
		資本金	10,000
		資本剰余金	79,086
		その他資本剰余金	79,086
		利益剰余金	80,320
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	77,820
		（うち当期純利益）	（8,696）
資産合計	**309,332**	**負債・純資産合計**	**309,332**